

「岩手県環境基本計画」(最終案)について

- 県では、現岩手県環境基本計画が、本年度、目標年度を迎えることから、昨年6月に岩手県環境審議会に対し、新しい環境基本計画の基本的方向について諮問しました。
- 本年6月に同審議会から「中間答申」をいただき、県として「計画素案」を、さらに9月に「計画案」を公表し、パブリック・コメントや地域説明会を実施しながら、県民の皆さんからご意見をいただき、計画へ反映させてきました。
- 今般、同審議会から延べ14回(岩手県環境審議会6回、環境基本計画策定特別部会8回)の審議を踏まえ、「答申」をいただき、この答申に基づく、「計画最終案」を別添のとおり取りまとめました。
- 12月県議会に、計画の承認議案を提案するとともに、県議会承認後は、広報や説明会を実施するなど、県民の皆さんに計画の浸透を図っていくこととしています。

1 これまでの取組

- ・岩手県環境審議会(会長:海田岩手大学工学部教授)へ諮問(H21.6.7)
- ・「計画素案」についてパブリック・コメント(9箇所の地域説明会含む)を実施(H22.6.9～H22.7.8)
- ・「計画案」についてパブリック・コメントを実施(H22.9.16～H22.10.15)

2 計画の名称等

- (1) 名称:岩手県環境基本計画
- (2) 計画期間:平成23年度～平成32年度
- (3) 基本目標:「みんなの力で次代へ引き継ぐいわての『ゆたかさ』」
- (4) 構成:計画の目標達成に向けて、次の7本の柱により施策を展開

I 低炭素社会の構築 / II 循環型社会の形成 / III 自然共生社会の形成
IV 安全で安心できる環境の確保 / V 快適でうるおいのある環境の創造
VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進 / VII 環境を守り育てる産業の振興

3 計画の特徴

- **いわての未来を築き上げていく上で目指すべき3つの社会を明確に位置づけ**
「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つをいわての未来を築き上げていく上で目指すべき社会として明確に位置づけ、その実現に向けて、社会の仕組や生活のあり方などを変えていく、という観点からの取組を進めていきます。
- **共通して踏まえるべき2つの視点により施策を推進**
「環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進」、「環境を守り育てる産業の振興」の2つの施策をすべての施策の推進機軸に据え、施策の展開を図ります。
また、協働により計画を推進するため、以下のような工夫をしています。
 - ・7本の施策の柱を、「いわての未来を築き上げる施策」など4つのグループに分類し、個々の施策領域に応じた役割や互いの関連性を明示
 - ・「皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと」として、具体的な取組内容を例示
 - ・県と県民、NPO等の民間団体などの各主体との協働の具体的な姿について、参考資料において「県民等との協働プログラム」としてパッケージ化して記載

岩手県環境基本計画（最終案）の概要について

計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度

施策の方向

☆いわての未来を築き上げる施策

I 低炭素社会の構築

- ◇二酸化炭素排出削減対策の推進
- ◇森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進
- ◇その他の温室効果ガス排出削減対策の推進

II 循環型社会の形成

- ◇廃棄物の発生抑制を第一とする 3R と適正処理の推進
- ◇廃棄物の不適正処理の防止等

III 自然共生社会の形成

- ◇豊かな自然との共生
- ◇自然とのふれあいの推進
- ◇森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

☆いわての今を守り続ける施策

IV 安全で安心できる環境の確保

- ◇大気環境の保全
- ◇水環境の保全
- ◇土壌環境及び地盤環境の保全
- ◇化学物質の環境リスク対策の推進
- ◇監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応
- ◇環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

☆いわての魅力を引き出す施策

V 快適でうるおいのある環境の創造

- ◇快適で安らぎのある生活空間の保全と創造
- ◇歴史的・文化的環境の保全

☆すべての施策の推進機軸

VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

- ◇環境学習の推進
- ◇環境に配慮した行動・協働の推進
- ◇県域を越えた連携、国際的取組の推進

VII 環境を守り育てる産業の振興

- ◇環境関連産業の振興
- ◇自然共生型産業の振興
- ◇環境に関する科学技術の振興

計画の推進・進行管理

- ・多様な主体との連携・協働により計画を推進
- ・計画の目指す姿を分かりやすく県民へ伝えるとともに、PDCAサイクルに基づく検証に資するため指標を設定
- ・温室効果ガス排出削減割合を除き、当初は 5 年後の目標値を設定し、中間年に最終年の目標値を設定

基本目標

みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」

施策推進のポイント

●ライフスタイルや社会システムの転換

温室効果ガス排出量 25%削減（1990 年比）の目標達成に向けて、再生可能エネルギーの活用等の促進などにより、県民一人ひとりのライフスタイルや社会の仕組みを、化石燃料へ過度に依存しないものへと転換

●地域循環圏の構築によるゼロエミッションの取組の促進

地域間、企業間の連携により、資源の循環利用を進め、地域循環圏を構築することにより、産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロにするというゼロエミッションの取組を促進

●野生動物との共生・希少野生動物の保護

野生動物の生息域の拡大等が生じた影響による人と野生動物とのあつれきへの的確な対応を図るとともに、絶滅が危惧される野生動物の生息・生育環境の保全など、希少野生動物の保護の取組を促進

●良好な大気・水環境等の保全

大気環境や水質等の監視や改善に向けた指導などにより、環境基準達成率の維持向上を図るとともに、「環境報告書」の作成など、企業と住民等との環境コミュニケーションを促進

●景観や歴史的・文化的環境の将来への継承

美しい景観、古くから受け継がれてきた歴史や伝統、平泉文化などの世界に誇れる豊かな文化を、本県にとってのかけがえのない価値として、また「ゆたかさ」の象徴として、将来へと継承

●多様な主体の連携・協働による取組の促進

環境学習機会の提供、環境人材の育成、協働の仕組づくりなどにより、地域の様々な主体による連携・協働の取組を促進

●豊かな地域資源を生かした環境関連産業等の振興

本県の特長や豊かな地域資源を生かし、環境関連産業や自然共生型産業の振興を図るとともに環境に配慮した技術や取組等による地域活性化を促進

主要な指標

I 低炭素社会の構築

◆温室効果ガス排出削減割合

H2 比△25%(H32)※国の削減目標に地域から貢献

II 循環型社会の形成

◆一般廃棄物最終処分量

53.8 千トン(H20)→40 千トン(H27)※

◆産業廃棄物最終処分量

62 千トン(H20)→50 千トン(H27)※

3R やリサイクルの推進により、最終処分量の低減を目指す

III 自然共生社会の形成

◆大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合

35.3%(H22)→50%(H27)※5 割までの向上を目指す

◆イヌワシ繁殖率

12.5%(H21)→21.9%(H27)※種の保存に必要な繁殖率 30%の確保に向け、当面の目標として 20%台を目指す

◆自然公園ビジターセンター等利用者数

136,031 人 (H21) →150,000 人(H27)※利用者数の 10%増を目指す

IV 安全で安心できる環境の確保

◆大気の大気汚染物質等の環境基準達成率

100%(H21)→100%(H27) ※現状の良好な大気環境の維持を目指す

◆公共用水域の BOD 等環境基準達成率

96.5%(H21)→96.5%(H27) ※過去最高値 (H21) の維持を目指す

V 快適でうるおいのある環境の創造

◆本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合

59.3%(H22)→70%(H27) ※7 割までの向上を目指す

VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

◆省エネ活動を実施している県民の割合

82.3%(H22)→90%(H27)※H32 までの 95%の実現に向け、当面の目標として 90%を目指す

◆環境報告書作成企業数

〈新規〉→130 企業(H27)

VII 環境を守り育てる産業の振興

◆環境保全型農業実践者数

22,300 人(H21)→30,000 人(H27) ※県内の販売農家の半数が環境保全型農業に取り組むことを目指す

県民等との協働プログラム

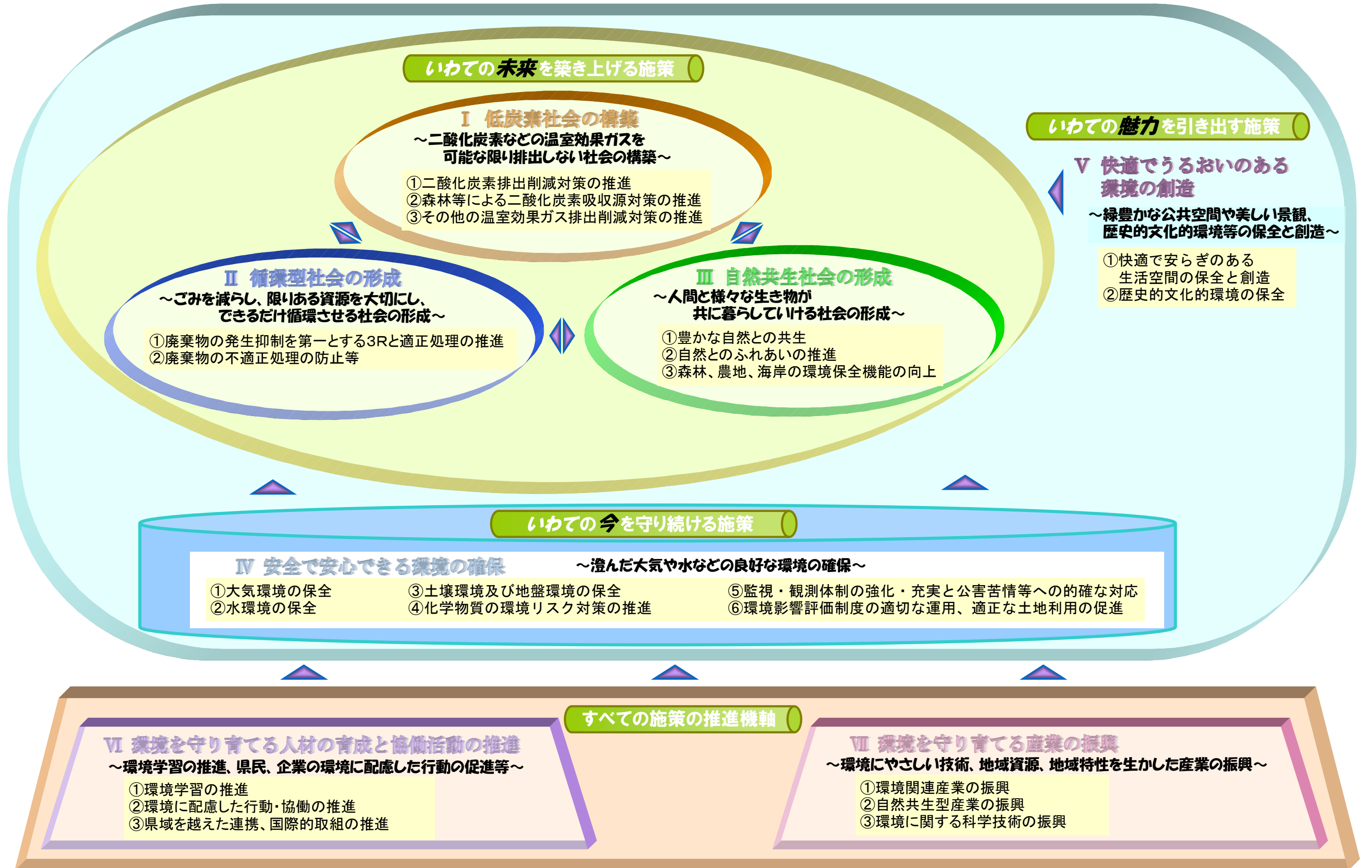
○計画を着実に推進していくため、「県民等との協働プログラム」を掲げ、県と県民等との協働の具体的な姿を示しながら、連携・協働の促進を図る。

【県民等との協働プログラム例】

- ・いわて型エコライフ推進プログラム
- ・「もったいない」からはじめる「いわて 3R 推進」プログラム
- ・いわての希少野生生物との共生プログラム
- ・早池峰地域保全対策プログラム
- ・北上川清流化・松尾鉦山跡地再生プログラム

岩手県環境基本計画（最終案）の概要について

基本目標 みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」の実現に向けた施策体系概念図



記者席配付資料（環境基本計画関係3）

平成 22 年 11 月 15 日

環境生活部環境生活企画室 内線 5384

岩手県環境基本計画（最終案）

～みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」～

平成 22 年 11 月

岩手県

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨等 1頁

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の役割
- 3 計画の期間

第2節 計画策定の背景 2頁

- 1 平成11年計画の成果と課題
- 2 環境問題の現状

第3節 計画策定の基本的な方向 7頁

第2章 計画の基本目標

第1節 基本目標 9頁

第2節 計画の構成 10頁

第3章 施策の方向

第1節 低炭素社会の構築 13頁

- 1 二酸化炭素排出削減対策の推進 13頁
- 2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進 20頁
- 3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進 22頁

第2節 循環型社会の形成 23頁

- 1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進 23頁
- 2 廃棄物の不適正処理の防止等 29頁

第3節 自然共生社会の形成 31頁

- 1 豊かな自然との共生 31頁
- 2 自然とのふれあいの推進 38頁
- 3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上 42頁

第4節 安全で安心できる環境の確保 47頁

- 1 大気環境の保全 47頁
- 2 水環境の保全 53頁
- 3 土壌環境及び地盤環境の保全 58頁
- 4 化学物質の環境リスク対策の推進 60頁
- 5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応 62頁

6	環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	64 頁
第5節	快適でうるおいのある環境の創造	65 頁
1	快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	65 頁
2	歴史的文化的環境の保全	68 頁
第6節	環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	71 頁
1	環境学習の推進	71 頁
2	環境に配慮した行動・協働の推進	74 頁
3	県域を越えた連携、国際的取組の推進	77 頁
第7節	環境を守り育てる産業の振興	79 頁
1	環境関連産業の振興	79 頁
2	自然共生型産業の振興	81 頁
3	環境に関する科学技術の振興	84 頁

第4章 計画の推進・進行管理 87 頁

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理
- 3 指標の設定

参考資料 94 頁

- 県民等との協働プログラム 95 頁
- 岩手県環境基本計画策定期間中の岩手県環境審議会委員名簿 106 頁
- 岩手県環境基本計画策定に係る検討経過 107 頁
- 用語解説 108 頁
- 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 120 頁

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- 県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例¹」第 11 条の規定により、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11 年 9 月に目標年次を平成 22 年度とする最初の環境基本計画（以下「平成 11 年計画」という。）を定めました。

平成 11 年計画が目標年次を迎えることから、平成 11 年計画における成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、新しい環境基本計画を策定するものです。

2 計画の役割

- 本県の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定めるものです。
- 県民や、各種団体、民間企業に対しては、環境に配慮した行動を自主的かつ積極的に行っていただくよう理解や協力を求めるものです。
- 市町村に対しては、計画策定や施策策定の指針として活用いただき、県と一体的な施策の推進が図られるよう期待するとともに、国に対しては、本県の進むべき方向や取組内容を示し、必要な支援、協力を要請していくものです。

3 計画の期間

平成 23（2011）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度を目標年次とする 10 箇年計画とします。

¹ 平成 10 年岩手県条例第 22 号。環境の保全及び創造についての基本理念や、県民、事業者、県及び市町村の役割、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項について規定しています。

第2節 計画策定の背景

1 平成11年計画の成果と課題

- 平成11年計画では、「恵み豊かな環境と共生し未来につなぐイーハトーブの大地」を基本目標に掲げ、先駆的な考え方や制度を盛り込んだ「循環型地域社会の形成に関する条例¹」をはじめとする各種条例の制定や、公共関与による廃棄物処理モデル施設であるいわて第2クリーンセンター、環境・保健衛生分野の試験研究等の中核施設である岩手県環境保健研究センター、環境学習の拠点施設としての環境学習交流センターの整備などを進めた結果、環境と共生した岩手の大地を未来に継承するための基盤が整ってきたところです。

- しかしながら、一方では、
 - ・ 環境に配慮した生活様式への転換が進んでいないことなどから、二酸化炭素排出量や廃棄物がなかなか減らない
 - ・ 導入コストが高いなどの理由から新エネルギーの導入が進んでいない
 - ・ 里地里山の自然環境の変化や野生動物の生息域の拡大などの影響により、人と野生動物との間で継続的にあつれきが発生しているなどの課題が生じており、計画の基本目標の実現については、道半ばの状況です。

- 新しい環境基本計画では、こうした課題の解決に向けた施策の方向性を示していくことが求められています。

¹ 平成14年岩手県条例第73号。循環型地域社会を形成を目的として、再生資源利用認定製品制度や産業廃棄物処理業者育成制度、不法投棄等抑止対策などについて規定しています。

【平成11年計画の主な取組】

地球温暖化対策

一定規模以上の事業所に対する二酸化炭素の排出抑制に向けた計画策定や実施状況の届出の義務付け / 「いわて地球環境にやさしい事業所¹」制度の創設 / 「CO₂ダイエット・マイナス8%いわて県民運動²」の展開/地球温暖化対策地域協議会³の設立と活動の支援

廃棄物対策

産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則（全国初）、岩手県再生利用認定製品制度、優良な産業廃棄物処理業者の格付け制度（全国初）、違反行為の点数化による行政処分基準の明確化（全国初）などを内容とする「循環型地域社会の形成に関する条例」の制定 / 県外産業廃棄物の搬入事前協議の義務化、環境保全協力金制度（全国初）などを内容とする「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例⁴」及び「岩手県産業廃棄物税条例」を青森県、秋田県の北東北3県で同一かつ同時に制定 / 公共関与によるいわて第2クリーンセンターをPFI⁶方式により整備

自然との共生

地方レベルの野生動植物の保護施策を推進するため、県内に生息、生育する絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにした「いわてレッドデータブック⁷」の作成 / 知事が指定した希少野生動植物の捕獲、採取の禁止等の規制措置、生息、生育地の維持、改善などを内容とする「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例⁸」の制定 / 早池峰地域における官民協働による環境保全活動の実施

試験研究・環境学習体制の整備

環境や保健衛生に関する試験研究等に関する中核施設として岩手県環境保健研究センター⁹を整備 / 環境学習等を推進するため、環境学習交流センター¹⁰や環境学習広報車¹¹の整備 / 地球温暖化防止活動推進センター¹²の指定 / 環境アドバイザー¹³、地球温暖化防止活動推進員¹⁴の委嘱

¹ 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介しています。

² 県民一人ひとりに「身近にできる8つのCO₂ダイエット（削減）」などの実践を呼びかけ、地球温暖化防止を推進する「県民運動」です。

³ 地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等について協議し、実践などを行う組織をいいます。

⁴ 平成14年岩手県条例第74号。県外産業廃棄物の搬入事前協議の義務化と環境保全協力金制度を創設し、自県（圏）内処理を促進するため、青森県、秋田県、岩手県の北東北3県で同内容の条例を同時に制定しました。

⁵ 平成14年岩手県条例第72号。最終処分量の削減を促すこと、及び産業廃棄物の発生抑制、循環の利用の促進、適正処理の確保に関する施策の費用に充てることを目的とし、青森県、秋田県、岩手県の北東北3県で同内容の条例を同時に制定しました。

⁶ 「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

⁷ 県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにするため、平成13年3月に作成しました。

⁸ 平成14年岩手県条例第26号。本県の希少野生動植物の実効性ある保護を図ることを目的として、県・事業者・県民の責務、捕獲・採取の禁止等の規制措置、生息・生育地の維持・改善、保護管理事業等について規定しています。

⁹ 新たな感染症発生や食の安全・安心問題、環境汚染問題や生物多様性の保全など増大かつ複雑多様化する環境保健課題に適切に対応し、本県の優れた環境を保全して、県民の健康を保持・増進するため、平成13年7月に整備しました。

¹⁰ 県内の環境学習拠点施設として平成18年4月に設置しました。環境情報の収集提供、環境学習支援、環境保全活動の支援等を行っています。

¹¹ 愛称をエコカーゴといます。県内各地の地域のイベントや学校等において出張環境学習を実施するため、平成19年度に整備しました。

¹² 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策についての普及啓発を行うことなど、地球温暖化防止のための活動を行うNPO法人等を、都道府県知事が地球温暖化防止活動推進センターとして指定しています。本県においては、平成22年度～平成24年度まで、特定非営利法人環境パートナーシップいわてを指定しています。

¹³ 地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するため、環境保全についての有識者及び環境保全活動実践者などの中から知事が委嘱し、地域における研修会等の講師として派遣しています。

¹⁴ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を知事が委嘱しています。

2 環境問題の現状

- 私たちの日々の生活やその支えとなる経済活動は、環境という器が確保されるとともに、安定してはじめて成り立つものであり、豊かな自然環境や多様な生態系、きれいな空気や水、安定した気候の中でこそ、私たちは健康で文化的な生活を送ることができます。

私たちの生存基盤である環境という器について考えるときに、空気や海には壁がなく地球として一つであること、社会経済がグローバル化していること等を踏まえれば、地球規模の環境から身近な地域の環境までを念頭に置く必要があります。

【地球温暖化問題】

国連人口基金の発表した世界人口白書 2009 によると、平成 21 (2009) 年の世界人口は、約 68 億人となっており、34 年前の昭和 50 (1975) 年の世界人口約 40.8 億人の約 1.7 倍となっています。また、国連人口部の平成 20 (2008) 年世界人口予測では、世界人口は、平成 23 (2011) 年には 70 億人に達し、平成 62 (2050) 年には、91 億人を突破すると予測しています。

世界的な人口の増加や経済発展は、温室効果ガス¹の排出量の増加をもたらします。

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量は、長年増加し続け、昭和 25 (1950) 年から平成 19 (2007) 年までの約 60 年間で約 5 倍にも達しており、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ²の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地はなく、その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加によるものとされています。

現状の世界の温室効果ガス排出量は自然界の吸収量の 2 倍を超えており、今後も引き続き増加するものと考えられています。

一方、本県における二酸化炭素排出量も、平成 19 年では、1,299 万 5 千トンとなっており、平成 2 年に比べ 0.9% 増加しています。

また、盛岡における年平均気温は、この 100 年で 1.5 度上昇しており、農作物の生育障害や病害虫の発生などが懸念されます。特に、昭和 60 年代以降、高温の年が多くなっており、盛岡の年平均気温の上位 10 位は、いずれも平成元年以降に記録されています。

地球温暖化は、異常気象の頻発や災害の激化、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、生態系への影響など、私たちの経済・社会活動に様々な悪影響を複合的に生じさせる可能性が指摘されており、人類の課題として取り組んでいく必要があります。

【廃棄物問題】

社会経済活動は、私たちに恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を消費し、健全な物質循環を阻害して地球の環境に負荷を与える側面も有しています。

長期的に見ると世界では資源需要が増大し、天然資源の枯渇、安定供給に対する懸念が強まり、資源の乏しい我が国にとって、大きな問題です。また、廃棄物問題が一層深刻化するものと予測されており、世界の廃棄物発生量が平成 62 (2050) 年には平成 12 (2000) 年の 2 倍以上になるという試算もあります。

¹ 太陽光により温められた地表面から放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする 6 種類のガス (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類) をいいます。

² 1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価などを行う国連の組織です。

本県の廃棄物¹の状況は、一般廃棄物（ごみ）については、排出量の約7割を占める生活系一般廃棄物の平成20年度の県民一人一日当たりの排出量は、664グラムであり、平成18年度をピークに平成19年度、平成20年度と続けて減少したものの、10年前の平成10年度（583グラム）よりも、約80グラム増えています。また、最終処分量は減少傾向にありますが、ごみ全体に占めるリサイクル量の割合を表すリサイクル率は、近年18%前後で伸び悩んでいます。

産業廃棄物については、排出量（動物のふん尿及び動物の死体を除く）は近年概ね横ばいで推移していますが、最終処分量が減少するなど、再生利用の取組が進む一方、不適正処理が後を絶たない状況にあります。

こうした長期的、世界的な問題や本県の状況を見据えながら、資源の制約や廃棄物を受け入れる環境の容量の制約を考え、本県における廃棄物の発生抑制や資源の循環利用の取組をさらに進める必要があります。

【自然環境の保全】

本県の自然環境は、県土の約77%を森林が占めており、森林面積は北海道に次いで全国2位となっていることや、県内に陸中海岸、十和田八幡平の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園を持つなど、全国的に恵まれたものとなっています。

また、イヌワシや早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウに代表されるように、多様な自然環境の中に日本に生育・生息する植物の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割が生息・生育しています。

しかし一方で、イヌワシやハヤチネウスユキソウなど800を超える種が、いわてレッドデータブックにおいて絶滅危惧種やこれに準ずる種とされています。

また、農林業の担い手の高齢化や減少、木材価格の低下等により、森林や里山などの適切な維持・管理が困難になってきているとともに、野生動植物の種の減少、捕獲圧が減少したことなどによる野生動物の生息域の拡大などの変化、外来生物等による在来の生態系のかく乱などが生じています。

地球上の多様な生物は、森林、河川・湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきました。

生物多様性は、飲料水や食料の供給、気候の安定など、様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤となることから、本県の自然環境の保全に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

【生活環境、景観や歴史的文化的環境の保全】

本県の大気環境については、二酸化窒素などの大気汚染物質の常時監視、有害大気汚染物

¹ 「廃棄物」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、占有者自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外のすべての廃棄物のことをいい、さらに「ごみ」と「し尿」に区分されます。また、「ごみ」のうち、家庭から排出されるごみは「生活系ごみ」と呼ばれ、市町村に処理責任があるのに対し、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）は、「事業系ごみ」と呼ばれ、産業廃棄物と同様に事業者処理責任があります。「し尿」は公共下水道又は浄化槽や市町村等のし尿処理施設で処理されます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類のものをいいます。

質の測定を実施していますが、概ね良好な状態が維持されています。また、水環境についても、平成21年度のBOD¹（又はCOD²）の環境基準³達成率が、96.5%と概ね良好な水質を保っています。

また、本県には、美しい景観、古くから受け継がれてきた歴史や伝統、平泉文化などの世界に誇れる豊かな文化があります。

これらはすべて本県にとってかけがえのないの価値であり、「ゆたかさ」の象徴ともなっていることから、将来にわたり守りはぐくんでいく必要があります。

- 以上のように環境問題は、その多くが人間の活動に起因するものであり、規模や範囲も身近な生活環境から地球環境問題まで複雑多岐にわたっています。このため、環境保全のために自ら行動を起こすとともに、環境との調和や環境視点で社会経済活動を行う必要があります。

【環境を守るための行動と環境を守り育てる産業の振興】

地球温暖化や廃棄物問題などのように、環境問題の中には、私たちのライフスタイルと密接に関係しているものも少なくありません。私たちは、自分自身が環境問題の原因をつくると同時にその被害者となっています。こうした状況からの脱却を図るためには、私たち一人ひとりがそのことに気づき、何らかの行動を起こしていくことが大切です。

平成19年に内閣府が行った「地球温暖化に関する世論調査」において、地球環境問題に対して関心があると回答した者の割合（「関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合の合計）は、92.3%となっており、平成17年調査時（87.1%）、平成13年調査時（82.4%）と比較すると上昇しています。平成22年県民生活基本調査においても、「環境保全などのために行動している人」の割合は、76.5%となっています。

このような環境に対する関心、意識の高まりを、より環境に配慮した実際の行動に移していくことが重要です。

また、様々な環境問題へ具体的に対応していくことは、継続的な需要の発生につながることで見込まれ、経済や雇用への効果が期待されることから、本県の特性を生かした環境関連産業の育成・集積を図ることが重要です。さらに、本県では、豊かな地域資源を活用した産業が展開されており、環境に配慮した技術や取組などにより地域資源を持続的に利活用し、地域の活性化を図っていくことが大切です。

- 一人でも多くの方が環境問題の解決のために自ら動き出すことで、行動が協働へと進化し、社会全体の大きな取組に発展します。また、社会経済活動を環境との調和、環境視点により展開することは、持続的に発展することができる社会の構築につながります。

こうした取組により、岩手のゆたかさを将来にわたり守りはぐくんでいくことが、今、求められています。

¹ 生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

² 化学的酸素要求量。BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

³ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準です。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

第3節 計画策定の基本的な方向

- 平成11年計画が目標年次を迎える中、その成果と課題を踏まえるとともに、上記のような地球温暖化問題、廃棄物問題、身近な自然や生態系の再生、野生動物との共生などの課題に対応し、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、私たちの暮らし方、社会のあり方を、地球環境への負荷が少ないものへと大きく変革していく必要があります。
- このため、新しい環境基本計画では、持続的発展が可能な社会を構築する上で欠くことのできない、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現を『いわての未来を築き上げる施策』として計画体系に明確に位置付け、施策の展開を図っていくこととします。
- また、本県の「ゆたかさ」の象徴ともなっている、澄んだ水や空気などの良好な環境の確保については、『いわての今を守り続ける施策』として、美しい景観や歴史的文化的環境の保存や活用については、『いわての魅力を引き出す施策』として位置付け、施策の展開を図っていきます。
- 一方、これらの施策の展開に当たっては、行政や専門的な立場の方々だけでなく、県民やNPO、事業者、産業界など、県内のあらゆる主体が、それぞれの役割を担いながら、行動を共にしていくことが大切です。

こうした意味から、県民一人ひとりの環境を保全するための実践や行動の輪を県内に広げる「人材育成・協働」、環境保全を経済的制約ではなく、産業振興や地域活性化を支える要素とする「環境を守り育てる産業の振興」を施策推進の機軸に据えて、環境施策の展開を図ることとします。
- 以上のような方向性に基づき、平成21年12月に策定したいわて県民計画に掲げる『「環境王国いわて」の実現』に向けて、より具体的な施策を明らかにしながら、時代の潮流や新たな局面を迎えた環境問題への的確な対応を図るため、新しい環境基本計画を策定することとします。

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第2章 計画の基本目標

第1節 基本目標

前章の基本的な認識に基づき、本計画の基本目標を次のとおりとします。

みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」

みんなの力で…

いま、様々な環境問題が本県を取り巻いていますが、これらは、誰かが解決してくれるものでも、いつか自然に消え去ってしまうものでもありません。私たち県民一人ひとりが、自らの行動により、解決に向けたたゆまぬ努力を続けていくことが大切です。

次代へ引き継ぐ…

岩手のすばらしい環境は、現代に生きる私たちだけのものではありません。私たちの子や孫の世代も、その恵みを享受し、この地に住み続けることの幸いを実感できるよう、社会の発展の姿を持続性あるものへと変えていくことが大切です。

いわての「ゆたかさ」…

本県は、自然環境や大気・水環境をはじめ、景観、歴史文化など、国内外に誇るべき豊かな環境に恵まれています。これらを保全していくとともに、本県に豊富に存在する森林などの地域資源を適切に活用しながら、恵み豊かな環境と人間の営みが両立する岩手らしい「ゆたかさ」をはぐくんでいくことが大切です。

第2節 計画の構成

本計画では、環境政策の推進に係る7つの施策領域ごとに、それぞれ施策の柱立てを行っています。

また、この7本の施策の柱を、個々の施策領域に応じた役割や互いの関連性により、次のような4つのグループに分類しています。

こうした施策体系のもとに、本計画では、前節の基本目標の達成に向けた環境政策の総合的な展開を図っていくこととします。(11ページ 施策体系概念図参照)

◆いわての未来を築き上げる施策

本計画の中核をなす施策として、「**I 低炭素社会の構築**」、「**II 循環型社会の形成**」、「**III 自然共生社会の形成**」を掲げています。これらの施策はいずれも、将来に向けて社会の仕組や生活のあり方などを変えていく、という観点に立って進めていくものです。

この目指すべき3つの社会は、それぞれ独立したものではなく、相互関係を有しています。例えば、地球温暖化は生態系に影響を与えていますし、3R¹を通じた適正な資源循環は生態系への環境負荷の低減や地球温暖化対策につながります。

◆いわての今を守り続ける施策

澄んだ大気や水など、現在においても良好な本県の環境を、将来にわたり継承していく施策として、「**IV 安全で安心できる環境の確保**」を掲げています。この施策は、上記の3つの社会を目指していく上での基礎づくりを行うものとなります。

◆いわての魅力を引き出す施策

本県の豊かな環境を守りはぐくんでいく中で、安らぎのある生活空間やすばらしい景観などを生み出していくことは、岩手らしさや他の地域にはない持ち味を創り出していくこととなります。こうした本県の魅力向上につながる施策として、「**V 快適でうるおいのある環境の創造**」を掲げています。

◆すべての施策の推進機軸

上記の施策の推進に当たり、共通して踏まえるべき視点が2つあります。ひとつは、県民やNPO、事業者など、県内のあらゆる主体との連携と協働のもとに取組を進めていくことであり、もうひとつは、環境産業の振興などに着目した施策の展開を図ることです。

こうした観点から、すべての施策の推進機軸として、「**VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進**」と「**VII 環境を守り育てる産業の振興**」を掲げています。

【参考】 施策の柱一覧

I 低炭素社会の構築 / II 循環型社会の形成 / III 自然共生社会の形成

IV 安全で安心できる環境の確保 / V 快適でうるおいのある環境の創造

VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進 / VII 環境を守り育てる産業の振興

¹ 「3R」とは、Reduce (リデュース:減らす)、Reuse (リユース:繰り返し使う)、Recycle (リサイクル:再資源化) の3つの文字の頭文字をとった言葉です。

3つのRに取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするものです。

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法においてこの3Rの考え方が導入されました。

また、3Rが広まるにつれ、いくつかの市町村等ではRefuse(不要なものを断る)、Repair(修理して使う)などの「R」を加えて、「4R」や「5R」を進めているところもあります。

基本目標 みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」の実現に向けた施策体系概念図

いわての未来を築き上げる施策

I 低炭素社会の構築

～二酸化炭素などの温室効果ガスを可能な限り排出しない社会の構築～

- ①二酸化炭素排出削減対策の推進
- ②森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進
- ③その他の温室効果ガス排出削減対策の推進

II 循環型社会の形成

～ごみを減らし、限りある資源を大切に、できるだけ循環させる社会の形成～

- ①廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進
- ②廃棄物の不適正処理の防止等

III 自然共生社会の形成

～人間と様々な生き物が共に暮らしていける社会の形成～

- ①豊かな自然との共生
- ②自然とのふれあいの推進
- ③森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

いわての魅力を引き出す施策

V 快適でうるおいのある環境の創造

～緑豊かな公共空間や美しい景観、歴史的文化的環境等の保全と創造～

- ①快適で安らぎのある生活空間の保全と創造
- ②歴史的文化的環境の保全

いわての今を守り続ける施策

IV 安全で安心できる環境の確保

～澄んだ大気や水などの良好な環境の確保～

- ①大気環境の保全
- ②水環境の保全
- ③土壌環境及び地盤環境の保全
- ④化学物質の環境リスク対策の推進
- ⑤監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応
- ⑥環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

すべての施策の推進機軸

VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

～環境学習の推進、県民、企業の環境に配慮した行動の促進等～

- ①環境学習の推進
- ②環境に配慮した行動・協働の推進
- ③県域を越えた連携、国際的取組の推進

VII 環境を守り育てる産業の振興

～環境にやさしい技術、地域資源、地域特性を生かした産業の振興～

- ①環境関連産業の振興
- ②自然共生型産業の振興
- ③環境に関する科学技術の振興

第2章 計画の基本目標

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第3章 施策の方向

第1節 低炭素社会の構築

～二酸化炭素などの温室効果ガスを可能な限り排出しない社会の構築～

施策の目的

—すべての県民、事業者が、地球的見地に立ち、地球温暖化防止に向けたそれぞれの役割を全うするために—

1 二酸化炭素排出削減対策の推進

目指す姿

県民、事業者における日常的な省エネルギーの取組や、多様な再生可能エネルギー¹の利活用、省エネルギー型の建築物の普及や緑化、公共交通機関の利用促進などにより、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会が構築されています。

1-1 現状・課題

○ 国においては、京都議定書²で平成20(2008)年から平成24(2012)年までの間に、温室効果ガスの排出量を平成2(1990)年比6%削減することを目標としています。

また、平成21(2009)年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議の合意(コペンハーゲン合意)³に基づき、平成32(2020)年までの温室効果ガスの排出量を「公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提」として、平成2(1990)年比25%削減することを目標にしました。

本県においては、二酸化炭素排出量の8%削減を目標に掲げ、平成13年に制定した「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例⁴」において地球温暖化対策の推進について規定するとともに、平成17年には「岩手県地球温暖化対策地域推進計画⁵」を策定し、平成10年に策定した「岩手県新エネルギービジョン⁶」の取組とあわせて、削減対策、吸収源対策に取り組んできました。

家庭部門では、CO₂ダイエット・マイナス8%いわて県民運動、業務部門では、エネルギー多量使用事業者による温暖化対策計画の作成・実施、環境対策に積極的に取り組んでいる事業所

¹ 自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源(太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど)をいいます。

² 温室効果ガスの削減目標や達成期間を定めた法的拘束力のある国際協定。平成9(1997)年12月に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で合意した125ヶ国・地域が批准し、平成17(2005)年2月16日に発効しました。

³ 大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在および将来の気候を保護することを目的に開催される国際会議であり、平成21(2009)年12月にデンマークの首都コペンハーゲンで開催された会議においては、平成32(2020)年までの先進国の削減目標や途上国の削減行動の提出などが合意されました。

⁴ 平成13年岩手県条例第71号。公害の防止並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置等について規定しています。

⁵ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」ための計画として策定しています。(平成17年6月策定。)

⁶ 太陽光や風力などの環境負荷の小さい自然エネルギーなどの新エネルギーを導入するための指針として策定しています。(平成10年3月策定。)

の認定、運輸部門では、エコドライブ¹の普及やクリーンエネルギー自動車²などの環境対応車の導入促進、公共交通の利用促進などに取り組んでいます。再生可能エネルギー分野では、本県の特徴を生かした木質バイオマスエネルギー³の利活用に積極的に取り組んできており、ペレットストーブ、チップボイラー等の燃焼機器の導入件数は全国トップレベルにあるほか、太陽光発電についても国や県の助成などにより徐々に導入が進んできています。

しかしながら、二酸化炭素排出量は、世帯数の増加や産業活動（製造品出荷量や売り場面積の増加等）などの社会経済的要因に加え、暖冬や厳冬といった自然条件の影響を大きく受けることから、毎年増減しており、直近の平成19（2007）年の排出量は、1,299万5千トンであり、平成2（1990）年比0.9%増となっています。【図表1-1、図表1-2】

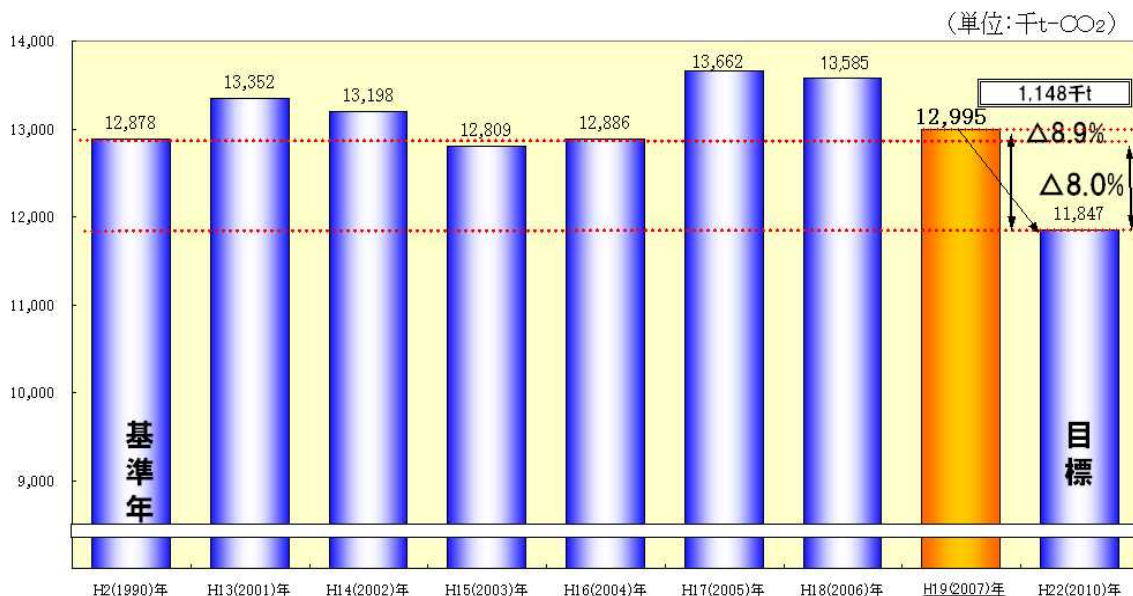
特に、民生家庭部門（19.7%増）、民生業務部門（15.2%増）の排出量は、いずれも基準年に比べ大幅な増加となっています。【図表1-3】

これは、前述した社会経済的な要因等に加え、家庭や事業所等におけるエコライフや省エネの実践が、不十分であることや、初期費用が高いため再生可能エネルギーの導入が進まなかったことなどが、影響していると考えられます。【図表1-4、図表1-5】

このため、二酸化炭素の排出削減に向けて、県民、事業者、地方公共団体等それぞれの取組を促進し、県民運動の展開を図るとともに、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用拡大に取り組んでいく必要があります。

また、都市機能の集約や公共交通機関が利用しやすいまちづくり、高断熱・省エネルギー住宅の普及、公共空間や建築物・敷地の緑化など、生活者の視点に立った低炭素な都市・地域づくりを進めていく必要があります。

【図表1-1 岩手県内の二酸化炭素排出量】



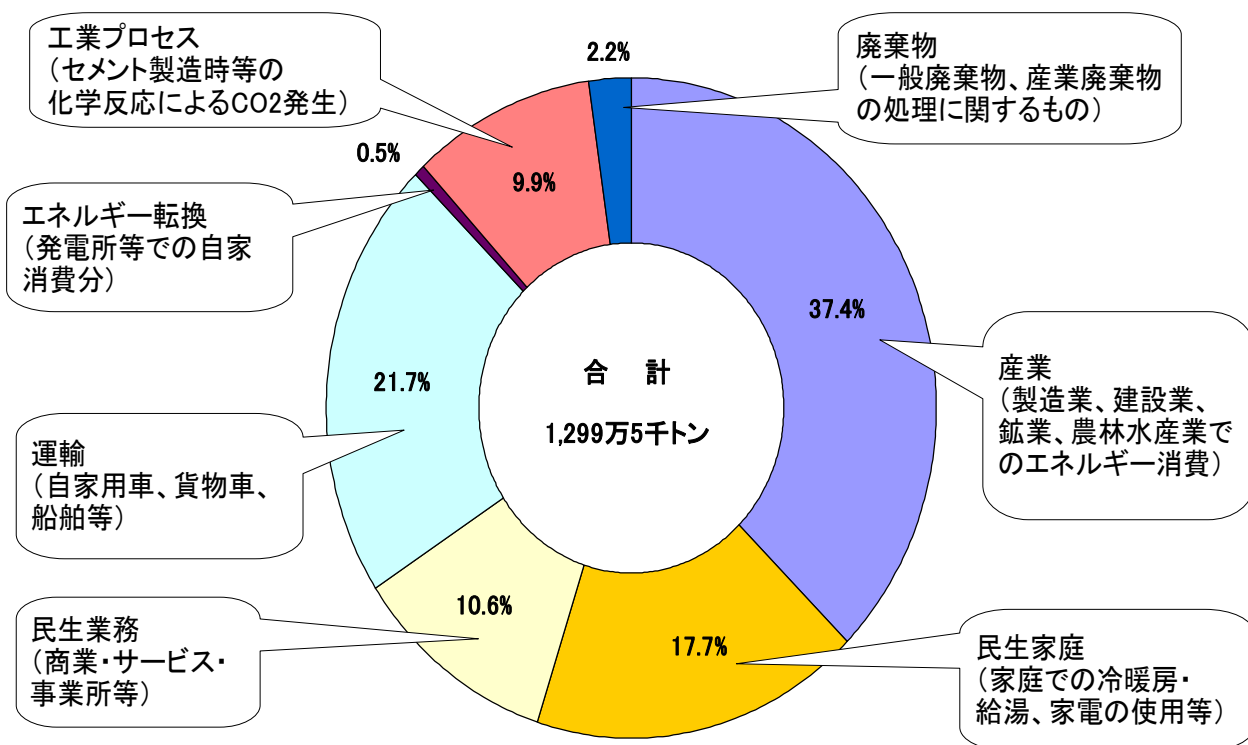
《出典 岩手県環境生活部資料》

¹ やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどして燃料の節約に努め、車からの二酸化炭素の排出量を減らす環境に配慮した運転方法をいいます。

² 石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、又は排出しても量が少ない車（電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車など）をいいます。

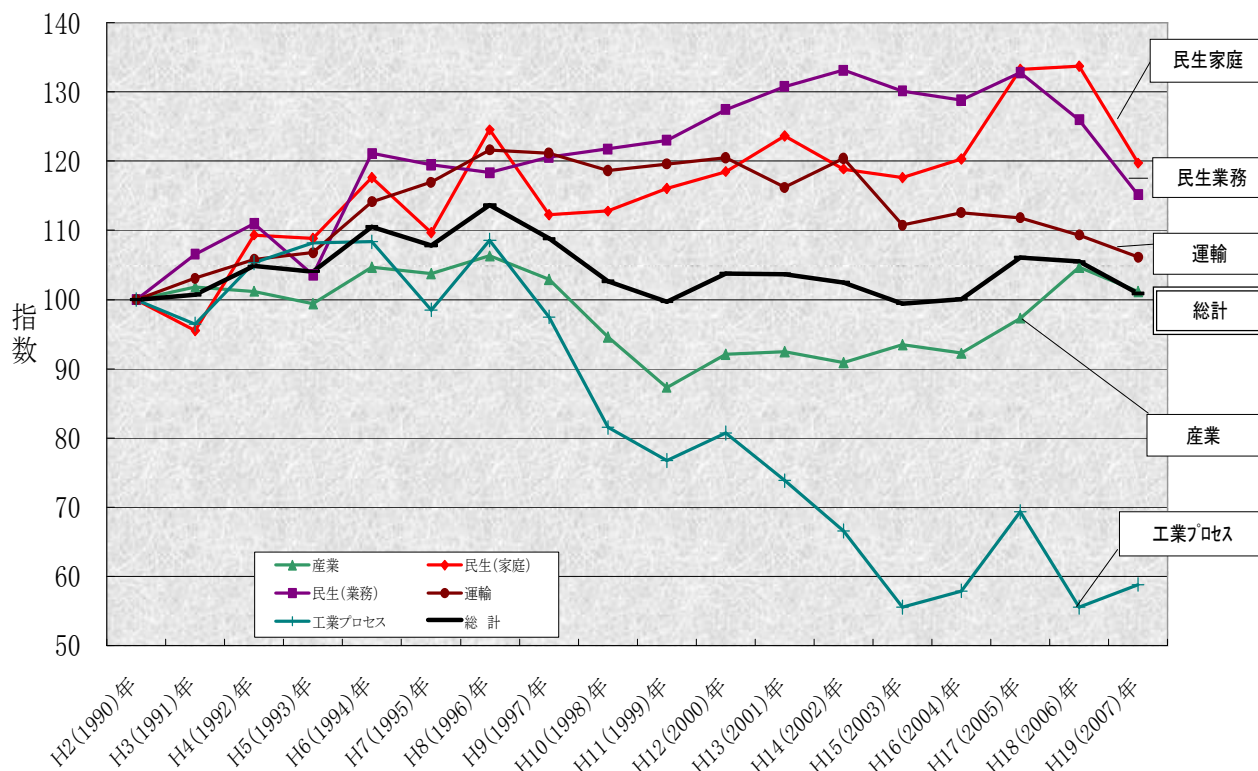
³ バイオマスエネルギーとは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるものです。化石エネルギーは含みません。

【図表 1-2 平成 19 (2007) 年二酸化炭素排出量の部門別割合】



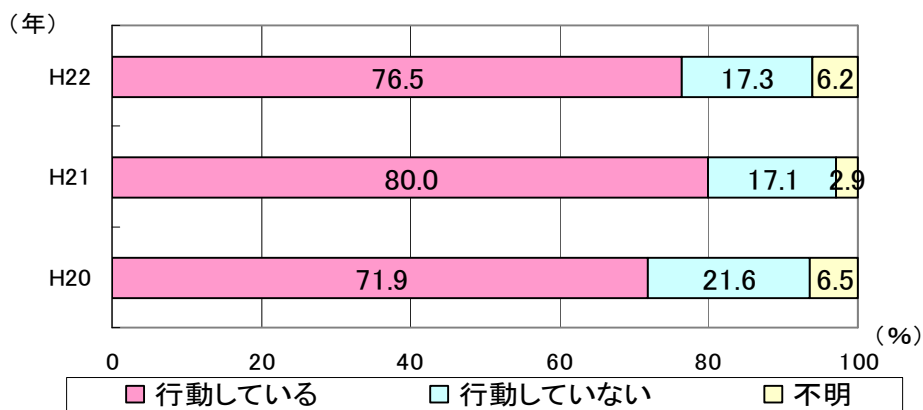
《出典 岩手県環境生活部資料》

【図表 1-3 部門別の二酸化炭素排出状況(平成 2 (1990) 年の排出量を 100 とする)】



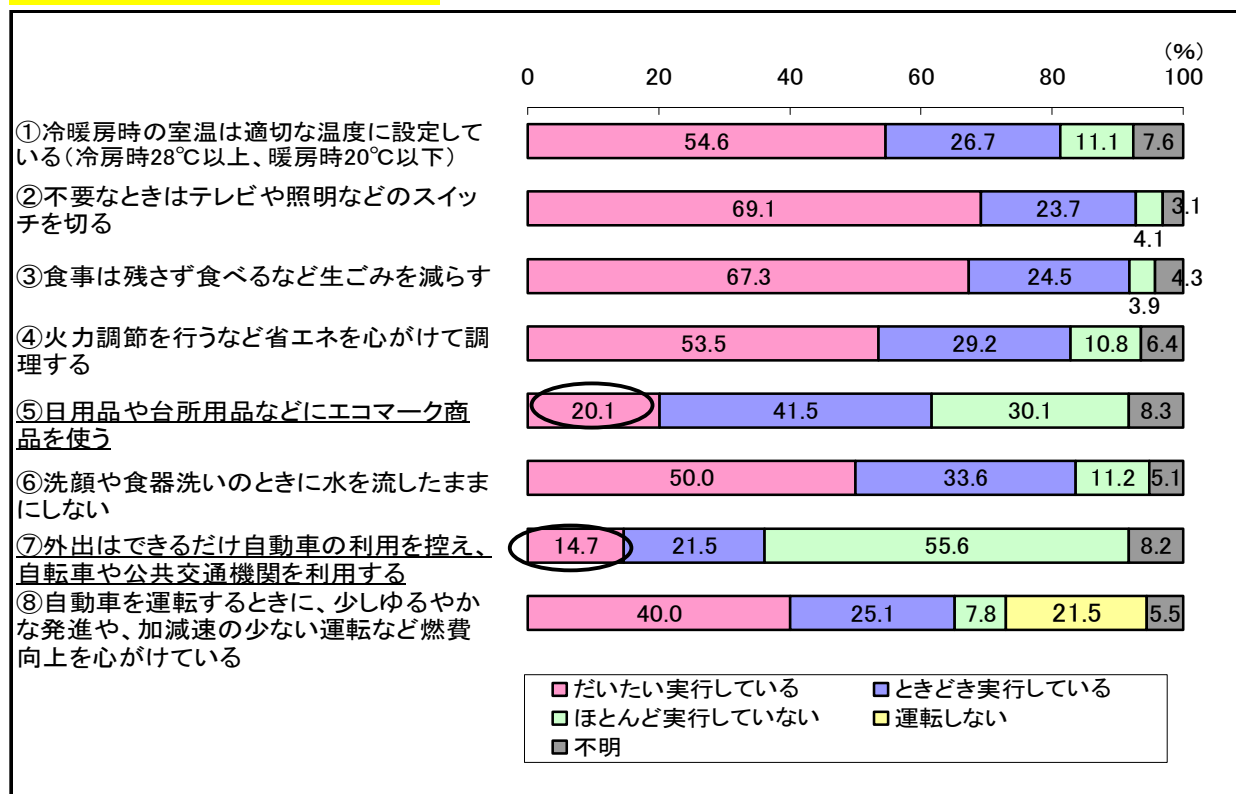
《出典 岩手県環境生活部資料》

【図表 1-4 環境に配慮した行動に努めている人の割合】



《出典：岩手県「H20、H22年県民生活基本調査」「H21年県民意識調査」》

【図表 1-5 環境保全のための行動内容】



《出典：岩手県「H22年県民生活基本調査」》

1- (2) 施策の展開方向

① 省エネルギー対策の推進（環境生活部、県土整備部、教育委員会）

- 県民や事業者、地方公共団体等が参加した県民運動による省エネルギーの取組を推進します。

《家庭部門》

- 家庭での省エネルギーの取組モデルや削減効果を分かりやすく示し、取組状況の「見え

る化」を進めるなど、県民総参加によるエコライフの実践を推進します。

- 児童等による家庭でのエコチェックなど、環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かす取組を推進します。
- 家庭から排出されるごみの3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）を推進し、家庭から排出されるごみの排出量・焼却量の削減を促進します。
- 省エネルギーに配慮した住宅の普及を推進します。
- 地球温暖化対策地域協議会などによる地域ぐるみの温暖化防止活動を促進します。

《産業・業務部門》

- 工場・事業所における環境マネジメントシステム¹の導入や省エネルギー設備・機器の導入など、省エネルギーの取組を促進します。
- 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づく、二酸化炭素多量排出事業者の地球温暖化対策計画策定や排出抑制を促進します。
- 事業系ごみの3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）を推進し、事業系ごみの排出量・焼却量の削減を促進します。
- 県、市町村等公共部門において、率先して温室効果ガス排出削減のための取組を進めます。

② 交通等における低炭素化の推進（政策地域部、環境生活部、県土整備部）

- 駐停車時におけるアイドリングストップ等のエコドライブの普及を促進します。
- クリーンエネルギー自動車普及に向けた事業者等の取組の支援やクリーンエネルギー自動車への転換などについて普及啓発します。
- 市民団体や行政等の関係機関が連携し、公共交通の利用を促進します。
- 道路整備等による交通渋滞の緩和を促進します。
- 自転車レーンの整備や自歩道内の通行区分の明示等により都市部及びその周辺部における自転車の利用を促進します。

¹ 企業が、環境に関する方針や目標などを設定し、この達成に向けた企業内での体系的な管理・実行の仕組。ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。

- 物流における二酸化炭素排出削減に向けた取組を促進します。

③ 再生可能エネルギーの導入促進（環境生活部、農林水産部、企業局）

- 初期費用の軽減を図るなどにより、太陽光、風力、小水力エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の活用を促進します。
- バイオマス燃料の開発・普及、ヒートポンプなど高効率エネルギーや雪氷冷熱などの未利用エネルギーの利用を促進します。
- 排出量取引¹、グリーン電力証書²、カーボン・オフセット³など低炭素社会の構築を促す制度等の活用を図ります。

④ 低炭素なまちづくり（県土整備部、警察本部）

- 建築物の高断熱化・省エネルギー化、公共利用施設等のインフラの省エネルギー化・長寿命化を推進します。
- 街路、建築物、公共空間の緑化などによる環境にやさしいまちづくりを促進します。
- 都市機能が集積した、持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進します。

1-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 適切な冷暖房温度の設定、待機電力の解消、節水、エコマーク認定商品など環境に配慮した製品の購入など、日常生活での省エネルギーの取組（エコライフの実践）
- 断熱効果の高い住宅への改修、高断熱住宅の建築など住宅の省エネルギー化や太陽光発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入
- クリーンエネルギー自動車などの環境対応車、公共交通機関の利用等環境に配慮した交通手段の利用
- 庭やベランダなどの緑化の実施

【企業】

- 日々の事業活動における省エネルギーなどの環境配慮行動

¹ 温室効果ガス排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引を認める制度をいいます。

² グリーン電力（太陽光、風力、小水力などで発電された電力）の「環境価値」を第三者機関が認定し、取引可能な証書として発行したものです。（グリーン電力を自ら導入できない企業等が、証書の購入を通じてグリーン電力の普及拡大に貢献）

³ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

第3章 第1節 低炭素社会の構築

- 従業員に対する環境学習
- 環境にやさしい製品、サービスの提供
- 温室効果ガス排出抑制等に関する計画の策定・実施
- 工場等への省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備等の導入
- 二酸化炭素排出削減に配慮した輸送手段等の活用
- 事業所敷地又は建築物の緑化を実施

【市町村】

- 住民や企業など地域における温室効果ガス排出削減や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた取組に関する普及啓発
- 温室効果ガス排出抑制等に関する計画を策定し、率先して温室効果ガスの排出抑制
- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した公共施設の整備
- 都市機能の集約や街路や公共空間の緑化などによる環境にやさしい低炭素なまちづくりの促進

2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進

目指す姿

森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されています。

2-1 現状・課題

- 本県は、県土の約77%を森林が占めており、二酸化炭素吸収源としての機能の発揮が期待されていますが、木材価格の低下等により間伐等の森林整備が十分に行われないうえ、管理の行き届かない森林が見受けられてきているとともに、木材の需要も低迷しています。
このため、間伐等の森林整備を促進するとともに、木材資源の有効利用の取組を進め、木材需要の拡大を図っていくことが必要です。

2-2 施策の展開方向

① 適切な森林整備の促進（農林水産部）

- 間伐等の適切な実施により公益的機能を持続的に発揮できる健全な森林の育成を促進します。
- 伐採跡地の再生林¹や複層林化²、針広混交林化³など多様な森林の整備を促進します。

② 木材資源の有効利用の促進（環境生活部、農林水産部）

- 公共施設・公共工事や住宅などへの県産材の活用を促進します。
- 木材利用技術、加工技術の向上により、木材資源の有効利用を促進します。
- 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、未利用木質資源の利活用を促進します。
- 森林資源を活用した排出量取引等の普及と事業者の制度参加を促進します。

2-3 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 森林整備への理解醸成、整備への参画
- 住宅への県産材の活用、県産材を使用した製品の購入

¹ 人工林の伐採跡地に再び植栽を行うことをいいます。

² 森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成することです。※林冠：林の最上を覆う枝葉の層

³ 間伐されず混み合っているスギあるいはカラマツの人工林について、混交林誘導伐（概ね50%の間伐）を行うことにより、下草や広葉樹の侵入を促進させ、天然林に近い状態の森林に誘導することです。（森林の水源かん養機能などの公益的機能が高度かつ安定的に発揮できる森林）

【生産者・企業】

- 所有する森林の適切な管理
- 森林整備への理解醸成、整備への参画
- 県産材を使用した製品の購入
- 県産材を活用した木材加工技術の向上、新たな製品開発や商品化の促進
- 木質バイオマスエネルギーの導入

【市町村】

- 間伐等の実施など、森林の適切な整備の推進
- 公共事業における県産材の利用促進

3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進

目指す姿

フロン類の適切な管理などにより、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が低減しています。

3-1) 現状・課題

- 二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、関係団体等と連携した排出削減の取組を推進しています。

特にフロン類については、「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」¹により、回収が義務付けられており、関係団体等と連携した回収・破壊の取組を推進しています。

しかしながら、平成20年度の業務用冷凍空調機器の廃棄時等における冷媒フロン類の回収率は、国による推計では28%にとどまっています。

温室効果ガス全体の排出量のうち二酸化炭素以外の温室効果ガスの占める割合は少ないものの、温室効果が二酸化炭素に比べ21倍から数万倍と非常に高いことから、引き続き排出削減対策に取り組んでいく必要があります。

3-2) 施策の展開方向

① フロン類の回収・破壊の促進（環境生活部）

- 「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の回収及び破壊に向けた取組を推進します。

② メタン、一酸化二窒素等の排出抑制対策の促進（環境生活部）

- 国などの対策と効果をみながら、関係団体等と連携し、発生排出抑制対策を促進します。

3-3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 自動車、エアコン、冷蔵庫などの適正な引渡し

【企業】

- フロンを使った製品の適正な使用、フロンの引渡し

【市町村】

- フロン回収による地球温暖化防止の重要性の意識啓発
- 家電リサイクル法等の周知

¹ 「フロン回収破壊法」は、正式名称を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、フロン類の大気中への放出を防止することを目的に平成13年に制定されました。

「家電リサイクル法」は、正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、家庭等で不要となったブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、小売業者に引取りを、家電メーカー・輸入業者にリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付ける法律で、平成10年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、正式名称を「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、使用済自動車のリサイクル・適正処理を行うための法律で、平成14年に制定されました。自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、車の所有者が負担することになっています。

第2節 循環型社会の形成

～ごみを減らし、限りある資源を大切に、できるだけ循環させる社会の形成～

施策の目的

～大切な資源や豊かな環境の恵みを将来に引き継いでいくことにより、将来の世代も持続可能な発展ができるように～

1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進

目指す姿

3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）を基調とした事業活動や生活様式への転換が図られ、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されています。

1-1 現状・課題

- 青森・岩手県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件¹は、廃棄物の不法投棄現場の原状回復を図るためには、多大な労力と費用を要することを、私たちに示しました。この不法投棄事件等を教訓に、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として、平成14年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進や産業廃棄物処理業者の育成など、循環型地域社会²の形成に取り組んできました。

このような中、本県の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、近年やや減少傾向にあり、平成20年度の一人一日当たりのごみ排出量は955グラムで、全国平均（1,033グラム）を下回っています。

そのうち、排出量の約7割を占める生活系ごみの平成20年度の県民一人一日当たりの排出量は、664グラムであり、平成19年度、平成20年度と続けて減少したものの、10年前の平成10年度（583グラム）よりも、約80グラム増えています。【図表2-1】

リサイクル量（市町村による資源化量と集団回収量をあわせた量）も、近年ほぼ横ばいで推移し、平成20年度は、89千トンとなっています。

リサイクル率（ごみ全体に占めるリサイクル量の割合）は、平成20年度では18.8%と近年18%前後で伸び悩んでおり、東北6県では最も高いですが、全国平均は下回っています。【図表2-2】

ごみの排出量から資源化量を除いた平成20年度の市町村の一人一日当たりごみ処理量は、767グラム（総量382千トン）であり、前年度から4.0%減少しています。

ごみ処理に要する経費については、ダイオキシン³対策としての焼却施設の新設・改良が平

¹ 平成12年5月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森・岩手県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市（16ha）と青森県田子町（11ha）にまたがる原野（27ha）で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF（可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したもの）様物等様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約92万㎡、うち岩手県側は約25万㎡と推定されます。

² 廃棄物の発生抑制や資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいいます。

³ ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称です。

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで非意図的に生成してしまう物質であり、環境中には広く存在していますが、その量は非常にわずかです。しかし、ダイオキシン類は、蓄積性が高く、非常に安定な化学物質であるため、極微量のダイオキシン類を長期間摂取し続けることによって、人体に影響を及ぼすおそれがあるため、国や県等により様々な対策が図られています。

成14年度までで完了したことから、平成15年度、平成16年度に大きく減少し、平成17年度以降は、県民一人当たり年間1万円前後で横ばいで推移しています。

また、本県の産業廃棄物の排出量は、近年、概ね横ばいで推移し、平成20年度において、5,673千トンとなっています。このうち、家畜排せつ物は3,638千トンで、その8割以上が肥料等として再生利用されています。

家畜排せつ物を除いた産業廃棄物についても、排出量は2,035千トンとなっていますが、最終処分量が減少するなど、再生利用の取組が進展しています。

排出量は、建設業が943千トン（46%）で最も多く、次いで、電気・水道業が436千トン（21%）、製造業が389千トン（19%）、鉱業が97千トン（3%）等となっており、この4業種で排出量の90%を占めています。

以上のように、ごみの排出量や処理量が減少しはじめ、産業廃棄物の再利用も進んでいますが、社会が持続可能な発展を遂げていくためには、これまでの大量生産・大量廃棄型の社会システムを見直し、廃棄物等の発生抑制を第一とする3R（発生抑制 [リデュース]、再利用 [リユース]、再生使用 [リサイクル]）を基調とした事業活動や生活様式への転換を一層進めていく必要があります。

ごみに関する県民への情報提供や3Rに関する普及啓発、一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみの減量化策の研究などについて市町村と連携した取組を進め、ごみの排出量や処理量をさらに減らしていく必要があります。

- これまで県では、産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロに近づけるという「ゼロエミッション¹」の考え方の普及に努めるとともに、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業などにより産業廃棄物等の発生抑制や循環的利用の取組の支援を進めてきました。

制度のさらなる活用促進を図るため、ゼロエミッションに関する事業者個々の取組を、企業間、地域間に広げるなど、更に廃棄物の発生抑制や省資源化の取組を進めていく必要があります。

- 県では、廃棄物処理の効率化や高度化、ダイオキシン類の発生抑制を図るため、平成11年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村や一部事務組合による一般廃棄物の広域処理を推進していますが、ごみ処理広域化が完了していない地域が残されていることから、引き続き広域化に取り組んでいくことが必要です。

- し尿については、浄化槽²汚泥の処理量は増加傾向にありますが、し尿の処理量は減少傾向にあります。

県内のし尿処理施設の更新等を計画的に進めるとともに、浄化槽の整備を推進する必要があります。

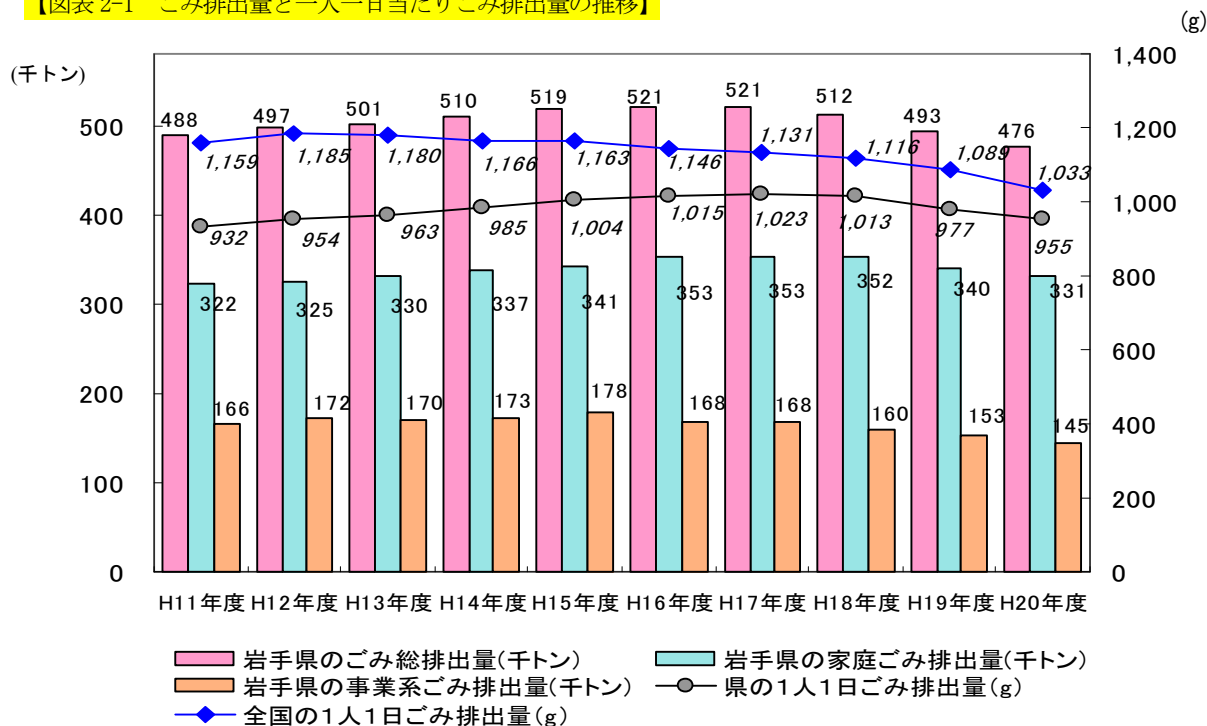
¹ 「ゼロエミッション」とは、生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として活用することにより、廃棄物をできるだけゼロに近づけると共に、物質循環の環(わ)を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想です。

² 汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。水洗便所からの汚水（し尿）と生活雑排水を同時に処理するもの（合併処理）のほか、汚水だけを処理するいわゆるみなし浄化槽（単独処理）があります。

第3章 第2節 循環型社会の形成

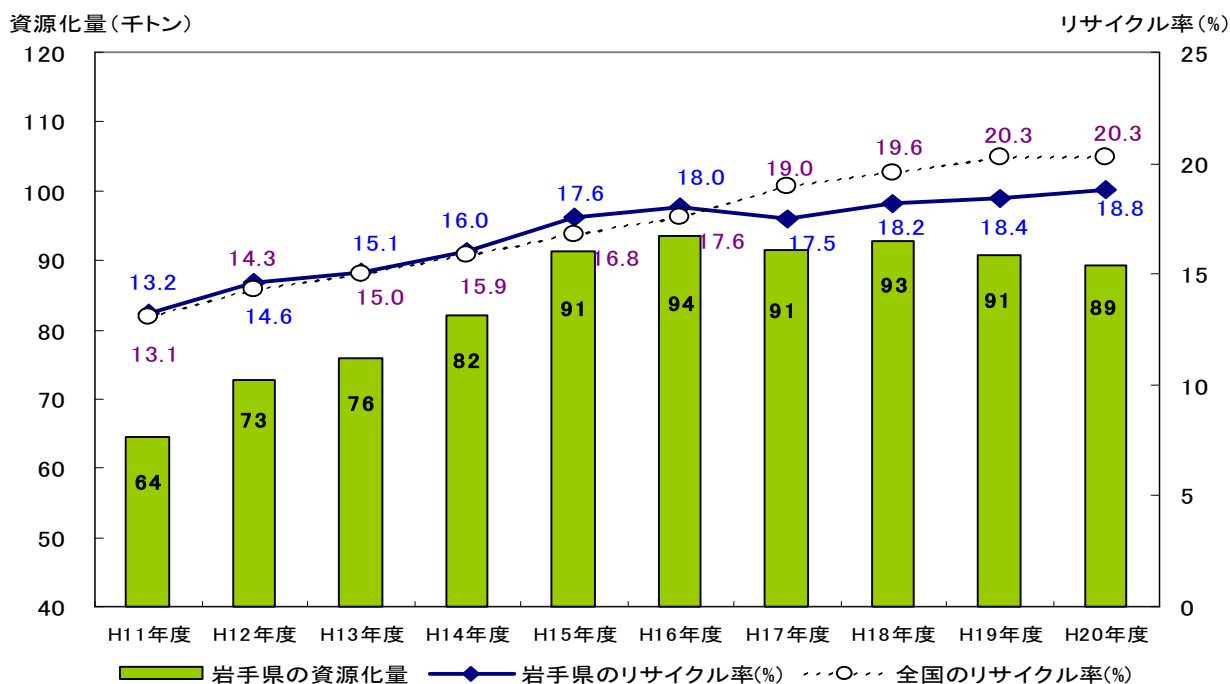
○ 県では、これまでに、公共関与によって「いわてクリーンセンター」及び「いわて第2クリーンセンター」を整備し、産業廃棄物の適正処理と自県(圏)内処理を推進してきましたが、引き続き、これらの施設を活用し、産業廃棄物の適正処理の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

【図表 2-1 ごみ排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移】



《出典 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査》

【図表 2-2 リサイクル量とリサイクル率の推移】



《出典 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査》

1-(2) 施策の展開方向

① 発生抑制、リサイクルの推進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 県民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政などの各主体の役割に応じた参加、連携及び協働（いわゆる「産学官民連携」）のもとで、廃棄物等の発生抑制、リサイクルを推進します。

《一般廃棄物（ごみ）》

- 市町村ごとのごみの排出及び処分の状況や排出規制等について、県民等がわかりやすいように情報提供します。
- 県民のライフスタイルが「もったいない」という古くからの知恵に即し、廃棄物等の発生抑制を第一とする3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）を基調とするライフスタイルに転換されるよう様々な形で普及啓発を行うとともに、県民等の取組を促進します。
- 市町村に対し、地域の実情に応じ、環境省が策定した一般廃棄物会計基準等の「3つのガイドライン¹」の普及や一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策について助言や支援を行います。
- 市町村におけるリサイクル施設や容器包装廃棄物²の収集・保管設備の計画的整備を促進するとともに、店頭回収や公共施設における拠点回収など、県民が利用しやすい仕組みの構築を促進します。
- 自治会や子供会などの団体による地域での資源回収活動³を促進します。

《産業廃棄物》

- 事業者に対する産業廃棄物減量化などの普及啓発の充実を図るとともに、産業廃棄物の発生抑制等の技術研究開発やリサイクル製品の開発、製造、そのための市場形成調査などゼロエミッション化の取組を支援します。
- 資源循環に対応した産業構造の変化や廃棄物の排出動向を考慮しながら、県内における産業廃棄物処理の充実を図ります。

¹ 一般廃棄物処理事業のコスト分析等による効率化、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制等を進めるための一般廃棄物処理の有料化や一般廃棄物処理システムの住民等への説明に関する市町村の取組を支援するため、環境省が平成19年6月に示した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「一般廃棄物処理システムの指針」をいいます。

² 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律では、容器包装（商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの）が使われなくなって一般廃棄物（ごみ）になったものをいうこととされています。

³ 自治会や子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらいリサイクルを進めていく活動をいいます。

- 事業所間、工業団地内、地域内等における連携した3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）の取組を支援し、地域循環圏¹の構築を推進します。
- リサイクル製品に関する情報の収集・提供に努めるとともに、県自らが率先して岩手県再生資源利用認定製品²をはじめとするリサイクル製品を利用するとともに、その利用実績やリサイクル製品に関する情報の提供・周知を行い、リサイクル製品の利用拡大を推進します。
- リサイクル事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づき適切な指導を行うとともに、適正なりサイクルが促進されるよう支援します。
- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」³等の各種リサイクル関連法に基づいて適切な対応が行われるよう普及啓発、指導を実施します。
- 公共工事に係るコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土など建設廃棄物の再資源化の促進を図ります。
- 家畜排せつ物について、たい肥として作物生産での有効活用を促進します。
- 使用済廃プラスチックや廃FRP船⁴など農業、漁業系廃棄物等の適正処理を推進します。
- 海藻残さ・カキ殻等の漁業系廃棄物について、たい肥化や土壌改良材等への有効活用を促進します。

《処理施設の広域化・高度化》

- 廃棄物処理に伴うコストやダイオキシン類等の環境負荷の低減を図るため、ごみの効率的な収集・輸送にも配慮しながら、一般廃棄物処理施設の広域化を促進します。

¹ 廃棄物の再生利用など資源の有効利用を考える場合、地域コミュニティや市町村など身近な範囲で循環的に利用することが望ましい資源もあれば、都道府県あるいはそれを超える広い範囲で利用する仕組みをつくった方が望ましい資源もあります。地域循環圏とは、それぞれの特徴に応じて資源の循環的利用が行われる様々な圏域を指します。

² 循環型地域社会の形成に関する条例に基づき、一定の基準を満たすリサイクル製品を、製造者の申請に基づき、有識者による岩手県再生資源利用認定製品審査会の意見を聴いた上で、岩手県再生資源利用認定製品として知事が認定しています。

³ 「容器包装リサイクル法」は、正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的に平成7年に制定されました。

「家電リサイクル法」については、前掲22頁の脚注を参照。

「建設リサイクル法」は、正式名称を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建設資材の適正処理と再資源化の促進を目的に2000（平成12）年に制定されました。

「食品リサイクル法」は、正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進することを目的に平成12年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、前掲22頁の脚注を参照。

⁴ FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している小型船舶（モーターボート、ヨット、水上オートバイ、漁船など）をいいます。

- ダイオキシン類の発生抑制及び適正処理を促進するため、焼却灰の溶融施設を導入するなどごみ処理の高度化を促進します。
 - し尿について、地域の実情に合った汚水処理施設の整備と下水道し尿及び浄化槽汚泥の再資源化を促進します。
 - 下水道汚泥焼却灰のセメント原料化など下水道汚泥の有効利用を促進します。
 - 公共関与によって整備した「いわてクリーンセンター」及び「いわて第2クリーンセンター」を活用し、産業廃棄物の処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進などに取り組みます。
- ② 事業者の省資源化の促進（環境生活部、商工労働観光部）
- マテリアル・フロー・コスト会計¹の普及に努めるなど、事業者の省資源化の取組を促進します。

1- (3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- ものを大切にするとともに、なるべくごみを発生させない生活の実践
- 決められたルールに基づくごみの排出
- 地域やNPOが行う資源リサイクル活動などへの参加、協力
- リサイクル製品や詰め替えできる商品などの購入により環境にやさしい事業者を支援

【生産者・企業】

- 事業活動の見直し、工夫による廃棄物の排出抑制
- 消費者が環境への負荷の少ない生活を実践しやすい、リサイクルが容易な製品、環境に配慮した商品等の提供

【市町村】

- 分別回収の徹底、集団回収の促進
- 資材や備品の調達における、岩手県再生資源利用認定製品などの一定のリサイクル製品の購入
- 3Rに関する県民、事業者等への情報提供
- 一般廃棄物の効率的な処理、処分を進めるため、必要に応じ近隣市町村と連携し広域処理体制を構築
- 自ら排出する廃棄物の適正処理

¹ マテリアル・フロー・コスト会計（Material Flow Cost Accounting、略してMFCA）は、製造プロセスにおける資源やエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した材料費、加工費、設備償却費などを“負の製品のコスト”として、総合的にコスト評価を行なう原価計算、分析の手法です。MFCAを使って分析、検討されるコストダウン課題は、省資源や省エネにもつながっていきます。

2 廃棄物の不適正処理の防止等

目指す姿

優良な事業者が育成されるとともに、不適正な処理を行う事業者が市場から排除され、廃棄物を適正に処理する社会環境が整っています。

2-1) 現状・課題

- 青森・岩手県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件を教訓として、平成14年度に循環型地域社会三条例を制定し、総合的な産業廃棄物対策を推進していますが、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にあります。

このため、産業廃棄物については、引き続き強力に監視指導を行っていく必要があります。

また、今後、不適正処理の広域化、悪質化に対応できる効率的監視体制の拡充を進める必要があります。

2-2) 施策の展開方向

① 廃棄物の不適正処理の防止等

- 適正処理を確保するため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導を徹底するとともに、優良な処理業者の育成に取り組みます。
- 不法投棄や不適正処理をなくすため、監視・指導体制の拡充を図ります。
- 家畜排せつ物について、畜産経営者の環境保全意識の啓発を図るとともに、野積み、素掘り等の不適切な管理については監視・指導を徹底します。

2-3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 決められたルールに基づくごみの排出
- 不適正処理についての情報の提供

【生産者・企業】

- 産業廃棄物の適正処理
- 廃棄物の適正処理に関する社内研修の実施

【市町村】

- 不法投棄を防ぐため、監視を行うとともに適正処理について普及啓発

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第3節 自然共生社会の形成

～人間と様々な生き物が共に暮らしていける社会の形成～

施策の目的

－多様で豊かな自然をはぐくむことにより、将来にわたりその恩恵に浴することができる恵み多き岩手となるように－

1 豊かな自然との共生

目指す姿

森や里、川、海などの優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共存する社会が形成されています。

1-1(1) 現状・課題

○ 本県の面積は1,528千haで、北海道に次ぐ広大な面積を有しており、このうち森林の占める面積は、1,180千haと全国第2位の広さとなっています。【図表 3-1】

植生自然度をみると、原生的自然域の占める割合は10.9%（東北6位）とそれほど高くありませんが、主に北上高地で放牧、薪炭の生産などが広範囲に行われてきたことにより二次的自然域が66.6%（東北1位）と広く分布しているのが特徴となっています。

また、近年は大きな変化は見られませんが、過去と比較すると、原生的自然域や畑、水田、二次林などの割合が減少している一方、植林地や市街地などの割合が増加してきています。【図表 3-2】

「自然環境保全法」及び「岩手県自然環境保全条例²」に基づいて指定した自然環境保全地域³は、14地域 4,956haと、その面積は全国9位となっています。【図表 3-3】

また、鳥獣保護区⁴は、140箇所 145,300haが指定され、平成13年と比較すると、4箇所、16,153ha増加し、全国5位の面積となっています。このうち、鳥獣の生息環境の特に優れた区域として指定している鳥獣保護区特別保護地区は、13箇所 8,789haで全国4位の面積となっており、豊かな自然環境の保全に努めています。【図表 3-4】

私たちはこのような本県の緑豊かな大自然と多様な動植物の中で、様々な恵みを授かりながら、人間と自然が調和した豊かな岩手の暮らしを営んでいます。この素晴らしい自然環境は、先人の知恵と努力により守り育てられてきた県民の宝であり、次世代に引き継いでいく必要があります。

このため、本県の多様な自然環境について、原生的なものから身近なものまで、それぞれ

¹ 環境庁（当時）が第一回緑の国勢調査で定めたもので、全国の植物群落を10段階に区分し、最も自然性の高い自然草原や原生林を自然度10及び9とし、最も自然性の低い市街地を自然度1として、その中間に二次林、植林地、二次草原、農耕地と順次ランク分けしています。

² 昭和48年岩手県条例第62号。自然環境の保全に関し基本となる事項、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について規定しています。

³ 自然環境保全法または県の自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域をいいます。特別地区（海域は海中特別地区）と普通地区に分けられ、特別地区においては工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を行う際には許可が、普通地区でも一定の行為については届出が必要です。

⁴ 野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域をいいます。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができます。特別保護地区では開発行為に規制がかかります。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に分けられます。

の質に応じて体系的な保全を図るとともに、県土の秩序ある開発のため、自然環境の保全と開発の適切な調整を図る必要があります。

- 次に、本県には、多様な自然環境の中に、日本に生育する植物約 7,000 種のうち 2,225 種 (31.8%) が、日本に生息する哺乳類 180 種のうち 75 種 (41.7%)、鳥類約 700 種のうち 341 種 (48.7%) が生育・生息しています。【図表 3-5】

このうち、本県固有種であるハヤチネウスユキソウや猛きん類のイヌワシ、クマタカ、チョウ類のゴマシジミなど 851 種は、絶滅危惧種又はこれに準ずる種としていわてレッドデータブックに掲載し、保護しています。

また、これらの希少野生動植物のうち特に保護が必要な種を指定希少野生動植物等として指定し、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」により、採取・捕獲の禁止・流通監視などに取り組んでいます。

本県には、野生動物が身近に生息していますが、一方では人とのあつれきも生じています。シカ・カモシカによる農林業被害は、五葉山地域を中心として発生しており、その被害区域は拡大傾向にあるほか、ツキノワグマによる人身・農作物被害も深刻な状況となっています。【図表 3-6】

また、近年、人為的に導入されたり、県外から侵入してきたブラックバスやハクビシンなどの外来動物やカワウなどによる漁業や農業に対する被害が拡大しており、また、外来植物による生態系への影響も懸念されています。

種の絶滅が危惧される状況や人と野生動物とのあつれきの発生は、人口減少や高齢化などにより、自然に対する人間の働きかけが弱まり、里地里山などの自然環境の変化や、野生動物の生息域の拡大などが生じた影響によるものと考えられます。そのため、里地・里山などの整備や、多様な生態系を保全する対策が必要となっています。

さらに、絶滅が危惧される野生動植物の実態を把握し、絶滅の危険度などの情報を公表しながら盗採の防止や生息・生育環境の保護などを図るとともに、人とのあつれきが生じているツキノワグマやシカなどについて生息数を適正に管理するなどの対策に取り組んでいく必要があります。

また、県民一人ひとりの自然環境保全意識を啓発し、自然環境に配慮した行動の定着を図るとともに、ボランティア等による県民参加型の自然環境保全活動などを活発にする取組を進め、県民みんなで本県の宝である豊かな自然環境を守りはぐくんでいくことが必要です。

【図表 3-1 森林面積と森林割合の状況】

区分	県土面積	森林面積	森林の割合
岩手県	1,528千ha (全国2位) (東北1位)	1,174千ha (全国2位) (東北1位)	76.8% (全国8位) (東北1位)
東北	6,689千ha	4,704千ha	70.3%
全国	37,289千ha	25,097千ha	67.3%

《出典 林野庁統計資料（平成 19 年 3 月 31 日現在）》

【図表 3-2 植生自然度の推移】

区 分	S48年 (1973)	S58年 (1983)	H2年 (1990)	H11年 (1999)
生活環境域(自然度1~3)	22.7	22.5	22.5	22.6 (東北6位) (全国37位)
市街地、造成地等	1.0	1.8	2.0	2.1
畑、水田、果樹園等	21.7	20.7	20.5	20.5
二次的自然域(自然度4~8)	64.9	65.8	66.6	66.6 (東北1位) (全国18位)
草原、二次林等	44.3	36.3	31.4	31.7
植林地等	20.6	29.5	35.2	34.9
原生的自然域(自然度9~10)	12.3	11.7	10.9	10.9 (東北6位) (全国17位)

《出典 環境省第1・2・3・5回自然環境保全基礎調査》

【図表 3-3 自然環境保全地域の指定状況】

	名 称	所在地	面積(ha)	自然環境の特質	指定年月日
国指定	早池峰	宮古市	1,370	わが国における代表的な蛇紋岩山地のすぐれた自然環境	S50.5.17
	和賀岳	西和賀町	1,451	わが国における代表的なブナ原生林等の優れた自然環境	S56.5.21
県指定	琴畑湿原	遠野市	17	北上高地の低層湿原	S48.2.6
	松森山	八幡平市	8	アカマツ林－御堂松	S48.2.6
	荒川高原	遠野市	281	雄大な自然景観、特にシクナゲ群落、溪流等	S48.2.6
	宇霊羅山	岩泉町	163	石灰岩地帯特有の植生	S48.12.5
	滝観洞	住田町	50	原始性に富む石灰洞	S48.12.5
	区界高原	盛岡市・宮古市	550	高原、特に残丘とシラカバ等の樹林及び草原	S49.1.23
	大洞カルスト	遠野市	250	典型的なカルスト地形	S50.12.9
	蓬来山	奥州市・一関市	300	蛇紋岩特有の植生	S50.12.9
	青松葉山	宮古市・岩泉町	163	北上高地におけるアオモリトマツ林の北端残存地	S56.10.23
	櫃取湿原	岩泉町	277	北上高地の中間湿原	S56.10.23
	和山湿原	釜石市	38	北上高地の低層湿原及び中間湿原	S58.10.14
	春子谷地	滝沢村	38	低標高地における本県最大規模の低層湿原	H8.6.14
計	14地域		4,956		

《出典 岩手県環境生活部資料》

【図表 3-4 鳥獣保護区等の指定状況】

	平成13年		平成18年		平成21年	
		うち特別 保護地区		うち特別 保護地区		うち特別 保護地区
箇所数	136	14	138	14	140	13
面積(ha)	129,147 (全国7位) (東北3位)	8,826 (全国3位) (東北2位)	143,230 (全国8位) (東北3位)	8,827 (全国3位) (東北2位)	145,300 (全国5位) (東北2位)	8,789 (全国4位) (東北3位)
県土に占める割合	8.45%	0.58%	9.38%	0.58%	9.51%	0.58%

《出典 環境省 鳥獣関係統計》

【図表 3-5 野生生物の生息・生育状況】

区分	全国	岩手県	区分	全国	岩手県
植物等	維管束植物以外 約 25,300※1	—	汽水・淡水魚類	約 400	76
	維管束植物 約 7,000	2,225※2			
哺乳類	180	75	昆虫類	約 30,000	9,069
鳥類	約 700	341	陸・淡水産貝類	約 1,100	58
爬虫類	98	17	クモ類・甲殻類等	約 4,200	1,350
両生類	65	17	計	約 69,043	13,228

※1 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類 ※2 シダ植物、種子植物門

《出典 全国：平成 21 年版環境(循環型社会／生物多様性)白書、岩手県：岩手県野生生物目録 (H13.3)》

【図表 3-6 人身・農林業等被害の発生状況】

年度	人身被害 (クマ)		農業被害 (万円)			林業被害 (万円)	
	件数	人数	シカ	㌾㌾	クマ	シカ	㌾㌾
平成 16	10	11	2,730	3,396	1,908	1,911	1,665
平成 17	16	17	6,458	1,723	671	917	1,289
平成 18	15	16	2,629	436	4,617	1,337	1,760
平成 19	7	7	5,102	1,419	2,315	1,873	1,133
平成 20	9	10	14,546	1,780	4,830	2,493	1,643

※ 林業被害にはしいたけ被害を含む。

《出典 人身被害：岩手県農林水産部、農林業被害：岩手県農林水産部資料》

1-(2) 施策の展開方向

① 自然環境の保全 (環境生活部)

- 本県の優れた自然環境を有する地域である自然環境保全地域及び優れた自然の風景地である自然公園について、社会的諸条件の変化に対応した適切な区域等の見直しを行うとともに、区域内の開発行為等の規制、監視などにより適正な保安全管理を推進します。
- 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針¹」等に基づき、県民及び事業者の理解と協力の下、自然環境の保全に配慮した開発行為等を要請します。
- 「岩手県自然環境保全条例」、 「岩手県環境影響評価条例²」及び「ゴルフ場等大規模開

¹ 本県の自然環境を把握し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくことを目的に、平成 11 年 3 月に策定しました。学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた自然環境である「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境である「身近な自然」の 2 つに区分しています。

² 平成 10 年岩手県条例第 42 号。環境影響評価制度は、環境影響評価法により全国一律の規制が行われていますが、それに加え地方公共団体が独自の規制措置を採ることが可能な仕組みとなっており、本県でも、岩手県環境影響評価条例を制定し、本県独自の規制を行っています。

発行指針要綱¹」に基づき、大規模開発と自然保護の適正な調整を図ります。

- 「生物多様性基本法²」に基づき、本県の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を進めていきます。

② 多様な動植物が生息・生育できる森・里・川・海のつながりの確保（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 様々な動植物の個々の生態、生息地、水循環等の相互関係に配慮しながら、森・里・川・海の生物多様性に配慮した森林や農地・農業水利施設の整備・管理、環境保全型農業³の推進、川や海の保全などを図ります。
- 外来の動植物の移入による生態系のかく乱防止を図るため、駆除活動の促進や県民への普及啓発活動などを行い、地域固有の生態系の確保を図ります。
- 生物多様性の維持と持続的な海面利用を図るため、沿岸域の水質等のモニタリングを継続的に実施します。
- 生物多様性に富み、水生生物の生育の場や、水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の保全を図ります。

③ 野生動植物との共生の推進（環境生活部、農林水産部）

- 鳥獣保護区等の指定により、野生鳥獣の生息地の適正な保護を図ります。
- 野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進します。
- 野生動物（ツキノワグマ・シカなど）による人身被害、農林水産業被害を軽減するため、特定鳥獣保護管理計画⁴に基づく生息数管理、被害防除対策などを総合的に推進します。
- 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や鳥獣保護管理捕獲コーディネーター⁵の発掘、育成などを図ります。
- 「いわてレッドデータブック」の改訂を進め、絶滅が危惧される野生動植物の状況を明

¹ 10ha以上の一団の土地に係るゴルフ場その他これらに類するレクリエーション施設の開発行為に係る知事への事前協議について定めています。

² 豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に平成20年に制定されました。

³ 農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、たい肥等による土づくり並びに化学的に合成された農業及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいいます。

⁴ 都道府県の区域内において増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。

⁵ 鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みを環境省が実施しており、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターは、管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行います。

らかにしながら開発行為等において生息・生育環境の保全など自然保護への配慮を要請します。

- 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき捕獲・採取規制や流通監視などを行い、指定希少野生動植物の適切な保護を図ります。

- 関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種や地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図ります。

④ 県民参加型の自然環境保全活動の促進（環境生活部）

- 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進します。

- 関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全やボランティアとの協働による自然保護活動を推進します。

- 大学や狩猟団体、地域が連携した鳥獣の保護管理や被害の防除対策を促進します。

1-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 自然環境保全活動など生物多様性についての意識を高め、その必要性等について理解
- 自然環境保全活動、自然観察会など生物多様性の保全のための活動の実施又は活動への参加、協力
- 宅地の緑化などにより生物多様性へ配慮
- 野生動物の侵入の誘因となる安易な餌付の防止や生ごみ、未収穫作物等の適切な管理などの実施・協力
- 外来生物などのペットを野外に捨てず、責任を持って飼育を実施

【生産者・企業】

- 開発等企業活動に際しては、自然環境等への影響を出来る限り回避、最小化
- ほ場、森林の管理の実施などにより生物多様性へ配慮
- 生物の生息・生育環境の保全、整備など地域における生物多様性を保全するための活動への参加・協力

【市町村】

- 自然環境保全活動に関する意識を高めるための住民への普及啓発
- 地域内の自然環境保全
- 生物多様性の保全活動に関する意識を高めるための住民への普及啓発
- 鳥獣被害防除対策の推進
- 特定外来生物の持込みや拡散防止のための、住民への普及啓発
- 地域内の生物多様性の保全

第3章 第3節 自然共生社会の形成

- 地域の状況を踏まえた生物多様性に関する行動計画の策定

2 自然とのふれあいの推進

目指す姿

優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの方々に親しまれ、利用されています。

2-(1) 現状・課題

- 「自然公園法」及び「県立自然公園条例¹」に基づいて指定した自然公園は、11 地域、71, 939ha（県面積の 4.7%）となっており、自然公園の特徴等を利用者へ解説、展示するビジターセンターは、8 箇所整備されています。【図表 3-7】

また、身近な自然地域や景勝地などを結ぶ陸中海岸自然遊歩道は、11 コース、総延長 100.5km が整備されているほか、山岳地域においては安全安心な利用の増進を図るため、登山道 9 コース、延長 206.2km、避難小屋・山岳トイレ 15 施設が整備されています。

このような自然公園等を自然とのふれあいの場として、より多くの方に利用してもらうため、自然公園内の登山道や山岳トイレ等の利用施設について、安全、安心で環境にやさしい整備を推進していく必要があります。

併せて、自然公園等の優れた自然環境を良好に保全しながら、自然とのふれあいを推進していくため、植物の盗採防止や利用マナーの向上を図る必要があります。

また、自然公園等を活用し、自然や地域の文化、歴史とふれあうエコツアーを推進することにより、岩手の豊かな自然環境を生かした環境学習や自然環境の保全、観光振興、地域振興につながることを期待されます。

- 上記のような自然公園のほか、「県民の森」など 5 箇所の森林公園と 1, 151 箇所の都市公園を設置しています。【図表 3-8】【図表 3-9】

気軽に自然や森林にふれあうことのできる場として、都市公園や里地里山などの整備・保全と利用を促進する必要があります。

- 平成 21 年 3 月現在の県内の温泉地は 181 地域、利用源泉数は 211 箇所、総ゆわい出量は約 7 万ℓ/分（全国 12 位）となっており、豊かな温泉資源に恵まれています。

また、温泉宿泊施設は 244 施設で、平成 20 年度の年間延泊利用者数は、224 万人（全国 21 位）となっています。

豊かな温泉資源を今後も引き続き活用していくため、温泉資源の保護管理や利用上の安全性の確保などにより、温泉の保護と適正な利用を図る必要があります。

¹ 昭和 33 年岩手県条例第 53 号。県立自然公園の指定や公園事業の実施に際し必要な事項等について規定しています。

【図表 3-7 自然公園等の指定状況】

	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
国立公園	十和田八幡平	八幡平市、滝沢村、雫石町	18,015	S31.7.10
	陸中海岸	久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	11,232	S30.5.2
国定公園	栗駒	一関市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、西和賀町	14,575	S43.7.22
	早池峰	遠野市、花巻市、宮古市	5,463	S57.6.10
県立 自然公園	花巻温泉郷	花巻市	1,587	S36.5.8
	久慈平庭	久慈市、葛巻町	1,844	S36.5.8
	外山早坂高原	岩泉町、盛岡市	9,333	S36.5.8
	湯田温泉峡	西和賀町	1,534	S36.5.8
	折爪馬仙峡	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	943	S37.11.27
	五葉山	釜石市、大船渡市、住田町	5,918	S41.6.1
	室根高原	陸前高田市、一関市	1,495	S49.6.4
計	11地域		71,939	

《出典 岩手県環境生活部資料》

【図表 3-8 森林公園の設置状況】

名称	所在地	設置年度	面積 (ha)	主な施設
県民の森	八幡平市	S44 年度	360	森林ふれあい学習館「フォレスト I」、木材工芸センター、キャンプ場、野鳥等観察施設
滝沢森林公園	滝沢村	S58 年度	60	野鳥観察の森「ネイチャーセンター」
千貫石	金ヶ崎町	H6 年度	975	もりの学び舎、炭焼施設、野鳥等観察施設
大窪山	大船渡市	H8 年度	576	もりの学び舎、野鳥等観察施設
折爪岳	二戸市	H6 年度	461	もりの学び舎、野鳥等観察施設
計	5 施設		2,432	

《出典 岩手県農林水産部資料》

【図表 3-9 都市公園の指定状況】

年度 (年度末現在)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
都市公園等 開設面積 (ha)	1290.40	1,311.48	1,331.10	1,348.48	1,359.78	1,377.21	1,387.99
都市計画区域内人口1人当たり 公園面積 (㎡)	11.5	11.8	12.0	12.2	12.3	12.5	12.7

※ 地方公共団体の設置する都市公園：都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、又は地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地

※ 特定地区公園（カントリーパーク）：都市計画区域外の一定の農山漁村の地域において、魅力ある居住環境の形成に資する公園

《出典 岩手県県土整備部資料》

2-(2) 施策の展開方向

① 自然とのふれあいの推進（環境生活部）

- 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内のパ

トロールや利用者のマナー啓発指導などを行い、自然環境の適切な保護管理と安全、安心な利用を推進します。

- ビジターセンターの情報提供環境の整備やビジターセンター間のネットワーク化などにより情報発信機能の充実を図ります。
- 登山道や遊歩道、山岳トイレ等の自然公園施設について、安全性の向上とともに、環境に負荷をかけない環境にやさしい施設整備を推進します。
- 貴重な高山植物が多数生育する早池峰山については、自然環境の変化などの継続的な把握に努めるとともに、関係機関や民間団体、グリーンボランティア等とのパートナーシップの下、日本を代表する環境にやさしい山づくりのための総合的な取組を展開します。

② 都市公園や森林公園の整備とふれあいの推進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 身近な自然とのふれあいを確保するため、広域公園や森林公園などを整備し、適切に維持管理するとともに、民間の自然活用型レクリエーション施設の整備を促進します。
- 自然とのふれあいを増進するため、森林学習施設など自然とのふれあいを通じた環境学習ができる施設の適切な運営を図ります。

③ 里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進（環境生活部、農林水産部）

- 中山間地域における森林整備を推進するとともに、自然観察会の実施等のレクリエーションの場としての活用など森林の総合的利用を促進します。
- 身近な森林とのふれあいを推進するため、里山保全のための地域での取組などを促進します。
- 身近な自然とのふれあいを推進するため、自然観察会の開催や名水の保全などを図ります。

④ エコツーリズムの推進（環境生活部）

- 優れた自然環境の中でトレッキングや自然観察を行ったり、地域の食や歴史、文化を体験するエコツーリズム¹を促進します。

⑤ 温泉の保護と安全安心な利用の推進（環境生活部）

- 「温泉法」に基づく許可等の適正な運用や温泉のゆう出量、成分等の定期的な調査などにより、保養や療養のために利用されている温泉資源の適切な保護と安全、安心な利用を促進します。

¹ 旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことをいいます。

2-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 自然公園等の利用、ハイキング等におけるごみの持ち帰り、動植物を持ち込まない・持ち帰らない等のマナーの遵守、呼びかけ
- 身近な自然環境とのふれあい、保全活動、自然観察会や体験活動、グリーン・ツーリズム¹、エコツーリズムへの参加

【企業】

- 自然活用型レクリエーション施設の整備に際し、自然環境へ配慮
- グリーン・ツーリズム、エコツーリズムの実施

【市町村】

- 自然公園の管理や利用者へのマナー啓発などへの協力
- 自然とふれあい、理解を深める機会の提供

¹ 都市の人々が農山漁村に滞在し、農山漁村の生活や農山漁村体験を通じて地域の人々と交流したり、川や海・田園風景など、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。

3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

目指す姿

環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されています。

3-1) 現状・課題

- 地域森林計画¹では、県内を5つの森林計画区に区分し、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能ごとの森林施業の基本的方向を示すとともに、伐採、造林等の森林施業の標準的方法を定めています。

森林の適切な開発と利用を確保するため、「森林法」に基づき、昭和50年から林地開発の許可を行っています。【図表 3-10】

また、水源かん養、生活環境の保全等の公益的機能の維持・増進が期待される重要な森林を「保安林」として、平成20年度末までに、国有林、民有林合わせて約472千haを指定するなど、森林の公益的機能を維持・増進するための諸制度に基づく管理が行われています。間伐等の森林整備が十分に行われない森林が増加しているほか、松くい虫などによる森林病虫害や林野火災、気象災害等による様々な森林の被害が発生しています。【図表 3-11】

このような中、平成18年度に「いわての森林づくり県民税」を創設し、これまで十分に管理されてこなかった公益上重要で緊急に整備が必要な人工林を整備しており、平成22年度までの5年間で7,500haの森林を確保し、整備しています。【図表 3-12】

しかしながら、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の有する多面的機能の低下をきたすことが懸念されることから、引き続き森林を維持・増進する取組を進める必要があります。

- 農地についても、担い手の減少等により耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に、平成21年で7,020haと、経営耕地面積の6%を占めるに至っています。

耕作放棄地の拡大により、生産活動を通じた水源のかん養や快適な農村空間の形成など、農地が有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されることから、耕作放棄地の解消や農地の有効活用を図る必要があります。

- 水生生物の産卵や幼稚魚の保育場など水産資源の維持・培養や水質浄化などの機能を有する藻場・干潟が、沿岸域に約3千haあります。

しかしながら、近年、ウニの局所的な増加による藻場密度の減少や、干潟への有機質汚泥のたい積等により、地域によっては、その機能の低下が懸念されており、藻場・干潟を保全する取組を進める必要があります。

- 砂浜海岸における侵食、荒天による漂着や不法投棄された海岸ごみなどにより、貴重な海浜や優れた海岸景観などが損われることが懸念されることから、海岸の防護や海岸環境の保

¹ 地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が民有林について5年ごとにたてる、伐採造林、林道、保安林の整備及び保全の目標等に関する10年を一期とする計画です。本県では県内を5つの森林計画区（馬淵川上流、久慈・閉伊川、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流）に区分し毎年1計画区ずつ地域森林計画をたてています。

第3章 第3節 自然共生社会の形成

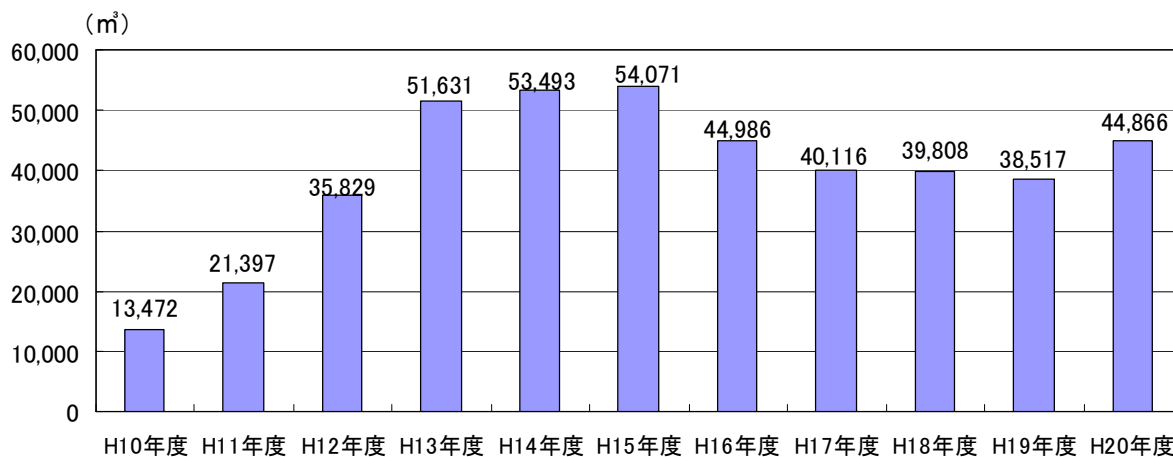
全に取り組んでいく必要があります。

【図表 3-10 林地開発許可・連絡調整の状況】

区分	年度	S50～ H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20	計
	許可	件	1,498	20	16	15	18	13	9
ha		7,667	62	42	51	42	48	30	7,942
連絡調整	件	873	18	20	24	15	7	7	964
	ha	8,853	68	66	117	75	33	101	9,313
計	件	2,371	38	36	39	33	20	16	2,553
	ha	16,520	130	108	168	117	81	131	17,255

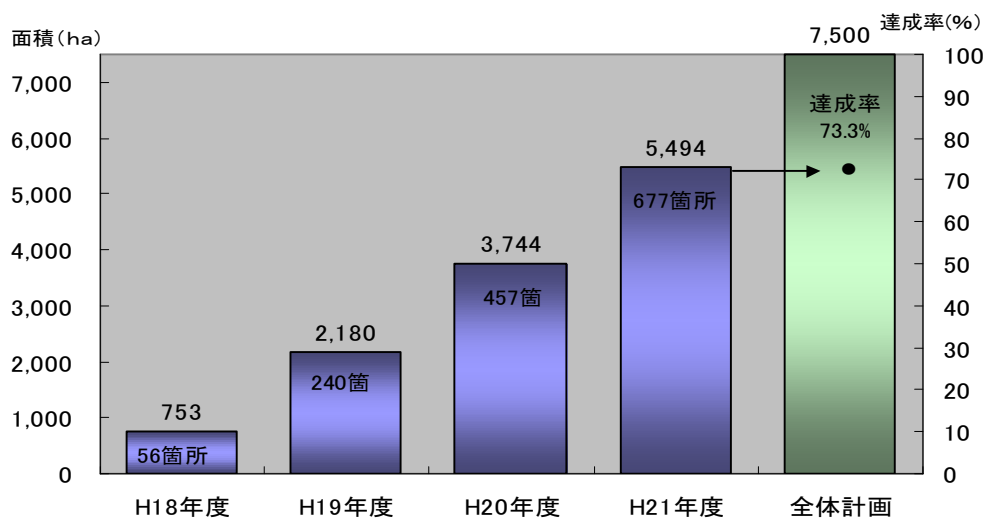
《出典 岩手県農林水産部資料》

【図表 3-11 松くい虫被害量の推移】



《出典 岩手県農林水産部資料》

【図表 3-12 いわて環境の森整備事業確保面積の推移】



《出典 岩手県農林水産部資料》

3-2 施策の展開方向

- ① 中山間地域等における農林業の振興による農地や森林の多面的機能の維持・増進（農林水産部）
 - 環境に配慮した農業の振興により、農地の適正な利用と保全を図ります。
 - 市町村や関係団体との連携を図りながら、森林整備を促進するほか、森林ボランティアの活動を促進するなど森林の環境保全機能の向上を図ります。
 - 二酸化炭素の吸収や水源かん養など、森林や農地の持つ環境保全機能を適切に評価し、維持・増進を図ります。
 - 農地や森林の持つ環境保全機能について県民理解を深めるための取組を推進します。
- ② 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進（農林水産部）
 - 水源かん養等の機能の維持・増進を図るため、複層林化、針広混交林化など多様な森林整備を促進します。
 - 水源のかん養や災害の防止、保健休養などの様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理を図ります。
- ③ 藻場・干潟の保全活動の促進（農林水産部）
 - 水産資源の維持・培養、水質浄化、生物多様性確保など多面的機能を有する藻場・干潟の保全活動を促進します。
- ④ 海岸の保全（県土整備部、農林水産部）
 - 侵食等によって貴重な海浜や周辺環境が損われないよう、自然環境の保全にも配慮した海岸保全施設の整備や海岸保全のための取組、海岸の背後にある松林等の保全、住民やNPO等と連携した海岸ごみ・漂着ごみの処理等を推進します。
- ⑤ 災害に強い県土づくり（農林水産部、県土整備部）
 - 森林の整備や環境に配慮した治山事業などにより、荒廃した森林の復旧等を図り土砂流出の災害を防ぐなど、自然環境と調和を図りながら災害の未然防止方策を講じ、災害に強い県土づくりに取り組みます。

3-3 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 森林づくり、農地等の保全活動、海岸等の清掃活動への積極的な参加
- 地域の農林水産業への理解

【生産者、団体、企業】

- 森林づくり、農地や藻場・干潟等の保全活動への積極的な参加

第3章 第3節 自然共生社会の形成

- 環境に配慮した生産活動の推進

【市町村】

- 森林や農地の保全
- 森林の適正管理の支援
- 森林づくり、農地や藻場・干潟等の保全活動などの情報提供や活動支援

両面印刷のためのページ調整、以下余白

第4節 安全で安心できる環境の確保

～澄んだ大気や水などの良好な環境の確保～

施策の目的

一人間が生きていく上で不可欠な大気、水などについて、その質の維持向上を図り、健全な生活環境を守るとともに、農業や工業など産業にとっての重要な基盤としての環境をはぐくみながら、誇るべき岩手の環境を保ち続けるために—

1 大気環境の保全

目指す姿

環境基準にかなうとともに安全で安心できるきれいな大気、静かな環境の中で、県民生活が営まれています。

1-1 現状・課題

- 平成21年度酸性雨¹調査において酸性化の指標であるpH等は、環境省が平成21年に公表した「酸性雨長期モニタリング報告書」における平成15年度～平成19年度の5年間の全国地点別平均値よりも中性寄りでした。

しかし、酸性雨の原因のひとつとして、大気汚染物質の大陸からの流入が指摘されていることから、引き続きモニタリングを実施し、影響の把握に取り組んでいく必要があります。

- 大気環境は、年平均値には大きな変化はなく、良好な状態で推移していますが、東アジアからの越境汚染の影響が指摘されている光化学オキシダント²については、環境基準超過時間が、ここ数年増加傾向にあります。**【図表4-1】【図表4-2】【図表4-3】【図表4-4】**

平成21年度末で、大気汚染防止法対象ばい煙発生施設は3,168施設、同法対象一般粉じん発生施設は1,514施設となっており、近年増加傾向にあります。

引き続き大気環境を適切に維持していくため、今後とも環境基準項目の追加などに対応した大気環境の常時監視、ばい煙発生施設等の発生源に対する監視指導を継続していく必要があります。

特に、環境基準超過時間が増加している光化学オキシダントについては、国内外の動向を注視するとともに、引き続き、確実に注意報の発令を行えるよう監視体制を整備・維持する必要があります。

- 低濃度であっても長期的暴露によって健康影響が懸念される有害大気汚染物質³について、常時監視の測定を実施していますが、全ての地点で環境基準を下回っています。

¹ 石油などの化石燃料の燃焼から生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性の雨となったものです。森林や農作物被害をはじめ、生態系全般への影響が懸念されています。

なお、酸性の強さはpH（ピーエッチ）で表し、pHが低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。

² 工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称です。刺激性があり、人や植物に影響を与えます。

³ 継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいいますが、中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト（234物質）の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる22物質を「優先取組物質」として選定しています。

このうち、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒドなど測定方法が確立されている19物質について、地方公共団体がモニタリングを実施することとされています。

- 平成21年度の「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん（石綿¹）排出等作業の件数は63件でした。

石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、国による救済給付制度が創設されています。

石綿を使用した建築物の適正な管理はもとより、解体等における飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

- 騒音・振動については、地域の実情を踏まえ、環境基準を当てはめる地域として25市町村において指定されています。

交通騒音について、平成21年度の環境基準達成率は、東北及び秋田自動車道では95%、東北新幹線鉄道では71%（25m地点）となっています。また、一般国道等は、新たな評価体制を平成18年度に整備し測定を実施しており、ごく一部で昼夜間ともに環境基準を超過した区間はありますが、概ね環境基準を達成している状況です。

いわて花巻空港における航空機騒音について、騒音レベルの推移は横ばいから減少の傾向を示しており、環境基準を達成していますが、航空機騒音環境基準の改正が予定されています。

健全な生活環境を確保するため、騒音・振動対策に引き続き取り組んでいく必要がありますが、工場・事業場等従来型の発生源に加え、生活様式の多様化による深夜営業の騒音等への対応が求められています。

また東北及び秋田自動車道を含む自動車騒音や、青森まで延伸される東北新幹線鉄道騒音の環境基準達成率の改善に取り組む必要があります。

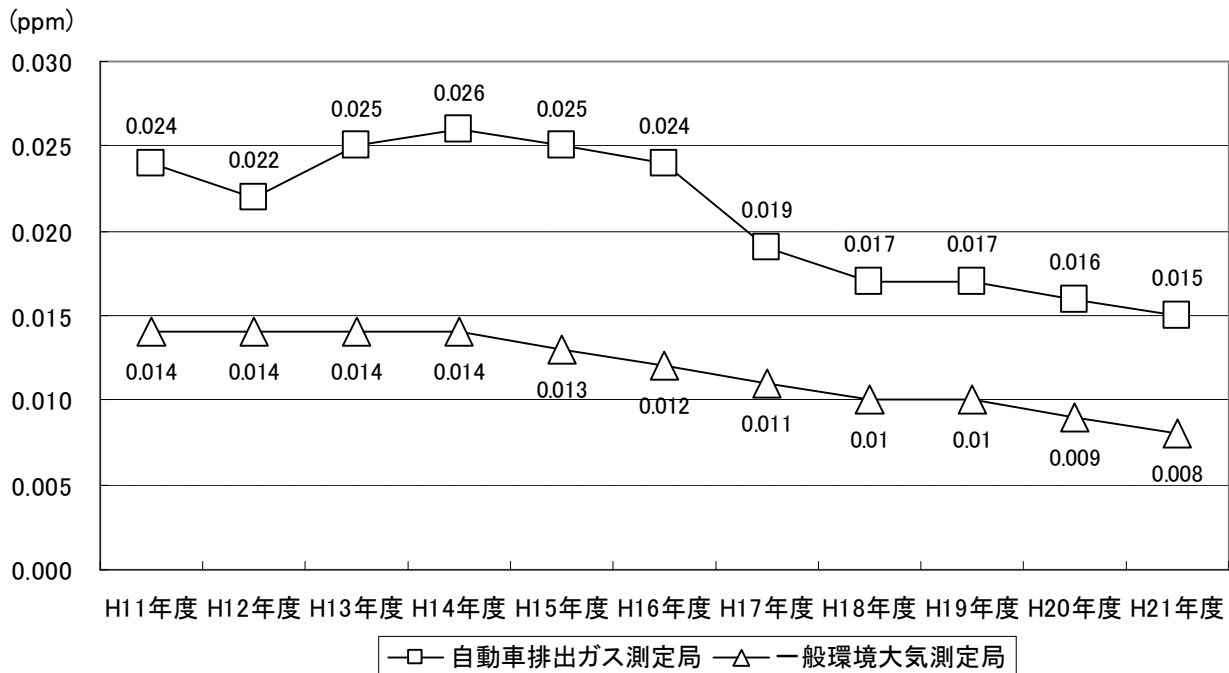
さらに、いわて花巻空港については、航空機騒音環境基準の改正を視野に入れた総合的な騒音対策に取り組む必要があります。

- 悪臭については、人間の嗅覚を用いてにの程度を評価する臭気指数²による規制方式を導入するなど、より住民の感覚にあった効果的な対応が進められています。現在、悪臭原因物の排出を規制する地域として9市町において指定されていますが、うち、3市で臭気指数による規制が行われています。

¹ アスベストともいいます。天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。このため、建築工場の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。アスベストの繊維は、極めて細いため、気づかぬうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺ガンや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、暴露から発症までに20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

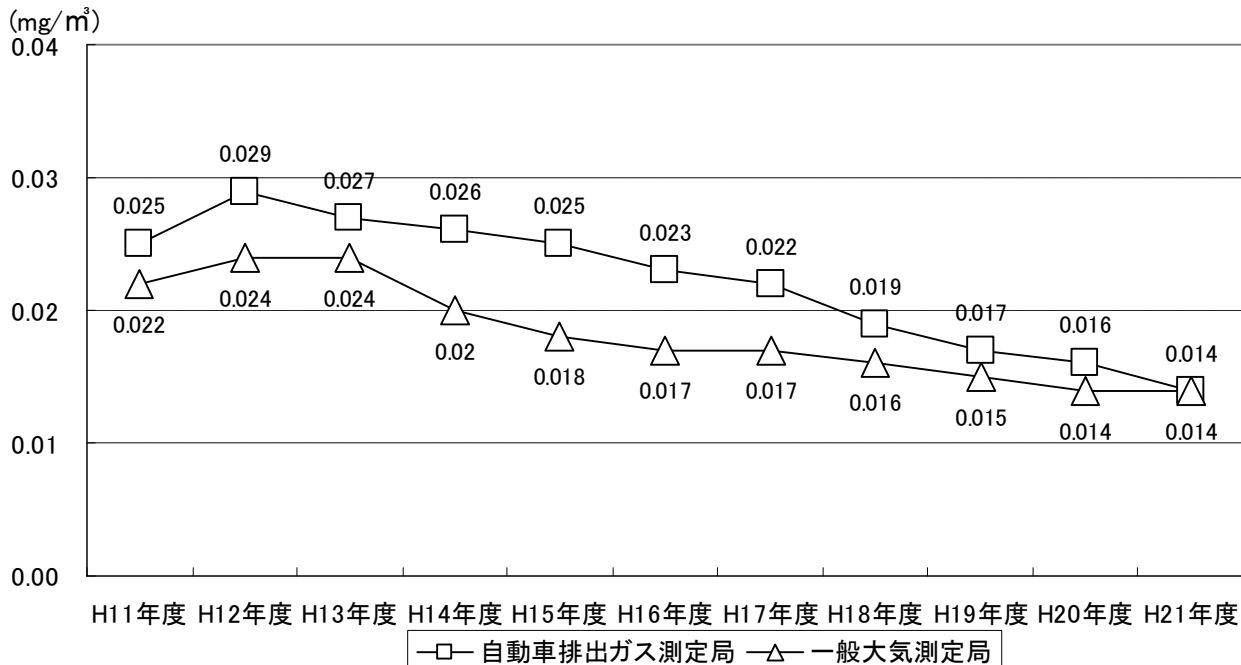
² 悪臭の程度を表す指標で、人間の嗅覚で感知しなくなるまで、気体または液体を希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法に定義されています。

【図表 4-1 二酸化窒素の測定結果の推移（年平均値）】



《出典：岩手県環境生活部資料》

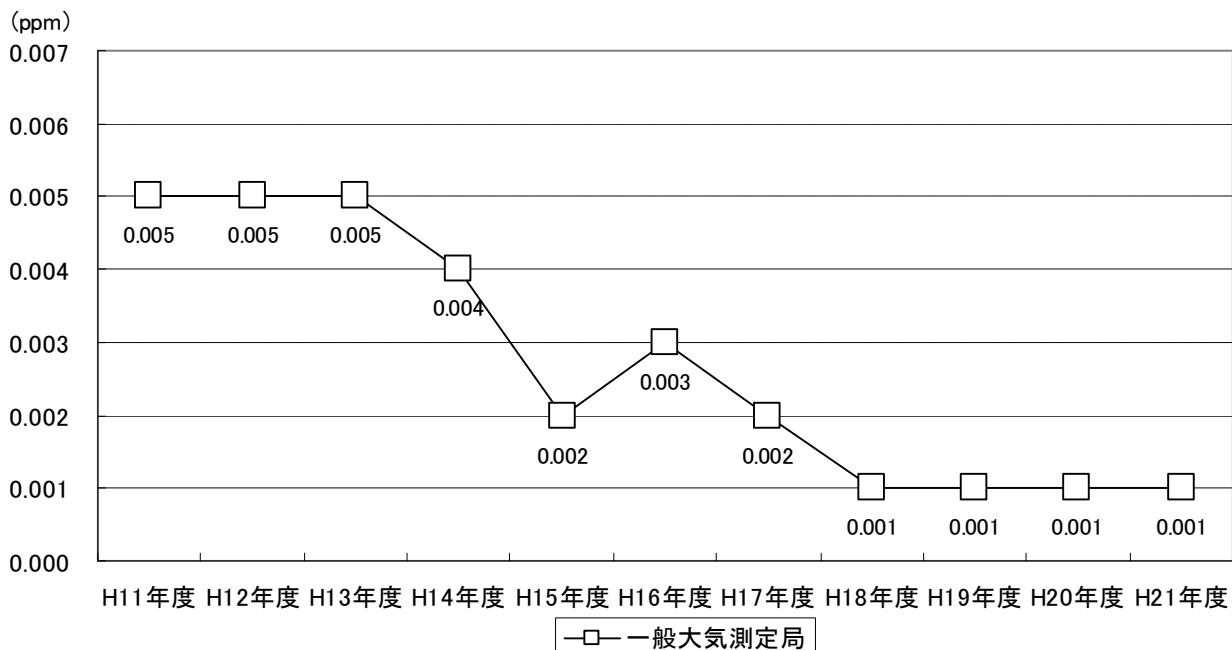
【図表 4-2 浮遊粒子状物質¹の測定結果の推移（年平均値）】



《出典：岩手県環境生活部資料》

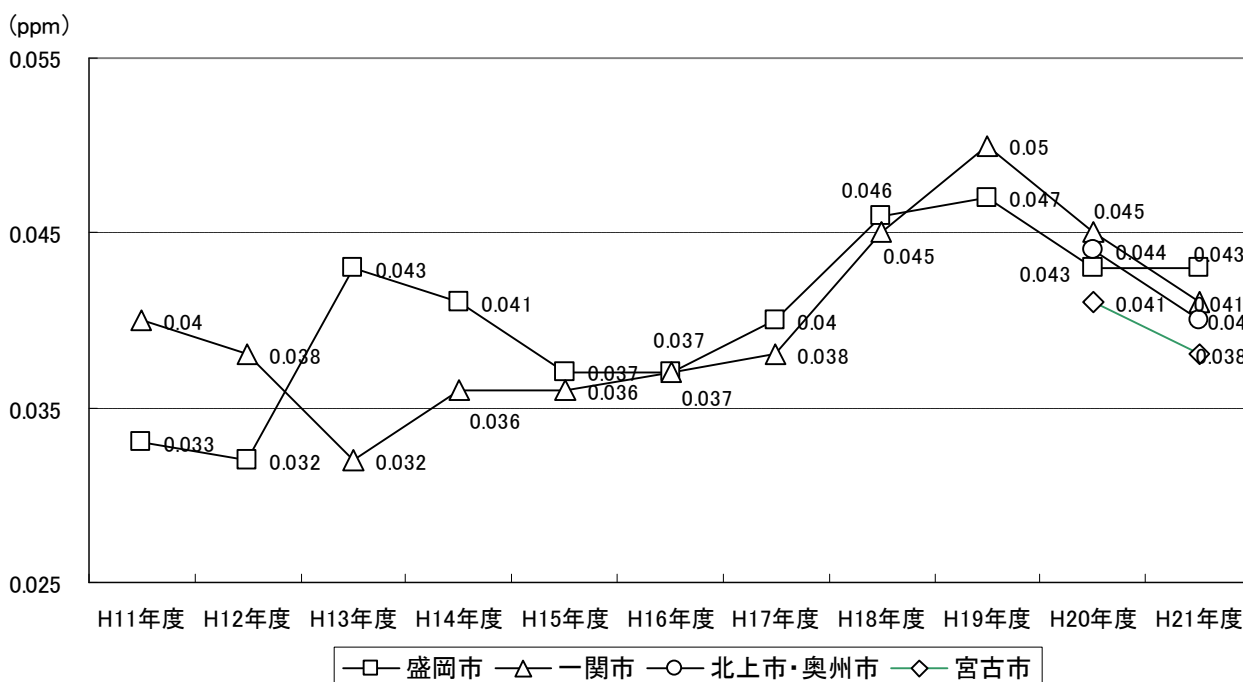
¹ 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10マイクロメートル以下のもので大気汚染物質として環境基準が定められているものです。
工場・事業場からのばいじんや自動車排ガスが主な発生源といわれていますが、詳細な発生機構については解明されていません。

【図表 4-3 二酸化硫黄の測定結果の推移（年平均値）】



《出典：岩手県環境生活部資料》

【図表 4-4 光化学オキシダントの測定結果の推移（年平均値）】



《出典：岩手県環境生活部資料》

1-(2) 施策の展開方向

① 地球規模の大気環境の保全（環境生活部）

- 酸性雨について、引き続き県内の実態把握に努めるとともに、国や隣接県との連携を図り

ながら植生や土壌モニタリングを実施するなど、酸性雨の影響に係る調査を推進します。

- 「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の回収及び破壊を図るとともに、オゾン層保護についての普及啓発を推進します。

② 大気汚染物質排出源の監視・指導等の充実（環境生活部）

- 汚染実態を把握するため、大気環境の常時監視を実施します。
- 窒素酸化物¹、硫黄酸化物²について、工場・事業場に対する立入検査を充実するとともに、低硫黄燃料の使用やばい煙の自主測定の徹底、「大気汚染防止法」及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づく排出基準の遵守を指導します。また、環境保全協定の締結などにより排出量の削減を促進します。
- 自動車排出ガスについて、効率的な交通体系の整備や低公害自動車の普及促進、アイドリングストップ等の啓発活動など、自動車排出ガスの抑制対策を促進します。
- 光化学オキシダントについて、本県への越境汚染物質による影響を調査するとともに、環境濃度の実態把握を充実するほか、工場・事業場におけるトルエンなどの揮発性有機化合物（VOC）³や窒素酸化物の排出抑制に向けた取組を推進します。

③ 有害大気汚染物質等に係る対策の推進（環境生活部）

- 大気環境における汚染実態を把握するため、ベンゼンなどの有害大気汚染物質の常時監視を実施します。
- 有害大気汚染物質の排出源を把握するため、工場・事業場における使用実態調査などを実施するとともに、適正管理を指導します。
- 事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、有害大気汚染物質に係る事業者の自主的な排出等の抑制を促進します。
- 石綿の除去等を伴う建築物の解体作業について指導を徹底することにより、周辺への石綿粉じんの飛散を防止します。
- 石綿健康被害救済基金への負担金の拠出により、石綿による健康被害の迅速な救済を推進

¹ 石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。環境基準はこの二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなります。

² 石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂；亜硫酸ガス）であり、環境基準は二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

³ 大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあります。

光化学反応によって、オキシダントや粒子状物質の発生に関与していると考えられています。

します。

④ 騒音・振動・悪臭対策の推進（環境生活部、県土整備部）

- 工場・事業場からの騒音・振動について、引き続き市町村と連携を図りながら、規制基準が遵守されるよう指導します。また、日常生活及び騒音規制区域外で生じる騒音についても、市町村と連携しながら、発生防止に向けた啓発活動の充実を図ります。
- 自動車などの交通に起因する騒音・振動について、市町村との連携を図りながら、その実態把握に努めるとともに、環境基準の維持達成に向けた対策を推進します。
- 高速自動車道や新幹線鉄道による高速交通騒音について、関係市町村や沿線都道府県と連携して周辺環境への影響を把握するとともに、関係機関に改善を働きかけるなど、騒音防止に向けた取組を関係機関と連携して推進します。
- 航空機騒音について、継続して騒音実態調査を実施するとともに、騒音対策の必要な範囲が拡大する場合には、低騒音型の航空機の導入や騒音を低減するような運航を働きかけるほか、必要に応じて周辺民家等の防音工事を実施するなど、総合的な騒音対策を推進します。
- 悪臭について、苦情が継続している工場・事業場を有する市町村などに対し技術的な支援を行うとともに、臭気指数による規制方法を普及し、悪臭公害の防止を図ります。

1-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 自動車、エアコン、冷蔵庫などの適正な引渡し
- 低公害自動車の使用、エコドライブ、公共交通機関の利用等大気環境に配慮した行動の実践、呼びかけ

【企業】

- 大気汚染物質等の排出抑制、騒音・振動の抑制
- フロンを使った製品の適正な使用、フロンの引渡し
- 低公害自動車の使用、エコドライブ等大気環境に配慮した行動の実践

【市町村】

- 低公害自動車の率先導入、エコドライブ等の普及啓発
- 騒音・振動・悪臭発生防止の指導

2 水環境の保全

目指す姿

環境基準にかなうとともに安全で安心できるきれいで豊かな水に囲まれ、その恩恵を受けながら、県民生活が営まれています。

2-1) 現状・課題

- 公共用水域の代表的な指標であるBOD（又はCOD）の環境基準達成率は、平成21年度96.5%（平成20年度も同率）となっています。平成20年度の全国平均87.4%と比較すると高い数値であり、水環境は良好に保全されています。【図表4-5】

県の水需給は県全体ではバランスはとれていますが、特定の地域や渇水時においては、不足する場合がございます。

水環境を適切に維持していくため、河川を汚さない取組や水資源の再利用、水質の監視、家庭における汚濁防止実践活動の普及啓発などの健全な水循環を確保するための取組を進める必要があります。

- 平成21年度に新規の地下水調査を実施した結果、67井戸全てにおいて基準値を超過しませんでした。【図表4-6】

引き続き、地下水の汚染状態の的確な把握に努めるとともに、汚染の未然防止のための指導や汚染井戸の浄化対策に取り組む必要があります。

- 下水道等の汚水処理施設は、公共の水質保全及び健康で快適な生活環境を確保するために不可欠な施設ですが、汚水処理人口普及率は、70.2%（平成20年度）となっており、全国平均の84.8%に比較し低い状況になっています。【図表4-7】

このため、都市地域と農山漁村地域それぞれの地域特性を踏まえながら、下水道等の汚水処理施設の整備を着実に促進する必要があります。

- なお、地球温暖化に伴う気候変動により、降雨パターン等の変化や水温上昇などが懸念されていることから、情報の収集などを進めていく必要があります。

- 本県の水道水源の水質は比較的良好に保たれているものの、上水道の46.6%、簡易水道の36.1%が表流水を水源としている（平成20年度）こともあり、一部の地域で、水質悪化による異臭味被害やトリハロメタン¹の生成の問題、油流出事故による被害などが発生しています。

また、下痢等を引き起こすおそれのあるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物が本県でも検出されています。

このため、岩手県水道水質管理計画による、水道事業者等による水道水源の定点監視等に加え、水源保全対策の強化や水道水源上流域の汚濁源（汚水処理施設、家畜排せつ物等）対

¹ メタン（CH₄）の4つの水素原子のうち3個が塩素や臭素などのハロゲン原子で置き換わった化合物です。トリハロメタンは、水道原水中に含まれるフミン質等の有機物質が浄水処理の過程で注入される塩素と反応して生じるもので、長期にわたって摂取し続けると、がん等健康に悪影響を与える恐れがあると考えられています。

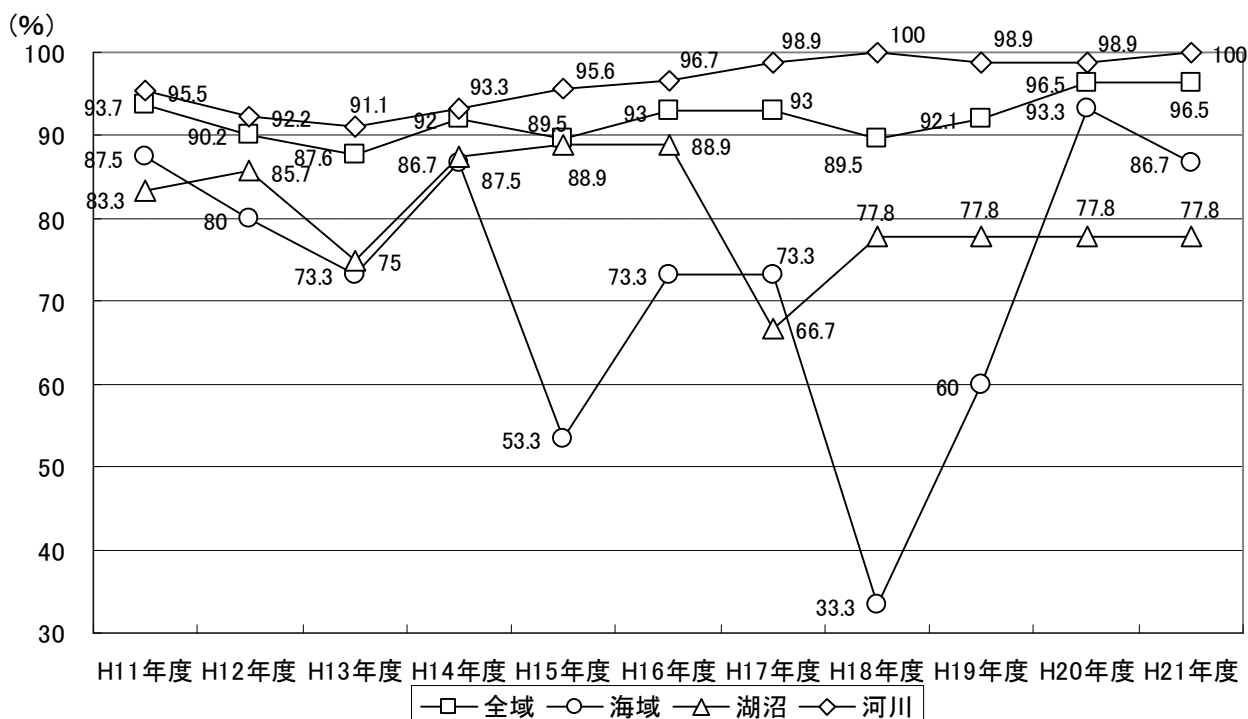
策など、新たな取組が必要です。

- 北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素¹や鉄を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と言われていましたが、昭和57年の新中和処理施設²本格稼働により清流を取り戻し「母なる川」としてよみがえりました。【図表4-8】

北上川の清流を維持するため、旧松尾鉱山の坑廃水処理については、24時間365日休むことなく確実に実施していくことが必要です。

また、こうした北上川の清流化の歴史が、県民の記憶から失われてしまうことのないよう、情報発信を行うとともに、県民参加による周辺の環境保全の取組を進めていく必要があります。

【図表4-5 BOD（又はCOD）の環境基準達成率の推移】



《出典 岩手県環境生活部資料》

¹ 硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精練の際に副産物としても分離されます。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されています。体内に蓄積すると慢性中毒（嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起すことがあります。

² 旧松尾鉱山から流出するpH2の強酸性水を中和し北上川の水質環境を改善するため、岩手県が旧通商産業省の補助を受け同鉱山元山地区に建設したものの。

《工期》 昭和52年11月から56年11月

《建設費》 中和処理施設 約62億円

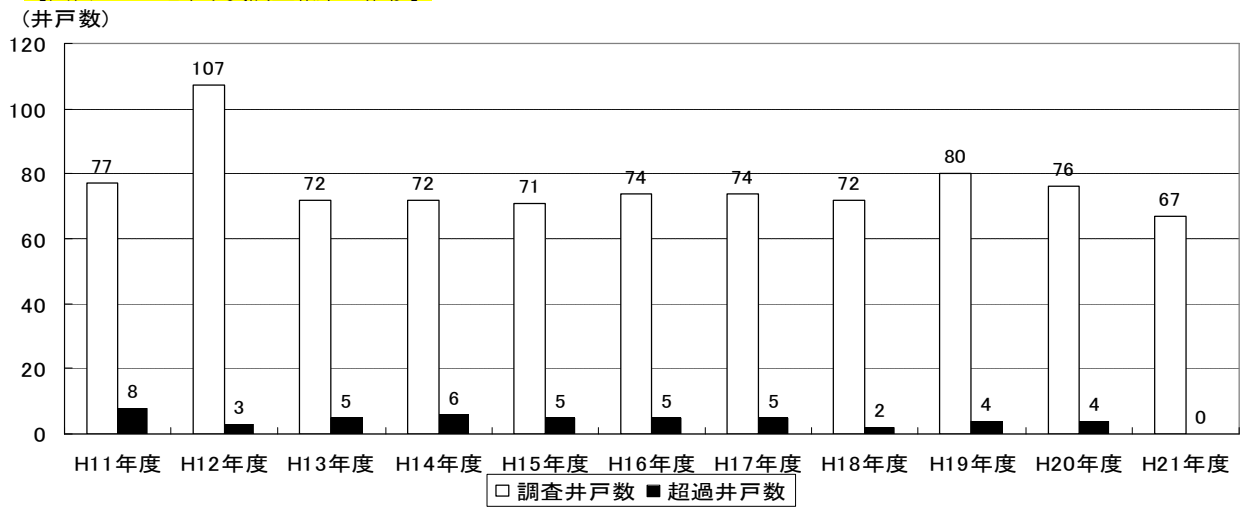
貯泥ダム 約31億円

施設の維持管理は、年間約5億円の経費をかけ県の委託を受けた独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施しています。

なお、新中和処理施設が稼働する前の暫定中和処理により、四十四田ダムに堆積したヒ素を含む中和生成物対策については、国土交通省北上川ダム統合管理事務所が設置した、学識経験者らで構成する四十四田ダム貯水池堆砂対策委員会において、平成18年度から平成20年度まで対応策を検討した結果、ヒ素などに関しては、周辺地域および下流河川等へ大きな影響を及ぼす問題はないとされました。

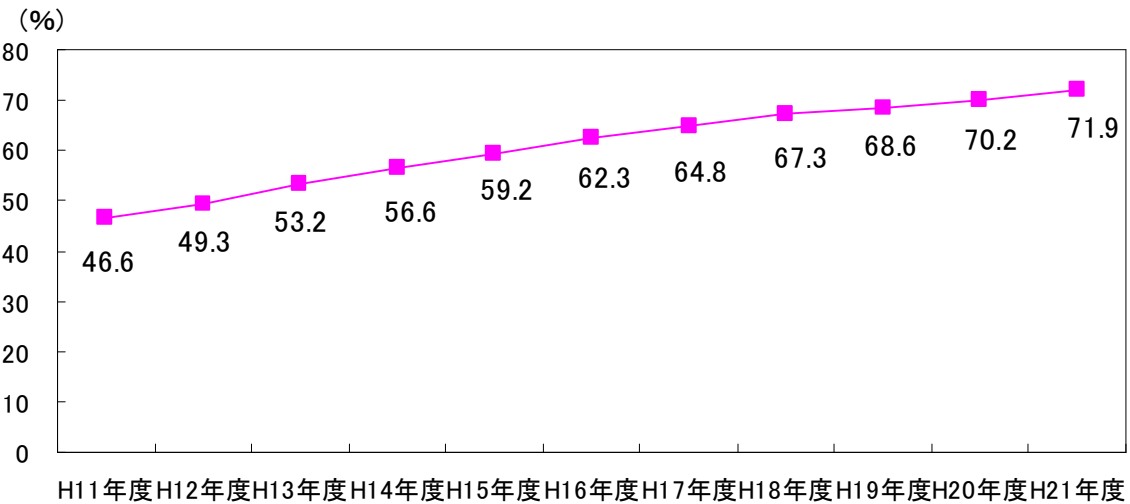
また、治水容量等については、計画的に堆砂対策を進めることが必要であるとされており、これを受けて国土交通省北上川ダム統合管理事務所では、具体的な対策に着手しています。

【図表 4-6 地下水質調査結果の推移】



《出典 岩手県環境生活部資料》

【図表 4-7 汚水処理人口普及率の推移】



《出典 岩手県県土整備部資料》

【図表 4-8 新中和処理施設稼働前と稼働後の松川・北上川合流点の状況】



【北上川本流（右）に著しく黄濁した松川（左）が合流している昭和49年当時の合流点の状況】



【清流を取り戻した現在の合流点の状況】

2-(2) 施策の展開方向

① 健全な水循環の確保（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例¹」、「いわての水を守り育てる条例²」の趣旨を踏まえ、流域協議会の活動など流域内が連携して、健全な水循環確保のための取組を推進します。
- 森林や水田、公園緑地の保全などにより水源の涵養を図ります。
- 雨水貯留設備の導入普及などによる雨水利用や農業用水の防火用水、洗い場などへの利用を進め、水資源の循環利用を促進します。
- 都市部の道路や公園等の雨水浸透を促進し健全な水循環の確保を図ります。
- 公共用水域や地下水の水質監視を充実し、水環境を把握するとともに、汚濁源に対する対策を総合的に講じて、環境基準の維持・達成を図ります。
- 水生生物への影響に留意した環境基準³の設定を進め、水生生物の保全の観点からも公共用水域の水質の維持を図ります。
- 河川の水質浄化や汚水処理技術の研究を推進し、健全な水循環の確保を図ります。
- 工場・事業場等の発生源に対する監視・指導を強化し、排水処理施設の適正な維持管理の徹底を指導します。
- 新しく策定する次期汚水処理ビジョン⁴に基づき、地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水処理施設⁵、漁業集落排水処理施設⁶、浄化槽等の汚水処理施設をそれぞれの特性を生かして計画的に整備するとともに、家庭から排出される負荷低減のための普及啓発を図ります。
- 浄化槽の維持管理に関する検査を徹底するなど、浄化槽による水質の保全の確保を図ります。
- 地球温暖化に伴う気候変動による降雨パターン等の変化や水温上昇など水環境への影響

¹ 平成15年岩手県条例第64号。環境保全上健全な水循環を確保することを目的として、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関するの県、県民、事業者の責務や、施策の基本的事項等について規定しています。

² 平成20年岩手県条例第73号。水環境の保全および水資源の確保を図るため、本県の水を守り育てるための取組についての、県、市町村、事業者および県民の役割、施策の基本的事項等について規定しています。

³ これまでの水質環境基準は人の健康の保護の観点から設定されていましたが、中央環境審議会等で水生生物への影響にも留意した環境基準の必要性が指摘され平成15年度に新たに設定されました。

⁴ 県内全域を対象とした、下水道や集落排水、浄化槽の計画や、適切な維持管理方針などを定めた構想です。

⁵ 農村地域の生活環境基盤の整備及び農業用排水の水質保全を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

⁶ 漁港や周辺海域の生活環境基盤の整備及び水質保全を図るため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

について、情報の収集などを図ります。

② 水道水の水質保全対策の強化（環境生活部）

- 安全で良好な水が安定的に供給されるよう水道水源周辺及び上流域での環境保全の取組を促進するとともに、水源水質調査を充実し、水道水の安全性の確保を図ります。
- 異臭味の発生、感染性微生物による汚染を防止するため、高度浄水施設の整備を促進するとともに、浄水管理及び水質検査の徹底を図ります。

③ 北上川清流化対策の推進（環境生活部）

- 旧松尾鉦山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、長期安定的な対策の確立に努めるなど、北上川の清流化を推進します。
- 北上川清流化の取組を広く県民へ周知し、NPO等による旧松尾鉦山跡地での植樹活動等の支援を行います。

2-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 各家庭からの汚濁負荷を削減するための生活排水対策の実行
- ホームタンクからの油の流出の防止
- 雨水貯留槽の設置
- 下水道への接続、浄化槽の設置
- 旧松尾鉦山跡地の植樹活動へ参画

【企業】

- 水質汚濁物質の排出抑制
- 旧松尾鉦山跡地の植樹活動への参画、支援

【市町村】

- 水源のかん養、水源地の保全
- 環境学習、水生生物調査等により水質保全について啓発
- 下水道などの汚水処理施設の整備

3 土壤環境及び地盤環境の保全

目指す姿

環境基準にかなうとともに安全で安心できる土壤環境のもとで、県民生活が営まれています。

3-1) 現状・課題

- 平成15年の「土壤汚染対策法」の施行以降、土壤環境に対する関心が高まりを見せており、企業による自主的な調査、不動産取引時における自主的な調査等によるものも含め土壤及び地下水の汚染事例が発見されています。

また、「土壤汚染対策法」に基づく地域の指定に関しては、一部地域が特定有害物質によって汚染されている地域として指定されています。

このようなことから、土壤汚染に係る環境基準への適合状況について、土地の利用状況や立地条件等の現地の状況を勘案しながら、事業者の移転又はその跡地の再開発などの機会をとらえて、事業者、土地所有者が調査を実施するよう指導するとともに、汚染状況の実態把握を行う必要があります。

- 地盤沈下については、主として地下水の過剰な採取が原因で、建造物、道路及び農用地等に被害が発生しますが、本県においては、現在のところこのような状況は生じていません。

3-2) 施策の展開方向

① 市街地における土壤汚染防止対策の推進（環境生活部）

- 土壤汚染について、工場・事業場に対する監視の充実・強化により未然防止を図るとともに、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づく有害物質使用事業者による測定や、「水質汚濁防止法」に基づく地下水常時監視により早期に発見します。
- 「土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染状況調査により土壤汚染が判明した場合は、地域指定による管理を行い、土地の利用状況等のリスクに応じて、土地の所有者等に対し必要な措置を指導します。
- 指定区域から搬出される汚染土壌について、不適正処理による環境汚染が生じないように、汚染土壌の搬出、汚染土壌処理業者への監視・指導を強化します。

② 地盤沈下未然防止対策の推進（環境生活部）

- 地下水の大量利用等による地盤沈下が懸念される場合においては、地下水位などのモニタリングを速やかに実施するよう体制整備を図ります。

3-3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 家庭菜園等における肥料、農薬の適正な使用
- ホームタンクからの油の流出の防止

【生産者、団体、企業】

- 原材料や廃棄物等の適正な管理による土壌汚染の防止
- 地盤沈下を起こさないよう地下水を適正に利用
- 肥料、農薬の適正な使用

【市町村】

- 環境への負荷の少ない施肥技術の普及
- 地下水の保全と適正利用の推進

4 化学物質の環境リスク対策の推進

目指す姿

化学物質の環境基準が達成されるとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全安心な県民生活が営まれています。

4-1) 現状・課題

- 「PRTR法¹」に基づき、毎年、化学物質の排出量などが報告されており、平成20年度は、県内の548事業所から排出量約2,263トン（全国の1.1%）、移動量約1,213トン（全国の0.6%）の届出があります。

化学物質には多くの有益性がありますが、一方で、その性状や毒性、使用状況により人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあることから、引き続き、事業者による化学物質の適正な管理の徹底を図る必要があります。

また、化学物質に対する県民の理解を深める取組や、多種多様な化学物質に関する情報収集や実態調査を行い、事業者や県民に情報提供する取組を進める必要があります。

- ダイオキシン類を排出する施設に立入調査を行うとともに、環境調査を実施しています。平成21年度は、大気、公共用水域、地下水、土壌の調査を実施し、全ての地点において環境基準を達成していることを確認しています。

ダイオキシン類については、現在はこのように県民生活への影響がない状況を保っていますが、毒性が強く、また分解されにくい性質を持っていることから、引き続き「ダイオキシン類特別対策措置法」に基づき、立入調査や環境調査を実施し、監視していく必要があります。

4-2) 施策の展開方向

① PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進（環境生活部）

- 化学物質の環境リスク管理や環境情報の提供・普及のための有力な手法であるPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度の適切な運用を図ります。
- 排出量の削減、代替物質への転換等、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進します。
- 講演会やシンポジウムの開催、情報誌やインターネットによる情報提供、リスクコミュニケーション²などにより化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図ります。

② 化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進（環境生活部）

¹ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。平成11年7月に制定されました。同法に基づく制度としてPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度があります。環境汚染のおそれのある化学物質について、工場・事業場が環境への排出状況や廃棄物としての移動量を把握してその結果を行政に報告し、それを行政が広く公表する仕組みをいい、現在では化学物質の環境リスク管理の有力な手法として世界中で広く支持を受けています。

² 化学物質によるリスク（有害性または危険性により人や生物の生命、健康及び種の保存に対して被害をおこす可能性）を効果的に低減していくために、県民、事業者、行政、研究者などが、協力・連携して、情報を提供しあい、意見交換を行うことで情報の共有が行われることをいいます。

- 未規制物質や有害化学物質による環境汚染の実態調査や研究を計画的に推進します。
- 排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き事業者への規制・指導を徹底します。
- ダイオキシン類の発生抑制対策を進めるとともに、排出実態の調査を行い、環境汚染の防止を図ります。

4- (3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- PRTR 制度やリスクコミュニケーション等を活用して化学物質に関する情報を取得し、排出状況や環境リスクへの理解を深める
- 日常生活における化学製品の適切な使用

【企業】

- PRTR 制度により、環境汚染のおそれのある化学物質について、環境への排出状況等を把握し、その結果を届け出るとともに、化学物質の排出抑制
- リスクコミュニケーションの実施
- 化学製品の適正使用

【市町村】

- 化学物質の適正使用等についての普及啓発

5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

目指す姿

有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や空気などの安全性が守られています。

5-1) 現状・課題

- 大気、公共用水域等について計画的に監視・測定を行っています。
安全で安心できる環境を確保するため、適切な監視・観測体制の維持・強化の取組や、様々な調査研究を進める必要があります。
特に、大気環境基準項目へ追加された微小粒子状物質（PM2.5）¹の常時監視体制や光化学オキシダント注意報²発令に向けた体制の整備を図る必要があります。
- 県、市町村が連携しながら、公害苦情等の解決に努めているほか、「公害紛争処理法」に基づく公害紛争処理を随時行う体制を保持しています。

5-2) 施策の展開方向

① 環境に係る監視・観測体制の強化（環境生活部）

- 工場・事業場など、排出源に対する監視・測定の充実・強化を図ります。
- 大気常時監視測定局の適正配置、機器の適正な更新等により、監視体制の維持に努めるとともに、新たに監視対象となる微小粒子状物質や全国的に上昇傾向にある光化学オキシダント等への監視体制の拡充を図ります。
- 分析機関においては、新たに設定された監視項目にも速やかに対応するよう、必要な検査・分析機器の整備を図るとともに、測定体制の充実を図ります。
- 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、市町村も含めた人材の養成を図ります。
- 監視・観測結果について、県民等がわかりやすいように情報提供を行います。

② 環境に係る調査研究の充実（環境生活部、保健福祉部）

- 大気環境、水環境などに関する調査・研究の充実を図ります。
- 県内外の試験研究機関との研究交流を図りながら、必要に応じて産学官の共同研究を推進します。

③ 公害苦情等への的確な対応（環境生活部）

¹ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそくなどの原因となると考えられています。

² 光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり（1時間値が0.12ppm以上）、気象条件から、その状態が継続すると認められる場合、知事は注意報を発令し注意を呼びかけます。

- 公害苦情等の適切かつ迅速な解決を図るため、市町村や県における必要情報の集積・共有化を図ります。

5-③ 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【市町村】

- 県と連携した公害苦情等への対応

6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

目指す姿

環境影響評価制度等に基づく基準が順守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られています。

6-1) 現状・課題

- 「環境影響評価条例」に基づき、実施主体を問わず、県道、市町村道、農道、林道などの道路、廃棄物処理施設、レクリエーション施設、工場、事業場、建築物など17種の事業（「環境影響評価法」対象外事業¹を含む。）のうち一定規模以上のものを対象に環境影響評価を実施しています。

環境影響評価制度²は、大規模な開発事業等の実施による環境の悪化を未然に防止し、良好な環境を保全していくためには重要な仕組であることから、引き続き環境影響評価制度を適切に運用していく必要があります。

- 国土利用計画岩手県計画（第4次）³及び岩手県土地利用基本計画⁴を基に、個別規制法による各種計画間の総合調整を行っています。

引き続き、よりよい状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行っていく必要があります。

6-2) 施策の展開方向

① 環境影響評価制度の運用（環境生活部）

- 環境影響評価制度を適切に運用するとともに、必要に応じて制度の見直しを行います。
- 環境影響評価に係る環境情報や技術情報を県民、事業者、市町村等に提供します。

② 適正な土地利用の促進（環境生活部）

- 岩手県土地利用基本計画に基づいて、県土の適正な土地利用を図ります。

¹ 環境影響評価法では環境影響評価の対象となっていないが、環境影響評価条例により本県独自で対象としている事業です。具体的にはレクリエーション施設、採石場、工場等があります。

² 環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を実施するに当たり、事業者があらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しようとするもので、当該結果等に対し、地域住民、関係地方公共団体等が意見を述べることにより、環境への配慮をより確かなものとする仕組となっています。

³ 国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的事項についての計画として策定しています。（平成20年11月4日公示）

⁴ 国土利用計画全国計画及び国土利用計画岩手県計画を基本として、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の個別規制法に基づく土地利用諸計画に対する上位計画として策定しています。（平成22年3月30日改訂）

第5節 快適でうるおいのある環境の創造

～緑豊かな公共空間や美しい景観、歴史的文化的環境等の保全と創造～

施策の目的

－くらしの周辺にある落ち着きやうるおい、さわやかさに、心の安らぎを得るとともに、風景の美しさや文化の香り、歴史的な価値などにふれ親しみながら、心地よく日々の生活を送ることができるように－

1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造

目指す姿

親水空間や緑地、污水处理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれています。

美しい景観や歴史的な街並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれています。

1－(1) 現状・課題

- 多自然川づくり¹への取組や周辺環境と調和した河川空間、親水空間の整備を進めるとともに、ダム貯水池周辺環境の維持、保全に努めています。
また、街路樹や公園等の都市基盤の整備を行っています。
親水空間や緑地は、人々にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、生物多様性の保全や景観の改善等の機能・効果を有していることから、引き続き親水空間や緑地に配慮しながら公共空間を創出していく必要があります。
- 快適な生活環境を確保するために、上下水道等は不可欠な施設であり、全般的にその整備水準が向上しているものの、都市間、都市と農村部に格差があります。
快適な生活を確保するためには、上下水道等の整備が必要であり、都市や農村部など地域の実情を踏まえながら、整備を進めていく必要があります。
また、環境や地域の特性に配慮した住宅や公共施設の整備を進めていく必要があります。
- 「屋外広告物条例²」を定め、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、屋外広告物の表示を事前許可制度とするなどの必要な規制を行っています。
また、市町村では、6自治体が景観行政団体³へ移行し、そのうち5自治体は「景観法」に基づく景観計画の策定及び条例を制定しています。

¹ 河川は洪水を安全に流下させるだけでなく、人が水辺の多種多様な動植物とふれあうことが出来る空間です。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（改修）を行うことをいいます。

² 昭和46年岩手県条例第44号。屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業等について規定しています。

³ 景観法の規定による景観計画の策定などによる景観施策の推進権能が与えられた地方公共団体をいいます。都道府県、政令市、中核市は法の規定により、景観行政団体とされていますが、その他の市町村は、都道府県の同意がなければ、景観行政団体に移行できないこととされています。県内では、中核市である盛岡市のほか、平泉町、一関市、北上市、遠野市及び奥州市が景観行政団体に移行しています。

地域の景観をより良いものとする事は、地域の活性化や、産業の振興につながるものと考えられることから、身近な環境を含めた県内各地の景観を、地域固有の資産として見直し、地域の活力を生み出すための資源として、積極的に活用しながら守り育てていくことが、今求められています。

1－(2) 施策の展開方向

① 緑と水のうるおいのある空間の創造（県土整備部）

- うるおいと安らぎのあるさわやかな公共空間の創造のため、道路、都市部の水辺、港湾などの公共空間に緑地帯や植樹帯を整備するとともに、適切な維持管理を推進します。
- 河川が本来持つ多様な生態系や周辺環境と調和した親水空間など、良好な水辺環境を保全・創出する河川整備を推進します。

② 快適で豊かな生活環境等の整備の促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 新しく策定する次期污水处理ビジョンに基づき、地域の実情にあわせて、下水道等の污水处理施設の計画的な整備を促進します。
- 地域の実情にあわせて水道施設の計画的な整備を促進し、水道未普及地域の解消を図ります。
- 老朽化した水道施設の計画的な更新や緊急時給水能力の向上を促進し、良質で衛生的な水道水の安定供給を図るとともに、簡易水道等の統合を促進し、水道事業の強化を図ります。
- 省エネルギー性能に優れるとともに、県産木材や木質バイオマスエネルギーの活用、歴史、風土などの地域性に配慮した住宅の普及を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、省エネルギー、長寿命化、エコ資材の活用等に配慮し、環境負荷の低減を図ります。

③ 良好な景観の保全と創造（県土整備部）

- 地域の自然景観等の保存やその活用について、県民、市町村と協働して推進します。
- 無電柱化、屋外広告物の適正配置、都市公園や緑地の整備等により、歴史的な街並みの保全と調和のとれた安らぎのある都市づくりを推進します。

1－(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 植栽や生垣づくり、地域の緑化活動への参加
- 道路や河川等の環境に配慮した適切な利用
- 下水道への接続、浄化槽の設置

第3章 第5節 快適でうるおいのある環境の創造

- 次世代に引き継ぐ資産として景観を保全
- その地域が持っている景観の価値を、分かりやすく住民に伝え発信

【企業】

- 事業所等の緑化、道路や河川等の環境に配慮し事業活動を実施
- 景観計画に基づき行う県又は市町村の規制誘導へ協力
- 規制誘導の対象とならない行為についても、地域の活性化のため、景観への配慮を行うなどの社会的責任を果たすために協力

【市町村】

- 親水空間や緑地の整備を促進
- 公共下水道等污水处理施設の整備を促進
- 水道施設整備の推進
- 地域の景観デザインの方針（景観計画）を策定
- コミュニティ単位での住民の自発的な景観形成の取組を支援

2 歴史的文化的環境の保全

目指す姿

歴史的文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされています。

2-1 現状・課題

- 本県には、地域固有の歴史的文化的な風情、情緒、たたずまいをもつ街並みが残っており、そこに住む人々の生活文化と融合し、良好な環境が保全されています。
また、地域の歴史的又は文化的な景観の保全・活用については、県内の景観が誇るべき地域固有の資産として位置づけられ、保全活動とともに地域の活性化に生かす取組が行われています。
一方、町家などの景観が残る旧市街では、街並みの連続性が途切れるなど、従前の形態を維持していくのが困難な状況も見られます。
歴史的文化的街並みとそこで受け継がれてきた人々の生活文化を一つの魅力として地域の活性化につなげるため、景観と生活文化が融合した歴史的文化的環境を保全・創出する取組が求められています。
- 本県には、自然や人々と支えあいながら受け継がれてきた素晴らしい生活文化があります。
しかしながら、ライフスタイルの変化等により、地域の文化・伝統・食生活等に関する尊重・保存の意識が低くなる傾向があることから、地域ではぐくまれてきた様々な生活文化を「尊ぶ」意識の醸成が大切です。

2-2 施策の展開方向

- ① 歴史的文化的環境の保存と活用（政策地域部、県土整備部、教育委員会）
 - 文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用していくために、市町村における歴史・文化を生かしたまちづくりの基本構想の策定を促進するとともに、文化財の保存・活用と調和のとれた歴史まちづくりの推進を支援します。
 - 地域と企業や行政が一体となった「平泉の文化遺産」の世界遺産登録¹を目指す取組など、地域の歴史や伝統文化などを保存・活用する取組を促進します。
 - 歴史的建造物などをはじめとする本県の歴史・文化についての情報を発信します。
- ② 環境と共生する生活文化の継承と創造（政策地域部、商工労働観光部、農林水産部）
 - 自然を活用する知恵や物を大切に使う生活様式から生まれた伝統工芸、伝統食文化などの環境と共生する生活文化の継承と創造を図ります。

¹ 平泉とその周辺には、国宝「中尊寺金色堂」や特別名勝「毛越寺庭園」のほか、特別史跡「中尊寺境内」、特別史跡「毛越寺境内附鎮守社跡」、特別史跡「無量光院跡」、史跡「柳之御所・平泉遺跡群」など平安時代末期に奥州藤原氏が築いた仏教寺院や庭園遺跡などが現在まで守り伝えられています。
文化庁、県、関係市町では、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けて、各種事業を推進しています。

2－(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 歴史的文化的環境の保全や活用のための地域住民によるボランティア活動など主体的取組の実施
- 歴史的文化的環境を活用したイベントなど先導的取組の実施

【企業】

- 歴史的文化的環境の保全や活用など地域活動への協力・支援

【市町村】

- 歴史的文化的環境の保全活動等を促進
- 歴史文化基本構想の策定

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第6節 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

～環境学習の推進、県民、企業の環境に配慮した行動の促進等～

施策の目的

一古くから受け継がれてきた「自然の中で生かされている」という価値観をすべての県民が共有し、新たな時代を担うべく自ら行動を始めるために一

1 環境学習の推進

目指す姿

多くの県民が環境問題についての理解を深め、問題解決に向けた意識の高揚や人材の育成などに主体的に取り組んでいます。

1-1 現状・課題

- 小・中・高等学校における環境学習は、関連教科、特別活動及び総合的な学習の時間などにおいてそれぞれの教育課程に基づいて実施されています。

こうした学校の取組を支援するため、児童向け環境副読本を北東北3県が連携して作成しています。この環境副読本は、小学校5年生全員に配布され環境学習に活用されています。

また、各学校では、地域の郷土理解と合わせ地域環境の学習に取り組んでおり、清掃活動やリサイクル運動などを通じて地球規模の環境問題も学習しています。

小・中・高等学校段階において環境問題についての理解を深め、主体的に環境の保全・再生のための行動を身に付けさせていく必要があります。

- 平成22年県民生活基本調査では、環境に配慮した行動に努めている人の割合は76.5%となっていますが、エコライフのための取組の中には、まだまだ実施率が低いものが見られます。これは、これまでの習慣やライフスタイルを変えることが、なかなか難しいことが原因と考えられます。【前掲 図表1-4、1-5 参照】

学校、家庭、地域、企業等が相互に連携、協力し、環境保全活動に主体的に行動する人材を育成する必要があります。

- また、地域や学校における環境学習の講師として環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員を派遣していますが、今後、地球温暖化対策など環境問題の解決に向けて、地域における取組がますます重要になってくると見込まれています。

こうした中で、より一層、環境に配慮した生活や行動が実践されるよう、そのきっかけづくりとして多様な環境学習の機会を提供する必要があります。

1-2 施策の展開方向

① 学校における環境学習の推進（総務部、環境生活部、教育委員会）

- 環境教育副読本や手引き書等を作成、配布し、学校における環境学習の充実を図ります。
- また、総合的な学習の時間、社会、理科、家庭科などのカリキュラムに環境学習を位置づけるとともに、講師として地域住民、専門家などの外部の人材の積極的な活用を促進します。

- 岩手大学、岩手県立大学等の関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた環境学習を推進します。

② 多様で身近な環境学習機会の提供、支援（環境生活部、教育委員会）

- 地域社会や学校が実施することもエコクラブ活動や自然観察会、水生生物調査、全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）などの体験的な環境学習を支援します。
- 学校林の育成、ホテルのすむ小川の再生など、自然とのふれあいを通じ、環境学習の充実を図ります。
- 環境紙芝居や幼児用環境学習手引きの活用事例や環境学習の実践例の情報提供などにより、幼児期における環境学習を支援します。
- 環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員の派遣、環境学習応援隊¹の登録・周知により、地域での環境学習を支援します。
- 環境フォーラムの開催やポスター・作文コンクールなどによる普及啓発活動を推進します。
- 環境学習交流センター、環境学習広報車を活用した環境学習を推進します。

③ 環境人材の育成（総務部、環境生活部）

- 地球温暖化防止活動推進員など地域において地球温暖化対策などの環境問題の解決に取り組む人材の養成を図ります。
- 岩手大学、岩手県立大学等との連携により、環境人材の育成を図ります。

1-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 環境問題に関心を持ち、環境学習へ参加
- 専門的知識やノウハウを生かし、環境学習の講師、コーディネーター等の役割の実践

【企業】

- 自らが有する人材やノウハウ、施設等を活用し、地域における環境学習に積極的に協力
- 従業員に対する環境研修の実施

【学校】

- 子どもたちが環境に関する知識などについて習得し、習慣として環境に配慮した行動を実践できるようにするための、教育活動全体を通じた環境学習の推進

¹ 環境学習の機会を提供するため、地域の企業・団体が行っている環境に関する講師派遣や見学受入などの体験的なプログラムについて、県が応援隊として登録し、地域や学校に広くお知らせしています。

- 教員の環境学習の指導に関する資質の向上

【市町村】

- 地域の自然や社会的な特性に応じた環境講座や自然観察会の開催、地域における環境保全団体と連携した取組の展開等、地域に根ざした環境学習の推進
- 職員に対する環境研修の実施
- 町内会など地域での環境学習や環境保全活動に率先して取り組む人材の育成

2 環境に配慮した行動・協働の推進

目指す姿

県民、企業、行政等の連携、協力により、環境に配慮した行動が日常生活や企業の事業活動の場面で実践されています。

2-1 現状・課題

- 地域において、住民と行政等が連携し、里山整備、緑化活動や、道路、河川の美化等の活動が展開されています。

また、企業における ISO14001¹やエコアクション 21²などの環境マネジメントシステム認証取得団体数や県が認定する「いわて地球環境にやさしい事業所」数は増加しています。【表 6-1】

さらに、企業と共催で、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」を開催するほか、企業担当者を対象とする研修会を開催しています。

平成 20 年度の生活系と事業系をあわせたとみの県民一人一日当たりの排出量は、955 グラム（総量 476 千トン）で、平成 9 年度から平成 17 年度まで増加が続きましたが、平成 18 年度以降 3 年続けて減少しています。【前掲 図表 2-1 参照】

民生(家庭・業務)部門の二酸化炭素排出量は基準年に比較し増加している状況にあります。

【前掲 図表 1-3 参照】

平成 22 年県民生活基本調査では、環境に配慮した行動に努めている人の割合は 75%を超えています。エコライフのための取組の中には、まだまだ実施率が低いものが見られます。【前掲 図表 1-4、1-5 参照】

県民、企業等が環境に配慮した行動をそれぞれ推進することはもちろんですが、こうした行動は、協働の取組に発展していくことにより、より一層効果的なものとなります。このため、住民、NPO、事業者、行政が、各々が持つ情報を共有し、人的交流を進める仕組づくりを行っていく必要があります。

【図表 6-1 ISO14001 等認証取得団体数の推移】

単位：団体数(各年度末現在)

	H17	H18	H19	H20	H21
ISO14001	311	340	384	402	411
エコアクション(EA)21	4	13	27	43	56
IES(いわて環境マネジメントシステムスタンダード)	7	21	34	22	14
計	322	374	445	467	481

《出典 岩手県環境生活部資料》

2-2 施策の展開方向

¹ ISO (国際標準化機構) では、物資及びサービスについていろいろな国際規格を定めていますが、規格番号の 14001 は環境負荷低減のためのマネジメントシステムの規格です。

² エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、認証・登録制度です。

① 県民の環境に配慮した行動・協働の推進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 県民のライフスタイルや事業活動が、より省資源、省エネルギー、廃棄物の発生抑制を第一とする3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）や再生可能エネルギーの利用、環境にやさしい製品の購入などの環境に配慮した行動に変革するよう取組を推進します。
- 住民、NPO、事業者、行政の積極的な協力による、農村環境の保全や森林整備、道路や河川・海岸環境美化活動、自然環境保全活動等を促進します。

② 企業の環境に配慮した行動・協働の推進（環境生活部）

- 企業におけるISO14001の認証取得等の環境マネジメントシステムや環境報告書、環境会計、マテリアル・フロー・コスト会計等の活用など、事業活動と環境保全との関係を明らかにする取組を促進します。
- 環境負荷の低減を図るため、従来の規制的手法に加え、工場・事業場が地域住民に環境情報を発信し相互理解を図る「環境コミュニケーション¹」を関係機関と協働して推進します。
- 地域の実状に即した環境の保全を進めるため、事業者や地域住民への情報提供等により環境保全協定の締結を促進します。

③ 県の環境に配慮した行動の率先実行（環境生活部）

- 県の新しい地球温暖化対策等実行計画（率先実行計画）²に基づき岩手県エコマネジメントシステムを実施し、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組みます。
- 環境にやさしい製品の購入を推進します。
- クリーンエネルギー自動車などの環境対応車の県公用車への導入や太陽光発電、風力発電及び木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に率先して取り組みます。

④ 環境広報及び情報提供の推進（環境生活部）

- 環境報告書や環境広報誌の発行、フォーラム等のイベントの開催、インターネットや県・市町村広報などを通じ、環境に関する広報活動を推進します。
- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動センター等を通じ環境情報を提供します。

2-(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 学校・地域・職場で学んだことを家族で話し合いながら、日常生活に生かし、環境に配慮し

¹ 平成16年度から企業と共催で、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動等取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」のような取組をいいます。

² 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、一事業所として、県は、温室効果ガス排出の削減に取り組むため、「第2次岩手県地球温暖化対策等実行計画（率先実行計画）」を、平成17年4月に策定しました。

た生活の実践

- 環境保全活動への積極的な参加
- 環境への配慮、環境保全活動に際し、事業者・行政機関などの他の主体や他のNPO等との連携
- 企業が実施する環境コミュニケーションへの積極的な参加

【企業】

- ISO14001の認証取得、事業活動における環境負荷の低減等環境に配慮した取組の実践
- 住民との環境コミュニケーションの積極的な実施
- 地域における環境保全活動への積極的な協力
- 環境への配慮、環境保全活動に際し、県民・NPO、行政機関などの他の主体との連携
- 法律や条例の対象とならない規模の開発事業における自主的な環境影響評価の実施

【市町村】

- 住民・NPO、事業者等との協働による環境保全活動を促進
- 環境に配慮した行動の率先実行
- 環境コミュニケーションや環境保全協定など地域の環境負荷低減に向けた活動の促進

3 県域を越えた連携、国際的取組の推進

目指す姿

県域、国境を越えた連携、交流により、広域的、地球規模的環境問題の解決への対応、貢献がなされています。

3-1 現状・課題

- 青森・岩手県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件を教訓に、北東北三県が連携して産廃税や県外廃棄物搬入に係る事前協議制度を構築しています。

岩手県環境保健研究センターにおいては、有機フッ素化合物¹の分析法を確立し、海外との共同研究、分析技術の供与等を実施しています。

環境問題の要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっていることから、他の地方公共団体と連携した環境保全対策や、外国との国際的な協力を進めていくことが必要です。

3-2 施策の展開方向

① 他の地方公共団体との連携（環境生活部）

- 環境問題に対し、様々な取組を進めている他の地方公共団体との交流を深め、連携・協力して環境問題への取組を推進します。

② 海外との交流や国際協力の推進（環境生活部、保健福祉部）

- 環境に関する国際共同研究を推進するため、海外の研究機関との交流を図ります。
- 研修員の受入れや現地での指導による環境技術支援などにより、環境保全に関する国際協力を推進します。

3-3 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 地域交流・国際交流への参加
- 他都道府県等の団体との連携

【企業】

- 県域を越えた広域的な環境保全活動等への協力
- 技術開発、海外研修員の受入れ等環境面での国際交流の推進
- 海外での事業活動等における環境への配慮、環境保全活動の実施

【市町村】

- 同じ環境問題を抱える他の地方公共団体との連携

¹ 有機フッ素化合物は防水スプレーや消火剤など日用品に広く利用されてきましたが、難分解性、蓄積性があること、動物実験で肝臓毒性や発達への影響、発ガンなどとの関連性が指摘され、国内での使用が規制されました。

有機フッ素化合物は水や大気の中では濃度が極めて低く測定が困難となっていました。岩手県環境保健研究センターが世界に先駆けて高い精度で分析できる方法を開発したことにより、有機フッ素化合物を含む製品の分析への応用が可能となりました。

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第7節 環境を守り育てる産業の振興

～環境にやさしい技術、地域資源、地域特性を生かした産業の振興～

施策の目的

一本県の豊かな地域資源の保全・活用や産業活動における環境との調和の視点を重視し、環境の世紀における本県の発展の道筋を切り拓いていくためにー

1 環境関連産業の振興

目指す姿

エネルギー関連分野の産業や廃棄物処理業をはじめとする循環型社会ビジネスなど環境関連産業の育成が進み、県内経済の成長が図られるとともに、企業の廃棄物等の3Rやゼロエミッション、温室効果ガスの排出抑制の取組が進み、産業活動と環境との調和が図られています。

1-1 現状・課題

- 環境関連産業の育成等に向けて関係機関が連携して、それぞれの事業ステージや課題に応じた支援を行い、中小企業における新商品や新技術の開発を支援しています。
県内企業等が廃棄物等の3Rやゼロエミッションに取り組むための調査や支援、リサイクル産業の振興による環境調和型の地域づくりを目指した取組を進めています。
環境保全の取組は、経済発展の制約要因となるものではなく、経済や社会の持続的発展を支えるために不可欠な要素となっています。このことから、地域の豊かな資源等を保全・活用し、持続可能な社会とするため、より一層環境関連産業の育成、集積を推進する必要があります。

1-2 施策の展開方向

① 環境関連産業の育成・集積（環境生活部、商工労働観光部）

- 環境関連技術の産業化を目指した研究開発並びに事業化へ向けた取組を推進します。
- 太陽電池等次世代エネルギー関連分野企業等、環境関連産業の創出と育成を図ります。
- 再生可能エネルギーを活用したコミュニティービジネスの創出に向けた支援を行います。
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成、事業者の3Rの取組の支援や岩手県再生資源利用認定製品の認定などにより、廃棄物処理業や再生資源加工業など循環型社会ビジネスの育成を図ります。
- 原材料や部品を含むすべての生産段階における資源投入量を抑制する「省資源型ものづくり」や廃棄物等となった場合の適正な再使用や再生利用、処分が簡単に行える設計を行うなどの環境に配慮した製品づくりの促進、その購入についての啓発活動を推進します。

1-3 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NPO】

- 環境への配慮、環境保全活動に積極的に取り組んでいる企業の製品・サービスの優先購入

【企業】

- 廃棄物等の3Rやゼロエミッションに取り組むとともに、再生資源利用製品や環境に配慮した製品の開発、製造
- 環境、エネルギーなど今後成長が見込まれる分野への企業活動の展開

【市町村】

- 環境への配慮、環境保全活動に積極的に取り組んでいる企業への支援
- 環境に配慮した製品の購入についての住民への啓発

2 自然共生型産業の振興

目指す姿

環境と調和した農林水産業や、優れた自然を生かした観光産業の展開により、地域の豊かな資源が将来に渡って持続的に利活用され、地域の活性化が図られています。

2-1) 現状・課題

- 平成20年1月に策定された「岩手県環境と共生する産地づくり基本計画¹」に基づき、エコファーマー²の育成等、環境に配慮した持続的農業を推進しています。

本県の農林水産業が豊かな環境を保全しながら、持続的に発展していくためには、環境保全型農業や漁業資源の管理など資源を持続的に利活用するための取組を進める必要があります。

また、二酸化炭素吸収源としての機能の発揮が期待される豊富な森林資源を活用した産業振興に取り組んでいく必要があります。

- 岩手の農山漁村に対しては、都市住民との交流や、心の豊かさ、憩いの場の提供など多様な役割が期待される一方、過疎化や少子高齢化の進行により、その活力が失われつつあります。

農山漁村や地域の活性化を図るとともに自然環境を保全するため、エコツーリズムなどの体験型観光やグリーン・ツーリズムなど都市と農山漁村との交流の取組を進める必要があります。

2-2) 施策の展開方向

① 環境と調和した農林水産業の推進（農林水産部）

- 有機農業をはじめとする環境保全型農業の技術を確立し、環境保全に配慮した県産農産物の生産を促進します。
- 森林資源を持続的に利用していくため、造林、間伐などの森林整備を促進します。
- 漁業資源の持続的な利用を確保するため、資源回復計画³に基づき、生産者自らの資源維持管理体制の構築を図ります。
- 本県の豊かな環境ではぐくまれた県産農林水産物の地産地消を推進します。

¹ 環境への負荷を低減した農業の推進と、県産農産物の安全・安心面での信頼性を高める取組を総合的かつ積極的に推進するため、平成20年1月に策定しました。

² 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農薬や化学肥料を減らした、環境にやさしい農業生産技術を導入、実践する計画を策定した農家の方をエコファーマーとして知事が認定しています。

³ 資源量を早急に回復・増大すべき魚種について、国・県が計画を策定。県では、ヒラメ（平成18年2月）、ケガニ・ミズダコ（平成20年6月）について策定しています。

- 漁場環境保全の中核的な役割を担う漁場環境保全士¹の認定に取り組みます。
- HACCP²に対応した農林水産物加工施設と関連する検査体制の整備、漁獲段階からの鮮度・衛生管理の徹底などを進め、安全な食品生産、供給の確保を図ります。
- たい肥等を活用した健康な土づくりや家畜排せつ物などをエネルギーとして利用する地域循環型の取組を推進します。
- 土壌診断に基づく適正な施肥量の把握や耕種と畜産の連携による家畜ふんたい肥の利用により、化学肥料の使用量の節減を誘導します。
- 病害虫抵抗性品種の導入や、天敵となる昆虫や微生物を利用した防除技術の導入などにより、化学合成農薬の使用量の低減を図ります。

② 木材関連産業の振興（農林水産部）

- 県営の公共施設・県公共工事での県産材の率先利用に努めるとともに、品質性能の確かな乾燥材等の供給体制の整備や製材企業と工務店等のマッチングの促進、商談会を活用した新たな販路開拓などにより、本県木材産業の振興を図ります。
- 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、未利用間伐材等の活用促進などによる地域循環型エネルギーの利活用システムを構築し、木質バイオマスの多様な産業での利用を推進します。
- 二酸化炭素排出量取引等の調査研究を進めるとともに、木質バイオマス燃焼機器設置業者（二酸化炭素削減事業者）と企業（二酸化炭素排出事業者）とのマッチングや技術的助言による排出量取引の拡大を支援します。
- 木炭、木酢液の土壌改良資材や消臭材等への多目的利用の促進を図るとともに、その需要拡大に努め、全国第1位の生産量を誇る木炭産業の振興を図ります。

③ 優れた自然を活用した観光産業の振興（環境生活部、商工労働観光部）

- 十和田八幡平国立公園や陸中海岸国立公園などの豊かな自然と地域の文化、歴史などを組み合わせたエコツーリズムの観光メニューづくりなど、体験型観光の促進を図ります。
- 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を図ります。

¹ 漁業関係者による漁場環境保全活動の促進と地域の漁場環境保全活動をリードする人材の育成を目的として、平成19年度に岩手県漁場環境保全士認定制度を創設しました。漁場環境保全士は、漁場環境監視・調査、漁協や漁業者へ漁場環境調査結果の提供、海浜清掃活動・普及などを行います。

² 危害分析重要管理点方式の略称であり、食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品が原材料から製品になり出荷されるまでの各工程に管理点を設定し、温度や微生物の発生状況などを細かく検査して、監視と記録を徹底する管理方式のことをいいます。

④ グリーン・ツーリズムの推進（農林水産部、県土整備部）

- 自然、文化、風土など、地域の特色ある資源を活用し、都市と農山漁村との連携と交流を促進します。
- 受入れ農林漁家の拡大等の受入れ体制の整備や情報の発信、地域の特性を生かした食の提供等により地域の多彩な資源や文化を生かしたグリーン・ツーリズムを推進します。
- 都市と農山漁村を結ぶ交通網や上下水道などの生活基盤の整備を推進し、魅力ある農山漁村の形成を図ります。

2－(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【県民・NP0】

- 農山漁村の豊かな自然環境などの資源を生かした都市と農山漁村の交流への参加
- 環境に配慮した生産方法で生産された県産農林水産物の積極的な利用

【生産者・企業・団体】

- 農薬や化学肥料の使用量節減、適切な資源管理など環境に配慮した農林水産物の生産
- 安全、安心、高品質な岩手の農林水産物や産地情報等の国内外への発信

【市町村】

- 生産者や関係団体等と一体となった、地域の特性や資源を活用した農林水産業の振興と農山漁村の活性化の取組の推進
- 農薬や化学肥料の使用量節減、適切な資源管理等環境に配慮した農林水産業の普及啓発

3 環境に関する科学技術の振興

目指す姿

環境に関する科学技術の研究開発が進み、県内経済の成長に貢献しています。

3-1) 現状・課題

- 岩手県工業技術センターにおいて、環境関連分野の技術開発や商品開発を推進するほか、中小企業等における新商品や新技術の開発を支援しています。
岩手県環境保健研究センターにおいて、本県の「環境と健康」に係る行政推進の科学的、技術的拠点として、調査、研究を行っています。
岩手県農業研究センターにおいて、生産者や関係機関と連携しながら、地域資源の活用等による環境にやさしい栽培・飼養技術などの開発に取り組んでいます。
財団法人岩手生物工学研究センターでは、稲わらなど植物の茎葉から、バイオエタノールを効率的に生産する技術の開発に取り組んでいます。
本県の有する地域資源、地域特性が持つ可能性を最大限生かすよう、大学等の研究機関と連携した取組を促進する必要があります。

3-2) 施策の展開方向

- ① 環境に関する科学技術の研究開発の促進（環境生活部、商工労働観光部、農林水産部）
 - 環境浄化技術や有害物質無害化技術、廃棄物の減量化・リサイクル技術、環境負荷低減化技術などの循環型地域社会の構築に資する環境科学技術の研究開発を促進します。
 - 環境に配慮した土づくり・施肥技術、病害虫総合管理技術、森林資源や森林の公益的機能の把握技術の解明、環境と調和する森林の育成管理技術、森林保護技術、木材利用技術、バイオマスエネルギー利活用技術等の開発を推進します。
- ② 産学官共同研究等の推進（総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部）
 - 環境に関する科学技術の研究に当たっては、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学、国立環境研究所などの県内外の研究機関との連携、共同研究を推進します。
 - 特に、三陸沿岸には、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター、北里大学海洋生命科学部、北里大学海洋バイオテクノロジー釜石研究所、独立行政法人水産総合研究センター宮古栽培漁業センターなどの大学・試験研究機関が多数立地し、海洋に関する最先端の調査研究を行っていることから、これらの大学・研究機関を核とした「いわて海洋研究コンソーシアム¹」での活動を通じて、海洋に関する産学官共同研究等を推進するとともに、その研究成果が海洋環境の保全に活用されるよう支援に取り組みます。

¹ 岩手県三陸沿岸地域に立地する海洋研究機関の連携を強化して共同研究等を推進することにより、同地域が海洋研究の拠点となることを目指すとともに、これら海洋研究機関の地域に密着した研究活動を支援することにより沿岸地域における産業の活性化に寄与することを目的に平成21年7月に設立されました。

3－(3) 皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと

【企業】

- 大学、試験研究機関と連携した環境科学技術の開発
- 大学、試験研究機関の研究開発成果の積極的な活用

【大学等研究機関】

- 岩手県の地域特性に着目した研究開発
- 試験研究機関への助言

両面印刷のためのページ調整 以下余白

第4章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画の着実な推進を図るためには、県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村などの各主体が計画の内容に理解を深め、それぞれの立場で「皆さんと一緒に取り組んでいただきたいこと」に記載しているような環境に配慮した行動などを実践するとともに、相互に連携、協働していくことが重要です。

このため、県は、市町村の協力を得ながら、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うとともに、県と各主体との協働の具体的な姿を示しながら、各主体が取り組む自主的な環境保全活動への支援や、各主体間及び県との情報共有、意見交換の機会の拡充を進めるなど、連携・協働の促進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の目標の達成や目指す姿の実現を図るためには、施策及び事業について、成果を定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていくことが必要です。

このため、「施策、事業の企画立案（PLAN）」⇒「施策、事業の実行（DO）」⇒「施策、事業の実績評価（CHECK）」⇒「評価を踏まえた施策、事業の改善（ACTION）」のPDCAサイクルによって、主な施策の実施状況や指標の達成状況を点検し、適切な進行管理を行います。

さらに、これらの点検結果については、「岩手県環境審議会」に報告するとともに、環境報告書などで広く公開します。

3 指標の設定

計画の目指す姿を分かりやすく県民へ伝えるとともに、PDCAサイクルに基づく検証※に資するため、指標を設定することとします。

指標のうち、計画における目指す姿のイメージが県民に伝わりやすい指標を、7本の施策の柱ごとに「目指す姿指標」としていくつか設定します。

なお、目標値の設定については、第3章第1節「低炭素社会の構築」における「温室効果ガス排出削減割合」を除き、5年後の目標値のみを設定することとし、中間年において、改めて計画期間終了時（平成32年度）の目標値の設定を行います。

※目指す姿指標のうち、「温室効果ガス排出削減割合」、「大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合」、「イヌワシ繁殖率」、「本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合」については、不確実要素の介在等の理由から、目標とする到達点の提示のみにとどめます。

岩手県環境基本計画指標一覧

◎ 目指す姿指標

※ 目標とする到達点の提示のみにとどめる指標

施策項目	指標名	現状		目標値 (H27)	目標値の考え方	担当部局	
		単位	全国 (H21)				本県 (H21)
I 低炭素社会の構築							
1 二酸化炭素排出削減対策の推進	◎温室効果ガス排出削減割合※	%	(H20) 1.6	(H19) 0.9	(H32) △ 25	国の削減目標に地域から貢献するもの。排出削減割合の基準年は、H2(1990)年	環境生活部
	一世帯当たり年間CO ₂ 排出量	トンC O ₂ /年	(H20) 3.6	(H19) 5.0	4.5	国の「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(試案)」の家庭部門削減割合等を基に、H32の目標量を3.9トンとして目標量を設定(自動車を除く)	環境生活部
	省エネ活動を実施している県民の割合	%	—	(H22) 82.3	90	県民生活基本調査において、省エネ活動項目を実施していると回答する人の割合をH32までに95%まで引き上げるもの	環境生活部
	エコスタッフ認定者数	人	—	903	2,000	県内の従業員5名以上の事業所24,162(H18)のうち、10%の事業所においてエコスタッフが1名以上認定を受けることとし、10年間では、3,000人、5年間では2,000人を目指すもの	環境生活部
	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所数	—	159	220	上記エコスタッフ認定事業所のうち、5%(120事業所)がいわて地球環境に優しい事業所の認定を受けることとし、10年間では280、5年間では220を目指すもの	環境生活部
	乗用車の新車販売に占めるクリーンエネルギー自動車の割合	%	—	15.9	25	国の目標(H32(2020)年に50%)の達成を目指すもの	環境生活部
	エコドライブ実施率	%	—	82.9	90	県民生活基本調査においてエコドライブを実施していると回答する人の割合をH32までに95%まで引き上げるもの	環境生活部
	県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合	%	(H20) 6.2	(H20) (未確定) 12.2	13.5	太陽光発電設備や風力、木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入見込量等から算定。H32の目標値を15%として目標値を設定	環境生活部
	住宅用太陽光発電設備導入数	世帯	(H20) 456,854	(未確定) 6,643	22,000	H21年度の導入件数(約2000件)から、毎年度7%漸増し、H27年度には、3000件となることとして設定	環境生活部
	ペレットの利用量	トン	—	3,937	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23～H26年度)について、現在、検討中。目標値については、引き続き増加を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
	チップの利用量	トン	—	1,277	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23～H26年度)について、現在、検討中。目標値については、引き続き増加を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
	三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数	回	—	20.4	20.4	現状の利用回数の水準を維持するもの	政策地域部
	公共交通機関利用者数	人	—	27,378	26,283	利用者数を人口減少率の水準で維持するもの(H21⇒H27人口減少率:4%)	政策地域部
	広域的なバス路線数	路線	—	57	57	現状の国庫補助路線数を維持するもの	政策地域部
市街地における主要渋滞ポイント解消・緩和率	%	—	48	61	主要渋滞ポイント箇所の整備計画等に基づき算定。主要渋滞ポイント31箇所のうち、解消・緩和箇所数をH21の15箇所からH27に19箇所とするもの	県土整備部	

	市街地における幹線道路の密度	km/ km ²	(H20) 1.61	2.03	2.1	過去5年間の幹線道路の整備密度をもとに算出したもの	県土整備部
	信号機のLED化率	%	(H20) 19.1	26	41	毎年度、2.5%の増を目指すもの	警察本部
	長期優良住宅の認定戸数	戸	57,127	316	525	H22年度までに400件、それ以降年間25件の増を目指すもの 注)長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいいます。	県土整備部
2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進	間伐実施面積	ha	(H20) 434,000	(H20) 12,530	(H24) 15,400	岩手県森林吸収量確保推進計画(H19~H24)の目標値	農林水産部
	森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素排出削減に取り組む事業者数	事業者	—	8	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23~H26年度)について、現在、検討中。目標値については、一層の拡大を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進	フロン類回収量の報告率	%	—	98.2	100	報告率の上限値を目指すもの	環境生活部

II 循環型社会の形成

1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進	◎一般廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 5,530	(H20) 53.8	40	県民一人1日当たりごみ排出量の削減及びリサイクル率向上の目標を達成した場合の推計値40千トンまでの削減を目指すもの	環境生活部
	◎産業廃棄物最終処分量	千トン	(H19) 20,140	(H20) 62	50	産業廃棄物排出量の削減及び産業廃棄物再生利用率の目標を達成した場合の推計値50千トンまでの削減を目指すもの	環境生活部
	県民一人1日当たりごみ排出量	g/日	(H20) 1,033	(H20) 955	859	国の排出量削減率の目標の達成と、排出量が少ない都道府県の全国トップクラスを目指すもの	環境生活部
	県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	g/日	(H20) 733	(H20) 664	560	国の排出量削減率の目標の達成と、排出量が少ない都道府県の全国トップクラスを目指すもの	環境生活部
	一般廃棄物のリサイクル率	%	(H20) 20.3	(H20) 18.8	30	都道府県トップクラスのリサイクル率を目指すもの	環境生活部
	産業廃棄物排出量	千トン	(H19) 419,000	(H20) 2035	1,928	過去の実績等に基づき、H20年度実績値から5%減を目指すもの	環境生活部
	産業廃棄物リサイクル率	%	(H19) 52.2	(H20) 63	63	H20年度の水準を維持することを目指すもの	環境生活部
	アスファルト・コンクリート再資源化率	%	(H20) 98.4	(H20) 96.4	98	国土交通省ほか3省による「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」の改正案(H22年2月)の目標値	県土整備部
	コンクリート再資源化率	%	(H20) 97.3	(H20) 96.4	98	国土交通省ほか3省による「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」の改正案(H22年2月)の目標値	県土整備部

	建設発生木材再資源化等率	%	(H20) 89.4	(H20) 91.2	95	国土交通省ほか3省による「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」の改正案(H22年2月)の目標値	県土整備部
	自県内処理率	%	—	(H20) 95.0	97.5	県外で処理せざるを得ないものを除き、全て自県内で処理することを目指すもの	環境生活部
2 廃棄物の不適正処理の防止等	適正処理率	%	—	98.5	98.5	産業廃棄物適正処理指導員を現行の体制にしたH14年度以降の最大値を目指すもの	環境生活部
	家畜排せつ物法管理基準適用対象農家における管理基準適合割合	%	99.96	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	農林水産部
	農業用廃プラスチック適正処理割合	%	100	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	農林水産部
III 自然共生社会の形成							
1 豊かな自然との共生	◎大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合※	%	—	(H22) 35.3	50.0	県民意識調査において、「満足、やや満足」と回答する割合を5割まで引き上げるもの	環境生活部
	◎イヌワシ繁殖率※	%	—	12.5	21.9	種の保存に必要な30%の繁殖率の確保に向け、当面の目標として20%台(7/32つがい)を目指すもの	環境生活部
	農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	地区	—	570	625	希望郷いわての農業農村整備計画(H21～H30)の目標値	農林水産部
	漁場環境保全活動に取り組む地区数	地区	186	5	5	現存する活動組織の地区数を維持することを目指すもの	農林水産部
	鳥獣保護区の指定面積	ha	65,572	145,300	147,323	鳥獣保護事業計画(H19年度～H23年度)の目標値	環境生活部
	鳥獣被害防止計画作成市町村数	市町村	933	9	15	鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止計画」を作成する市町村数の増加(6市町村)を目指すもの	農林水産部
	グリーンボランティア人数	人	—	164	250	過去の実績から、現状の50%増を目指すもの	環境生活部
2 自然とのふれあいの推進	◎自然公園ビジターセンター等利用者数	人	—	136,031	150,000	過去の実績から、現状の10%増を目指すもの	環境生活部
	グリーンボランティア人数(再掲)	人	—	164	250	過去の実績から、現状の50%増を目指すもの	環境生活部
	県立広域公園利用者数	人	—	168,524	180,000	過去の実績から、約1,500人/年の増を目指すもの	県土整備部
3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	森林面積	千ha	(H19.3.31) 25,097	(H20) 1,177	1,177	現状の維持を目指すもの	農林水産部
	中山間地域等直接支払制度に取り組む面積	ha	663,775	22,252	23,350	当該制度の支援により中山間地域等で営農に取り組む面積(交付金交付面積)の5%増を目指すもの	農林水産部
	漁場環境保全活動に取り組む地区数(再掲)	地区	186	5	5	現存する活動組織の地区数を維持することを目指すもの	農林水産部
IV 安全で安心できる環境の確保							
1 大気環境の保全	◎大気の大気汚染物質等環境基準達成率	%	(H20) 99.4	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	(H20) 99.9	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
	光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	123	0	0	光化学オキシダント発令注意報の発令日数ゼロの維持を目指すもの	環境生活部

	新幹線鉄道の騒音環境基準達成率	%	—	71	71	320キロ営業運転移行時も現状より悪化しないことを目指すもの(H18～H21の4年間の平均。H17は異常値(悪い)のため排除。)	環境生活部
2 水環境の保全	◎公共用水域のBOD等環境基準達成率	%	(H20) 87.4	96.5	96.5	当該指標の過去最高値(H21年度)の維持を目指すもの	環境生活部
	排水基準適用の事業場における排水基準達成率	%	—	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの 注)改善後の排水基準達成率	環境生活部
	地下水の環境基準達成率	%	(H20) 93.1	100	96	H17年度～H21年度の平均値の確保を目指すもの	環境生活部
	未処理家庭雑排水量	千m ³ /日	—	(H20) 81	(暫定値) 42	別途設定している水洗化人口割合の目標値と行政区域内人口推計値から算定した値で「いわて汚水処理ビジョン2010」の目標値 (目標値は暫定値で、H22年度末の「ビジョン2010」策定後に決定します)	県土整備部
	岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視の実施割合	%	—	(H20) 95.2	100	当該指標の上限値を目指すもの	環境生活部
	新中和処理施設放流水質基準達成率	%	—	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
3 土壌環境及び地盤環境の保全	土壌の環境基準達成率	%	—	100	98	H17年度～H21年度の平均値の確保を目指すもの (地下水のモニタリング結果をもとに、土壌の汚染状態を把握するもの)	環境生活部
4 化学物質の環境リスク対策の推進	環境報告書作成企業数	企業	—	—	130	環境連加入企業(166社)の半数と環境報告書作成セミナーに参加した企業のすべてが環境報告書を作成することを目指すもの	環境生活部
	化学物質の環境基準達成率	%	—	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
	PRTR排出量等の届出率	%	—	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
	ダイオキシン類の環境基準達成率	%	(H20) 99.4	100	100	当該指標の上限値の継続を目指すもの	環境生活部
5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	光化学オキシダント注意報の年間発令日数(再掲)	日	123	0	0	光化学オキシダント発令注意報の発令日数ゼロの維持を目指すもの	環境生活部
V 快適でうるおいのある環境の創造							
1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数	団体	—	42	50	過去の実績から、いわて県民計画アクションプランの目標値(H22年度40団体)をベースに、各年度2団体の増を目指すもの	県土整備部
	県民一人当たり都市公園面積	m ²	(H20) 9.6	(H20) 12.7	14.1	過去の実績から、年平均0.2m ² の増を目指すもの	県土整備部
	水洗化人口割合	%	—	(H20) 60.1	(暫定値) 72	過去の伸び率及び市町村の普及計画から定めたもので「いわて汚水処理ビジョン2010」の目標値 (目標値は暫定値で、H22年度末の「ビジョン2010」策定後に決定します)	県土整備部

	長期優良住宅の認定戸数(再掲)	戸	57,127	316	525	H22年度までに400件、それ以降年間25件の増を目指すもの	県土整備部
	まちづくりアドバイザー派遣件数	件	—	51	85	県内34市町村に対して概ね1回ずつ派遣することを目指すもの	県土整備部
	県管理道路における無電柱化延長	km	—	24.6	(H25) 27.6	第二期無電柱化推進計画(H21～H25)の目標値	県土整備部
2 歴史的 文化的環境 の保全	◎本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合※	%	—	(H22) 59.3	70.0	県民生活基本調査において、「本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持っている」と回答する割合を7割まで引き上げるもの	教育委員会
	登録有形文化財(建造物)登録件数	件	7,998	72	100	過去の実績から年平均4件の増を目指すもの	教育委員会
VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進							
1 環境学 習の推進	◎省エネ活動を実施している県民の割合(再掲)	%	—	(H22) 82.3	90	県民生活基本調査において、省エネ活動項目を実施していると回答する人の割合をH32までに95%まで引き上げるもの	環境生活部
	地球温暖化を防ごう隊実施学校数	校	—	282	800	小学校数全体に占める防ごう隊実践校の割合をH27に25%、H32に30%を目標とした実践校の累積数値。併せて、防ごう隊を実践したことがある小学校数をH27までに全体の75%に、H32までに100%にすることを目指すもの	環境生活部
	環境学習交流センター利用者数	万人	—	3.7	4	利用者(来館者と事業利用者の合計数)を4万人で維持することを目指すもの	環境生活部
	水生生物調査参加率	%	—	8.41	10	参加率全国1位の維持及び参加率過去最高値の更新を目指すもの	環境生活部
2 環境に 配慮した行 動・協働の 推進	◎省エネ活動を実施している県民の割合(再掲)	%	—	(H22) 82.3	90	県民生活基本調査において、省エネ活動項目を実施していると回答する人の割合をH32までに95%まで引き上げるもの	環境生活部
	◎環境報告書作成企業数(再掲)	企業	—	—	130	環境連加入企業(166社)の半数と環境報告書作成セミナーに参加した企業のすべてが環境報告書を作成することを目指すもの	環境生活部
	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数(再掲)	団体	—	42	50	過去の実績から、いわて県民計画アクションプランの目標値(H22年度40団体)をベースに、各年度2団体の増を目指すもの	県土整備部
VII 環境を守り育てる産業の振興							
1 環境関 連産業の振 興	産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数	件	—	46	80	現状からの70%増を目指すもの	環境生活部
	小水力発電導入箇所数	箇所	—	1	3	希望郷いわての農業農村整備計画(H21～H30)の目標値	農林水産部
2 自然共 生型産業の 振興	◎環境保全型農業実践者数	人	—	22,300	30,000	県内の販売農家60,000人の半数が環境保全型農業に取り組むことを目指すもの	農林水産部
	環境にやさしい施肥技術の導入産地数	産地	—	0	68	県内の主要野菜産地52産地と、水稲産地16産地のすべてが環境にやさしい施肥技術を導入することを目指すもの	農林水産部
	漁場環境保全士の認定	人	—	28	27	認定制度を創設した時点(H19)における沿岸地区漁業協同組合(27)ごとに1名の確保を目指すもの	農林水産部
	間伐実施面積(再掲)	ha	(H20) 434,000	(H20) 12,530	(H24) 15,400	岩手県森林吸収量確保推進計画(H19～H24)の目標値	農林水産部

森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素排出削減に取り組む事業者数(再掲)	事業者	—	8	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23～H26年度)について、現在、検討中。目標値については、一層の拡大を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
ペレットの利用量(再掲)	トン	—	3,937	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23～H26年度)について、現在、検討中。目標値については、引き続き増加を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
チップの利用量(再掲)	トン	—	1,277	(検討中)	次期いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン(H23～H26年度)について、現在、検討中。目標値については、引き続き増加を目指す方向で検討し、同プラン(H23年2月頃策定予定)策定後に、決定します。	農林水産部
グリーン・ツーリズム交流人口	万人	—	440	469	過去の伸び率から、毎年度1%の増加を目指すもの	農林水産部
民宿・民泊受入農林漁家数	戸	—	829	(H26) 1,100	岩手県農山漁村と都市との交流推進方針(H22～H26まで)の目標値	農林水産部

参 考 资 料

1 県民等との協働プログラムの趣旨

この計画で県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村などとの協働により取り組んでいこうとしている様々なテーマのうち、特に「環境王国いわて」らしさが象徴されるものについて、目指す姿や協働の仕組・プロセスのイメージをお示しすることにより、県と各主体との協働、さらには各主体間の協働など県内の様々な主体の連携による取組の促進を図ろうとするものです。

これらの協働プログラムの中には、計画期間内に一定の成果が出てくるもののほか、計画期間を超えて継続的に実施していくべきものも含まれており、また、プログラムを構成する個々の取組についても、現在実施しているものだけでなく、今後の検討が必要なことや将来的な実現が期待されることなど幅広く掲げていきます。

このため、県民の皆様をはじめ、県内に広くご意見やご提言を伺い、プログラムの推進を図りながら、協働による計画の推進に取り組んでいくこととします。

また、こうした取組の推進に当たり、県内のNPOの方々には、その専門性や先駆性を十分に発揮した活動を行っていただくとともに、市町村にあっては、住民に最も身近な基礎自治体として、県と歩調を合わせた協働の取組を推進いただくよう期待するものです。

2 テーマ一覧（仮）

施策の方向	県民等との協働プログラム
I 低炭素社会の構築	◆いわて型エコライフ推進プログラム
II 循環型社会の形成	◆「もったいない」からはじめる「いわて3R推進」プログラム
III 自然共生社会の形成	◆いわての希少野生生物との共生プログラム ◆早池峰地域保全対策プログラム
IV 安全で安心できる環境の確保	◆北上川清流化・松尾鉦山跡地再生プログラム

◎ いわて型エコライフ推進プログラム

■ プログラムの趣旨

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスは、現在、世界規模でその排出量が増加しつつあります。こうした中で、日本は二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25% 削減するという方針を打ち出しており、本県においても、地球の見地に立った地域からの貢献として、これまで以上に実効性のある二酸化炭素排出削減対策を推し進めていく必要があります。

このため、家庭においては、従来の省エネ型のエコライフにとどまらず、エネルギー効率の高い高断熱住宅への改修や、太陽光発電・木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの活用を促進することにより、快適な暮らしと二酸化炭素排出量の大幅な削減を目指した「いわて型エコライフ」の普及を進めていきます。

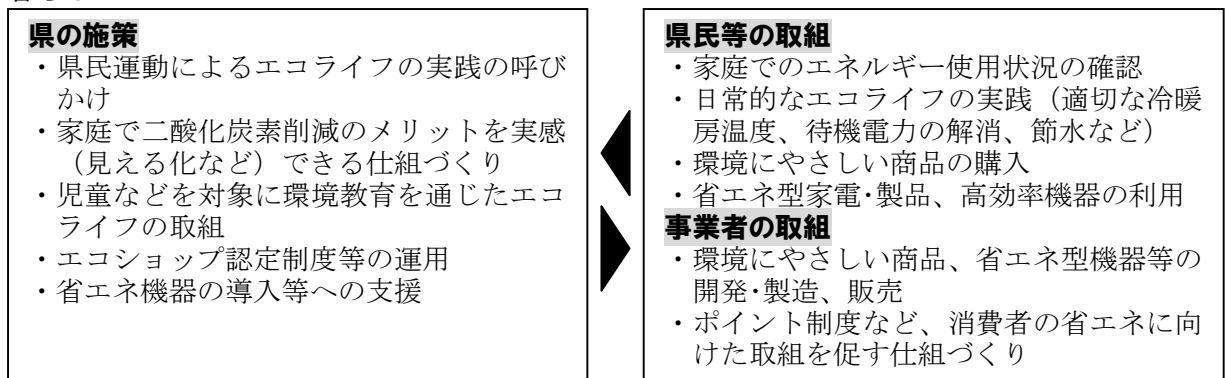
■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

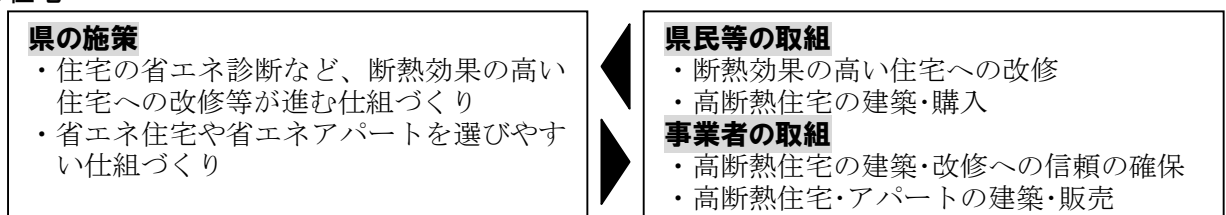
- ☆ 日常の省エネ生活やエネルギー効率の高い住まい、環境対応車や再生可能エネルギーの利用などにより、快適で二酸化炭素の排出量が少ない生活様式への転換が進んでいます。
- ☆ 住宅への太陽光発電や木質バイオマス利用暖房設備、高効率給湯器などの導入が進み、再生可能エネルギーの活用が拡大しています。
- ☆ このような「いわて型エコライフ」が着実に根づくことにより、家庭からの二酸化炭素排出量が大きく減少しています。

■ 具体的な取組内容

○暮らし

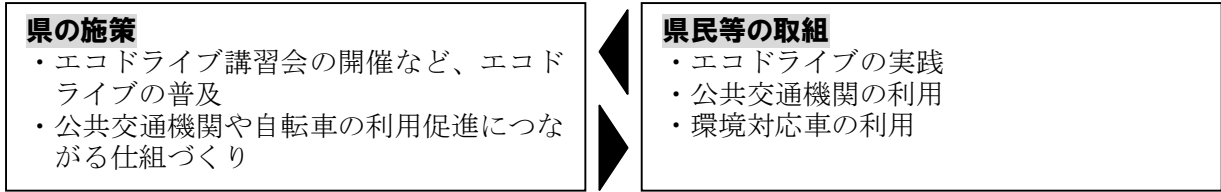


○住宅

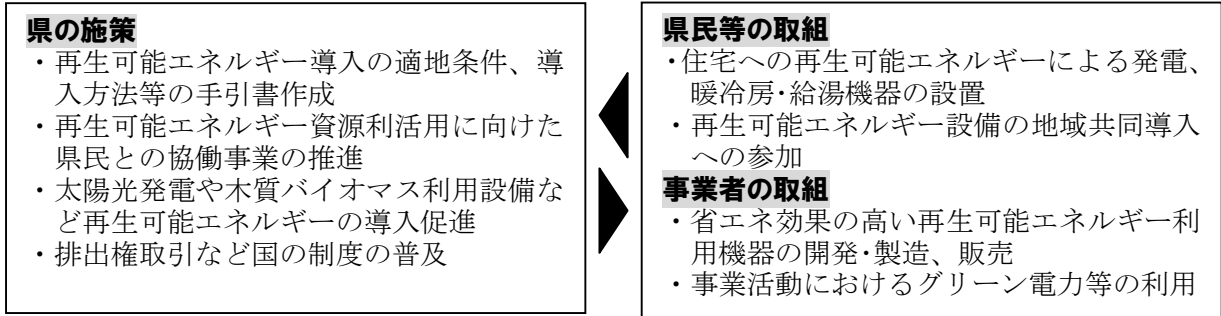


参考資料

○自動車



○再生可能エネルギー利用

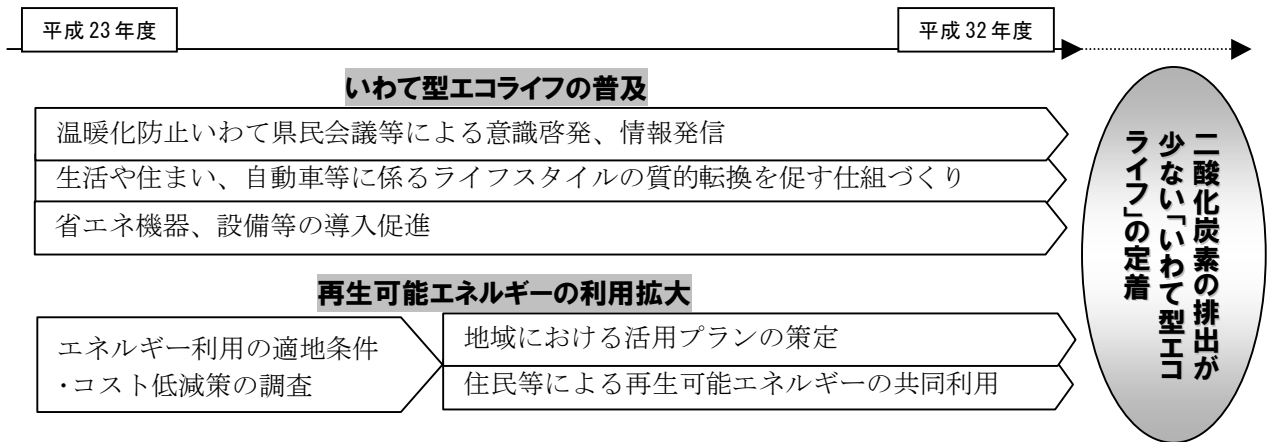


■ 具体的な協働の取組例

◆ 温暖化防止いわて県民会議

全県的な事業者団体や地域活動団体などを構成メンバーとする「温暖化防止いわて県民会議」（平成 21 年 6 月設立）が中核となって、クールビズ・ウォームビズ、ライトダウンなどの各種キャンペーンを展開しているほか、家庭部会や事業者部会において、それぞれ二酸化炭素排出削減のための取組を進めています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21)	目標 (H27)
省エネ活動実施率 (%)	82.3% (H22)	90%
県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合 (%)	12.2% (H20)	13.5%

◎ 「もったいない」からはじめる「いわて3R推進」プログラム

■ プログラムの趣旨

今日、経済社会活動やライフスタイルの多様化により、膨大な量のごみによる環境負荷や天然資源の枯渇など様々な問題が生じています。

本県では、県民一人1日当たり平均で約1kgものごみが排出され、産業廃棄物を合わせると、毎年12万トンを超える量の廃棄物が埋め立てられています(岩手県庁舎の約2杯分に相当(埋立ごみの比重0.8t/m³として算出))。また、平成12年に発覚した青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件は、本県に多大な負担をもたらしています。また、廃棄物の不法投棄はその後後も絶ちません。このままの状況が続けば、岩手県の環境や経済に悪い影響を及ぼす懸念があります。

こうしたことから、県民、事業者、NPO、市町村、県などみんなが力を合わせて、「もったいない」という古くからの知恵に即した3R(スリー・アール: Reduce リデュース=廃棄物等の発生抑制、Reuse リユース=再使用、Recycle リサイクル=再生利用)に取り組み、廃棄物の発生が抑制された3Rが定着した循環型社会の構築を目指します。

■ 実現したい姿

このプログラムを推進することにより、次のような姿を実現したいと考えています。

- ☆ 「廃棄物等の発生を可能な限り抑制することを第一とし、発生した廃棄物等については可能な限り循環的に利用する」という3Rなどの取組により、廃棄物の発生や新たに採取する資源が可能な限り少なく、最終的に廃棄されるものが可能な限り少なくなります。
- ☆ 生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- ☆ 各地域で、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方に基づく「地域循環圏」が、事業者間や地域間、企業・地域間等の取組により、幾重にも構築されています。

■ 具体的な取組内容

○ 家庭生活における3Rの一層の促進

県の施策

- ・発生抑制を第一とする「もったいない・いわて3R運動」の展開(ごみの排出状況等に関する情報提供、ホームページ等による普及啓発、県民キャラクターの募集・活用、マイバッグ・キャンペーン、「3R推進岩手大会」(H25 予定)等のイベント開催など)
- ・エコショップいわて認定制度による消費者のごみの減量とリサイクルの促進
- ・岩手県再生資源利用製品認定制度によるリサイクル製品の利用の促進

県民等の取組

- ・発生抑制を第一とする3Rを基調としたライフスタイルの実践(「3マイ [=マイ箸・マイバッグ・マイボトル持参] 運動」、牛乳パックなどの店頭回収への協力、食べ残し・調理残しの削減など)
- ・「エコショップいわて」認定店などのごみの減量やリサイクルに取り組む店舗の利用
- ・「岩手県再生資源利用認定製品」等のリサイクル製品やエコマーク認定商品などの利用
- ・地域やNPOが行う資源リサイクル活動等への参加、協力

○ 事業活動における3Rの一層の促進

県の施策

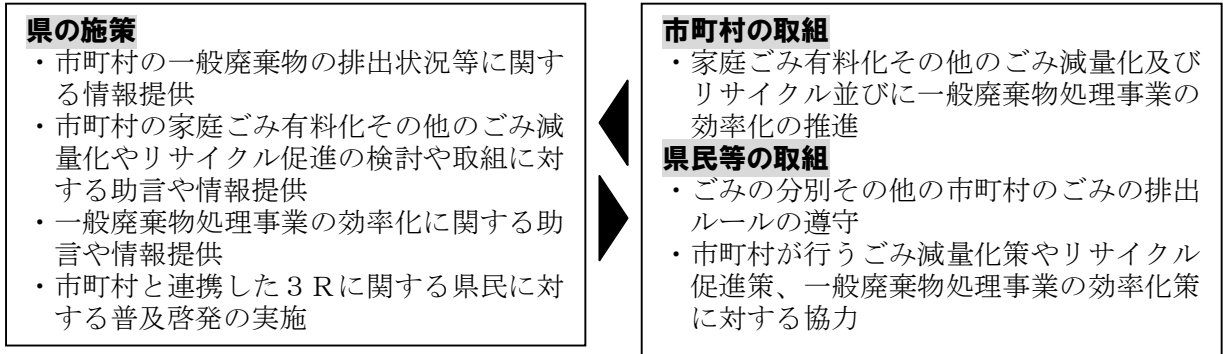
- ・エコショップいわて認定制度による小売店及び消費活動におけるごみの削減とリサイクルの促進
- ・産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者の3Rの取組や環境と経済を好循環させるビジネスモデル構築の支援
- ・岩手県再生資源利用認定製品認定制度によるリサイクル製品の製造・利用の促進
- ・排出事業者説明会や事業者等を対象にした普及啓発セミナーの開催

事業者の取組

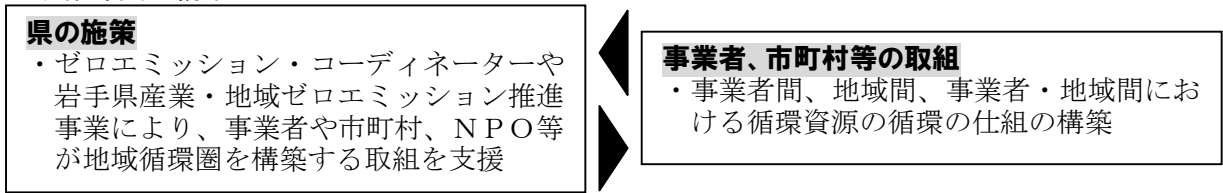
- ・小売店における事業者自身及び消費活動を通じたごみの発生抑制とリサイクルの促進
- ・省資源・少廃棄、リサイクルしやすい等の環境に配慮した製品づくりや企業内・企業間等のゼロエミッション化などの3Rの取組
- ・リサイクル製品の開発、製造、販売
- ・事業者の環境に対する社会貢献活動の取組推進

参考資料

○一般廃棄物の処理



○地域循環圏の構築

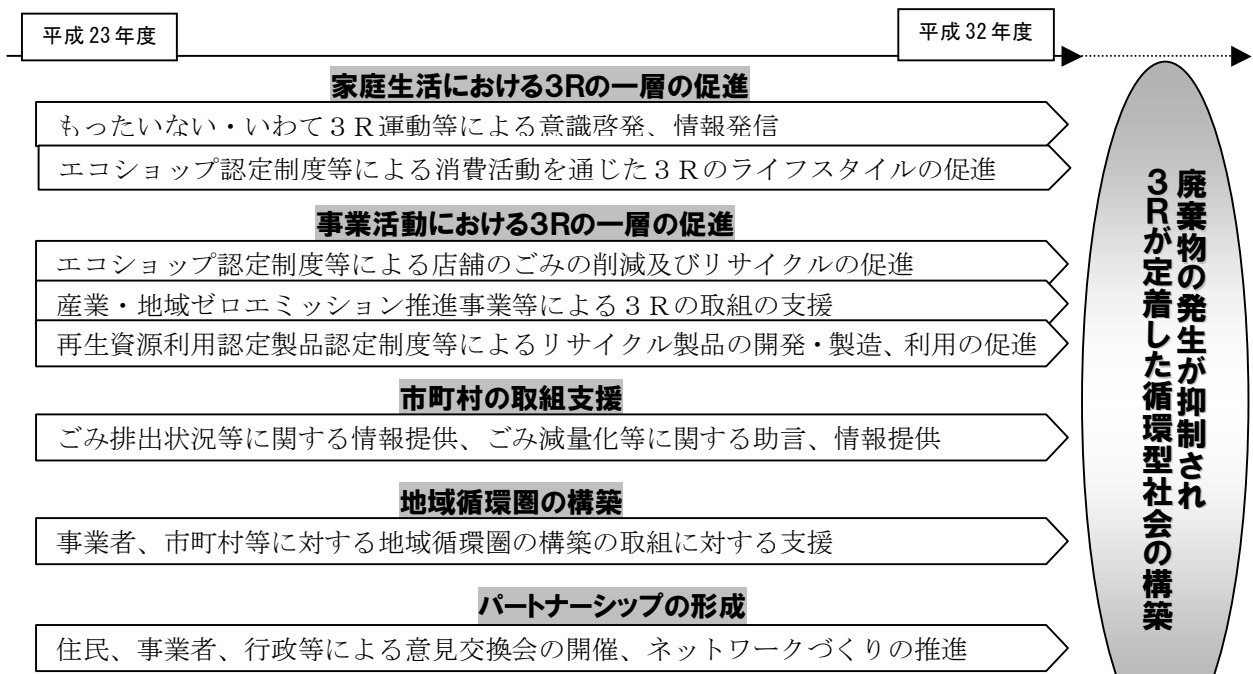


■ 具体的な協働の取組例

◆ もったいない・いわて3R運動

市町村との協働で、県民総参加により、発生抑制を第一とする3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促す県民運動である「もったいない・いわて3R運動」を展開し、普及啓発キャンペーン、「3R推進岩手大会」等のイベントの実施や、住民、事業者、行政等間の意見交換会、ネットワークづくりの推進などを行うことにより、各主体のそれぞれの役割に応じた取組を促進するとともに、各主体間のパートナーシップの形成を推進します。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H20)	目標 (H27)
県民一人1日当たりごみ排出量	955g	859g
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	53.8 千 t	40 千 t
産業廃棄物最終処分量	70 千 t	50 千 t

◎ いわたの希少野生生物との共生プログラム

■ プログラムの趣旨

本県には、多様な自然環境の中に、日本に生育する植物約 7,000 種のうち 2,225 種(31.8%)が、日本に生息する哺乳類 180 種のうち 75 種(41.6%)、鳥類約 700 種のうち 341 種(48.7%)が生育・生息しています。

このうち、本県固有種であるハヤチネウスユキソウや猛きん類のイヌワシ、クマタカ、チョウ類のゴマシジミなど 851 種は、絶滅危惧種又はこれに準ずる種としていわてレッドデータブックに掲載し、保護しています。

これら希少野生生物は、生態系の重要な構成要素の一部であり、県民の生活基盤である自然環境の維持のため大切な役割を果たしているもので、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

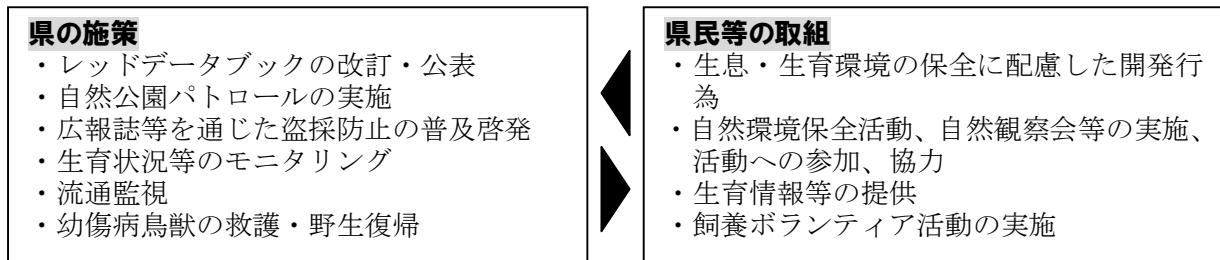
■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

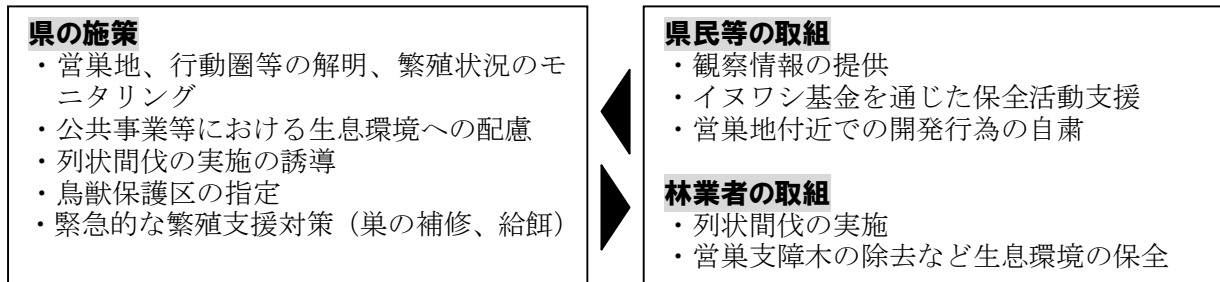
- ☆ 県内に生息する絶滅のおそれのある野生生物の状況が理解され、生物多様性の保全が日常の暮らしと密接な関わりがあることが認識されています。
- ☆ 希少野生生物が生育・生息できる環境づくりを契機として、人と野生生物との良好な関係が築かれています。

■ 具体的な取組内容

○希少野生生物の保護



○イヌワシの保護



■ **具体的な協働の取組例**

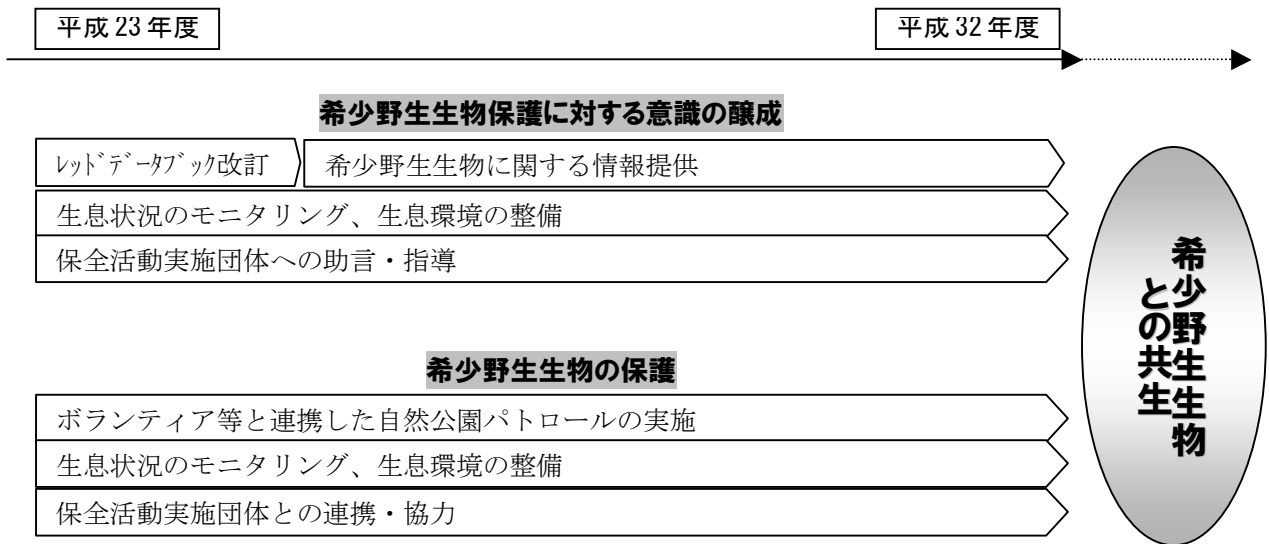
◆ **ゴマシジミの保護**

- ・ 岩手牧場のゴマシジミの保護
県と所有者との協働により、看板の設置、草刈等の保全対策を実施しています。
- ・ 久慈市のゴマシジミの保護
ボランティア団体が生息地保全のため、草刈りを行うなど関係者が連携して保護活動を実施しています。

◆ **イヌワシ基金**

絶滅危惧種であり天然記念物でもあるイヌワシの生息環境を保全し、岩手の豊かな自然のシンボルとして、安定した繁殖状況を確保していくため、社団法人東北地域環境計画研究所が基金を設立し、その運営により、営巣地や餌狩場、餌資源の確保に向けた取組を進めています。

■ **推進のイメージ**



※ **関連する環境基本計画の指標**

指 標	現状 (H21)	目標 (H27)
県民一人ひとりが自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合	35.3% (H22)	50.0%
イヌワシ繁殖率	12.5%	21.9%
鳥獣保護区の指定面積	145,046ha	145,300ha

◎ 早池峰地域保全対策プログラム

■ プログラムの趣旨

早池峰国立公園の中心である北上高地の最高峰、早池峰山は、ハヤチネウスユキソウをはじめとする固有種、希少種を含む数多くの高山植物の宝庫として全国に誇る県民の貴重な財産であり、県内外から年間約2万人の登山者が訪れています。

こうした早池峰地域の自然を保全するため、山岳・自然保護関係団体、観光業団体等の民間団体、報道機関、グリーンボランティア、関係行政機関が連携し、マナーガイドの作成・配布、携帯トイレの普及促進、山頂避難小屋トイレのし尿の担ぎ下ろし、盗採防止パトロール、マイカー利用の規制などの取組を全国の山岳保全のモデルケースとして推進することにより、先人が愛し、守ってきたこの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことを目指します。

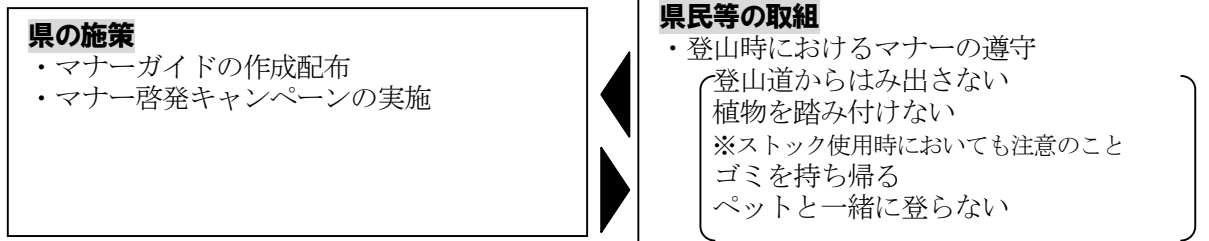
■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

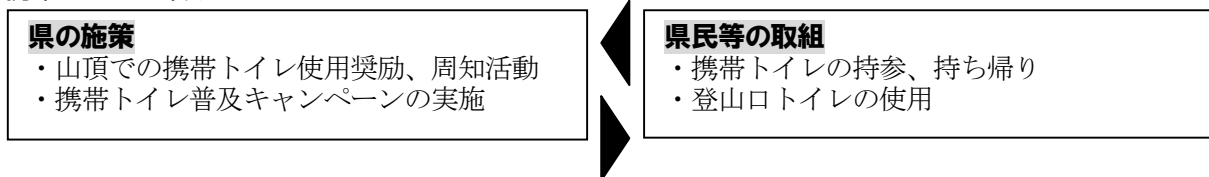
- ☆ 皆が“来たときよりもきれいに！”を考え、自己責任・自己完結の機運が醸成され、ゴミの持ち帰りや山頂における携帯トイレの使用等を実践することにより、山にかかる負荷が軽減し、永く優れた自然環境が保たれています。
- ☆ 再び早池峰山を訪れるとき、また、次の世代やその次の世代にわたり、多くの人々が美しい花々に出会っています。

■ 具体的な取組内容

○マナーの啓発



○携帯トイレの普及

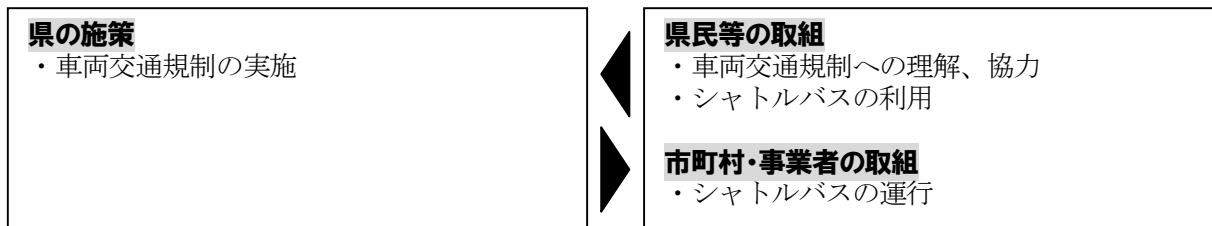


○生物多様性の保全



参考資料

○マイカー利用の規制



■ 具体的な協働の取組例

◆ 山頂トイレし尿担ぎ下ろし

昭和 61 年に整備された山頂避難小屋に併設されたトイレは、当時、し尿を地下に浸透させる方式でしたが、平成 6 年に沢水から大腸菌群が検出されたこと等を契機に、県では汲み取り式トイレへの改修を行いました。し尿の処理は、「早池峰にゴミは似合わない実行委員会」をはじめとするボランティアの皆さんが、山頂避難小屋トイレから人力での担ぎ下ろしにより行っています。

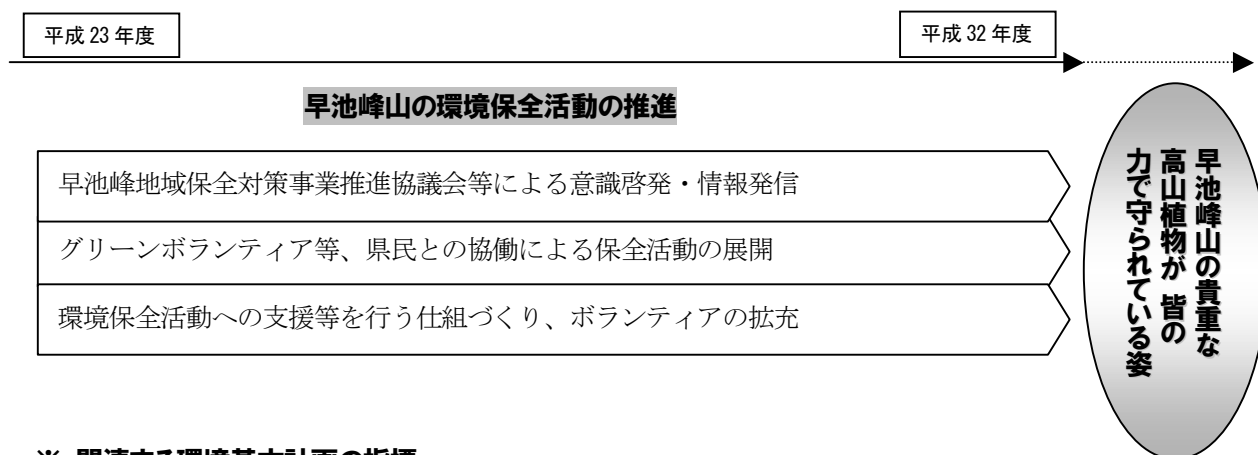
◆ 携帯トイレの普及促進

山岳トイレは全国的な問題となっていますが、携帯トイレの普及が未だ充分ではないことから、利用促進のためには現地登山口等での販売が不可欠な状況にあります。こうした中、地元ボランティア団体を中心とした「携帯トイレサポート早池峰」が携帯トイレの仕入れ、販売等の管理を行い、早池峰グリーンボランティアとともに普及促進活動を展開しています。

◆ 早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

早池峰地域の環境保全対策を推進するため、平成 14 年 3 月、県や市町村、関係機関、民間団体等からなる早池峰地域保全対策事業推進協議会が設置され、以来、登山マナー啓発や携帯トイレ使用推奨、清掃活動等を継続して実施しています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21)	目標 (H27)
グリーンボランティア人数	164	250

◎ 北上川清流化・松尾鉱山跡地再生プログラム

■ プログラムの趣旨

北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため魚のすめない「死んだ川」と言われていましたが、昭和 57 年の新中和処理施設本格稼働により清流を取り戻し「母なる川」としてよみがえりました。

この状態を維持していくため、新中和処理施設による確実な坑廃水処理事業を実施するとともに、露天掘等により荒廃した松尾鉱山跡地において、樹木の成長を促し、再生するため、県民や「再生の森協議会」等の市民活動団体との協働により、草地レベルまで復旧した跡地へ、ダケカンバ、アキグミ、ミヤマハンノキ、ナナカマド等鉱山跡地周辺の在来種の植樹活動などを行います。

松尾鉱山跡地を、環境学習の場として活用し、広く環境問題について学び、自ら考え、環境のため適切に行動することのできる人材育成を図りながら、生態系豊かな森として再生を目指していきます。

■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

☆ 清流の確保

旧松尾鉱山の坑廃水処理について確実に実施し、北上川の清流が維持されています。

☆ 松尾の森の再生

荒廃した松尾鉱山跡地に、生態系の豊かな森としてのかつての姿を取り戻します。

☆ 環境人材の育成

北上川清流化の歴史を学ぶことや森の再生活動体験をとおして、広く環境問題について学び、自ら考え、環境のため適切に行動できる人材が育っています。

※【植樹の必要性は】

標高 1000 メートルに達するこの地は、極寒、強烈な風といった気象作用に加え、酸性の土壤などきわめて劣悪な条件下にあり、自然の再生力による植生の回復はきわめて難しい状況です。

(社) 東北地域環境計画研究会の調査・研究によれば、松尾鉱山跡地において樹木の自立的遷移が始まるまでは、人工的な植樹が必要であり、現状のまま放置すれば、草地の衰退が進み、再び裸地化するおそれもあるといわれています。

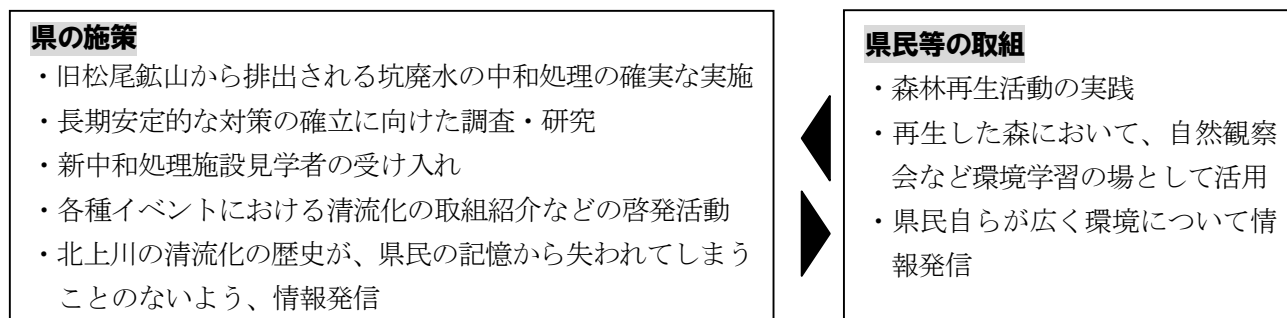
※【森林形成の効果は】

- 1 木が育つことにより、生物多様性が確保され、土壌の形成に寄与します。
- 2 表層土壌の流出を防ぎます。
- 3 森林形成にともなう坑廃水への影響については、現地在が露天掘り跡地、さらに地下に坑道が網目状に走っていることなど特殊な環境であることから、現時点では未知数です。

■ 具体的な取組内容

○坑廃水処理の実施と情報発信等

○松尾の森の再生



■ 具体的な協働の取組例

◆ 松尾鉱山跡地再生の森協議会

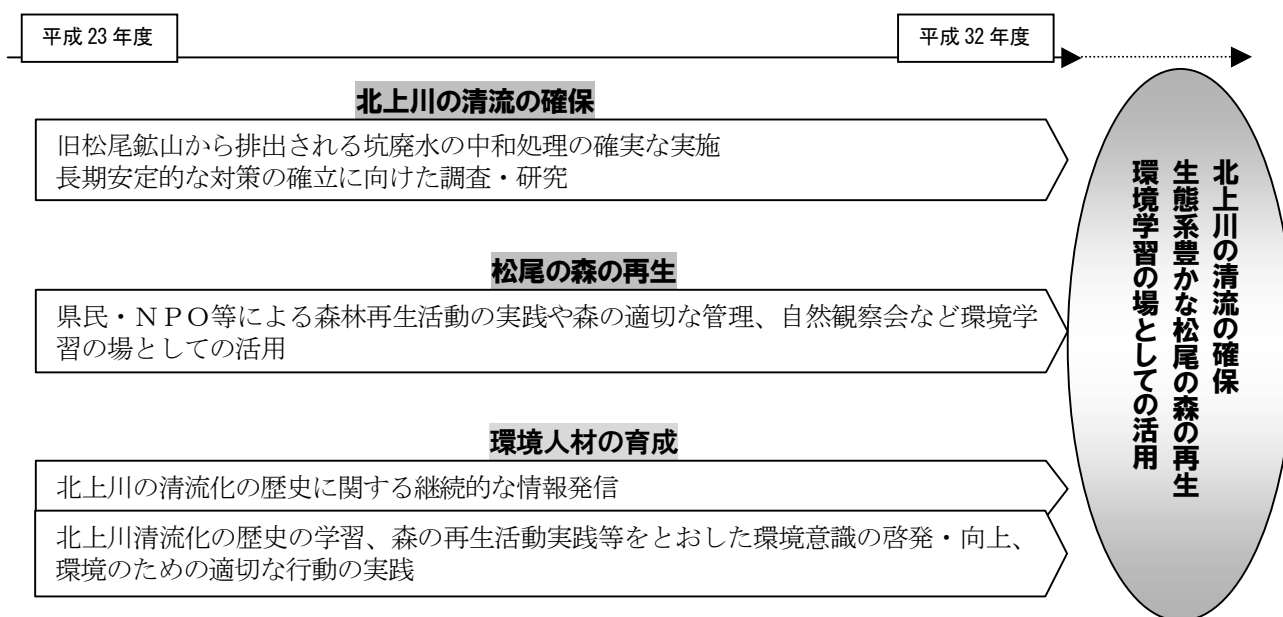
「松尾鉱山跡地再生」について、森づくり活動や環境学習の実施や他団体を指導・助言する協議会が必要であるとして、平成 20 年 2 月 1 日に「松尾鉱山跡地再生の森協議会」が設立されました。

土地の所有者である盛岡森林管理署、活動を実施する協議会、土地の借受者である岩手県の三者が「松尾鉱山跡地における森づくり及び体験活動に関する協定」を締結し、平成 20 年 5 月 20 日に調印式を行いました。

松尾鉱山跡地再生の森協議会では、再生活動に関する諸団体の受け入れ、指導、助言等や松尾鉱山跡地における森の再生活動の実施、体験活動を通じて自然環境の大切さについて広く県民への啓発活動を行っています。

この協議会のもとに、例年 3 から 4 団体が植樹活動を行っており、年間数百人ほどの県民が参加し徐々に成果をあげています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21)	目標 (H27)
新中和処理施設放流水質基準達成率	100%	100%

岩手県環境基本計画策定期間中の岩手県環境審議会委員名簿

平成22年9月3日現在

区分	計画策定特別 部会委員	氏 名	所属及び職	備考 (中途任期の期間)
委員	○	青 井 俊 樹	岩手大学農学部教授	
	○	生 田 弘 子	カシオペア環境研究会会長	
	○	市 原 裕 子	岩手県森林・林業会議理事	
		伊 藤 智雅子	J A 岩手県女性組織協議会顧問	H20.4.1～H22.3.31
		臼 澤 良 一	(公募委員)	
		内 澤 稲 子	月刊誌編集顧問	
	○	海 田 輝 之	岩手大学工学部教授 ※審議会会長	
		大 澤 長 嘉	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事	
	○ 部会長	大 塚 尚 寛	岩手大学副学長 ※審議会会長職務代理者	
		岡 晶 子	(株)マ・シェリ相談役	H20.4.1～H22.3.31
		小 原 正 弘	(社) 岩手県猟友会専務理事	
		勝 部 修	岩手県市長会	
		川 村 光 朗	岩手県町村会副会長	
		幸 丸 政 明	岩手県立大学総合政策学部教授	H20.4.1～H22.3.31
	○	越 谷 信	岩手大学工学部准教授	
		佐 藤 きよ子	一関工業高等専門学校准教授	
		佐 藤 雅 子	(社) 岩手県医師会女性医部会副会長	
		澤 口 たまみ	エッセイスト	H20.4.1～H22.3.31
		篠 木 幹 子	中央大学総合政策学部准教授	
		洪 谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授	
		杉 本 功 陽	岩手県漁業協同組合連合会専務理事	
		高 橋 昇一郎	(公募委員)	
		田 口 喜 代	グリーン動物病院獣医師	H20.4.1～H22.3.31
	○	竹 原 明 秀	岩手大学人文社会科学部教授	
	○ 部会長職務代理者	立 身 政 信	岩手大学教授・保健管理センター長	
		谷 藤 裕 明	岩手県市長会会長	H20.4.1～H22.3.31
	○	千 葉 啓 子	岩手県立大学盛岡短期大学部教授	
		槻 山 千 工	(公募委員)	H20.4.1～H22.3.31
		寺 崎 敏 子	岩手県地域婦人団体協議会副会長	H20.4.1～H22.3.31
		中 澤 廣	岩手大学工学部教授	
	永 田 京 子	岩手県自然保護団体協議会代表		
○	野 澤 日出夫	小岩井農牧(株)特別常任顧問		
	畠 山 房 郎	岩手県農業協同組合中央会参事		
	平 賀 喜代美	岩手県地域婦人団体協議会		
	宮 本 とみ	岩手大学人文社会科学部教授		
	由 井 正 敏	(社) 東北地域環境計画研究会会長		
関係行政機関 (特別 委員)		矢 野 均	農林水産省東北農政局農村計画部長	H21.5.25～H22.3.31
		永 嶋 善 隆	農林水産省東北農政局農村計画部長	H22.4.21～
		野 田 隆 司	経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長	H18.6.1～H21.6.29
		山 本 昭	経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長	H21.7.10～
		戸 谷 有 一	国土交通省東北地方整備局企画部長	H20.9.22～H21.7.9
専門委員		川 嶋 直 樹	国土交通省東北地方整備局企画部長	H21.8.18～
		土 井 宣 夫	岩手大学教育学部非常勤講師	H21.4.1～H22.3.31

岩手県環境基本計画策定に係る検討経過	
月 日	経 過
平成 21 年 6 月 17 日	○第 15 回岩手県環境審議会 ・「新しい環境基本計画の基本的方向」について県から諮問 ・「環境基本計画策定特別部会設置要綱」が了承され環境基本計画策定特別部会が設置、同部会委員の指名
平成 21 年 8 月 7 日	○第 1 回環境基本計画策定特別部会 部会長選出、部会長職務代理者の指名、新しい環境基本計画の基本フレーム
平成 21 年 9 月 14 日	○第 2 回環境基本計画策定特別部会 「循環型地域社会の形成」、「安全で安心できる環境の確保」の骨子案
平成 21 年 11 月 16 日	○第 3 回環境基本計画策定特別部会 「多様で豊かな自然と共生する社会の形成」、「みんなの参加と協働で行う環境づくりの推進」、「環境を守り育てる産業の振興」、「環境を守り育てるための共通的な施策の推進」の骨子案
平成 22 年 1 月 25 日	○第 4 回環境基本計画策定特別部会 「低炭素社会の構築」の骨子案、新しい環境基本計画の全体構成
平成 22 年 2 月 15 日	○第 5 回環境基本計画策定特別部会 中間答申素案、指標設定の基本的考え方
平成 22 年 4 月 26 日	○第 16 回岩手県環境審議会 中間答申素案、指標設定の基本的考え方
平成 22 年 6 月 7 日	○第 17 回岩手県環境審議会 環境基本計画策定特別部会委員の指名
平成 22 年 6 月 9 日～ 平成 22 年 7 月 8 日	○第 6 回環境基本計画策定特別部会 部会長選出、部会長職務代理者の指名、中間答申案、新しい環境基本計画の指標
平成 22 年 7 月 30 日	○第 18 回岩手県環境審議会 中間答申、新しい環境基本計画の指標
平成 22 年 9 月 3 日	○新しい環境基本計画（素案）に対するパブリック・コメント 意見総数 198 件
平成 22 年 9 月 16 日～ 平成 22 年 10 月 15 日	○第 7 回環境基本計画策定特別部会 最終答申素案、新しい環境基本計画の指標、県民等との協働プログラム
平成 22 年 9 月 24 日	○第 19 回岩手県環境審議会 最終答申素案、新しい環境基本計画の指標、県民等との協働プログラム
平成 22 年 11 月 1 日	○岩手県環境基本計画（案）に対するパブリック・コメント 意見総数 115 件
平成 22 年 11 月 5 日	○9 月定例県議会に計画策定に係る「報告議案」を提案
	○第 8 回環境基本計画策定特別部会 答申案
	○第 20 回岩手県環境審議会 新しい環境基本計画の基本的方向について（答申）

用語解説

【あ行】

ISO14001(74 頁)

ISO（国際標準化機構）では、物資及びサービスについていろいろな国際規格を定めていますが、規格番号の14001は環境負荷低減のためのマネジメントシステムの規格です。

青森・岩手県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件(23 頁)

平成12年5月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森・岩手県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市（16ha）と青森県田子町（11ha）にまたがる原野（27ha）で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF（可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したもの）様物等様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約92万³m、うち岩手県側は約25万³mと推定されます。”

硫黄酸化物(51 頁)

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂；亜硫酸ガス）であり、環境基準は二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

石綿(48 頁)

アスベストともいいます。天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。このため、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。アスベストの繊維は、極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺ガンや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、暴露から発症までに20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

いわて海洋研究コンソーシアム(84 頁)

岩手県三陸沿岸地域に立地する海洋研究機関の連携を強化して共同研究等を推進することにより、同地域が海洋研究の拠点となることを目指すとともに、これら海洋研究機関の地域に密着した研究活動を支援することにより沿岸地域における産業の活性化に寄与することを目的に平成21年7月に設立されました。

岩手県環境保健研究センター(3 頁)

新たな感染症発生や食の安全・安心問題、環境汚染問題や生物多様性の保全など増大かつ複雑多様化する環境保健課題に適切に対応し、本県の優れた環境を保全して、県民の健康を保持・増進するため、平成13年7月に整備しました。

岩手県環境影響評価条例(34 頁)

平成10年岩手県条例第42号。環境影響評価制度は、環境影響評価法により全国一律の規制が行われていますが、それに加え地方公共団体が独自の規制措置を採ることが可能な仕組みとなっており、本県でも、岩手県環境影響評価条例を制定し、本県独自の規制を行っています。

岩手県環境と共生する産地づくり基本計画(81 頁)

環境への負荷を低減した農業の推進と、県産農産物の安全・安心面での信頼性を高める取組を総合的かつ積極的に推進するため、平成20年1月に策定しました。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(1 頁)

平成10年岩手県条例第22号。環境の保全及び創造についての基本理念や、県民、事業者、県及び市町村の役割、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項について規定しています。

参考資料

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(3 頁)

平成 14 年岩手県条例第 26 号。本県の希少野生動植物の実効性ある保護を図ることを目的として、県・事業者・県民の責務、捕獲・採取の禁止等の規制措置、生息・生育地の維持・改善、保護管理事業等について規定しています。

岩手県再生資源利用認定製品(27 頁)

循環型地域社会の形成に関する条例に基づき、一定の基準を満たすリサイクル製品を、製造者の申請に基づき、有識者による岩手県再生資源利用認定製品審査会の意見を聴いた上で、岩手県再生資源利用認定製品として知事が認定しています。

岩手県産業廃棄物税条例(3 頁)

平成 14 年岩手県条例第 72 号。最終処分量の削減を促すこと、及び産業廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進、適正処理の確保に関する施策の費用に充てることを目的とし、青森県、秋田県、岩手県の北東北 3 県で同内容の条例を同時に制定しました。

岩手県自然環境保全指針(34 頁)

本県の自然環境を把握し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくことを目的に、平成 11 年 3 月に策定しました。学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた自然環境である「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境である「身近な自然」の 2 つに区分しています。

岩手県自然環境保全条例(31 頁)

昭和 48 年岩手県条例第 62 号。自然環境の保全に関し基本となる事項、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について規定しています。

岩手県新エネルギービジョン(13 頁)

太陽光や風力などの環境負荷の小さい自然エネルギーなどの新エネルギーを導入するための指針として策定しています。(平成 10 年 3 月策定。)

岩手県地球温暖化対策地域推進計画 (13 頁)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」ための計画として策定しています。(平成 17 年 6 月策定。)

岩手県土地利用基本計画(64 頁)

国土利用計画全国計画及び国土利用計画岩手県計画を基本として、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の個別規制法に基づく土地利用諸計画に対する上位計画として策定しています。(平成 22 年 3 月 30 日改訂)

岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(56 頁)

平成 15 年岩手県条例第 64 号。環境保全上健全な水循環を確保することを目的として、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関しての県、県民、事業者の責務や、施策の基本的事項等について規定しています。

いわて地球環境にやさしい事業所(3 頁)

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介しています。

いわての水を守り育てる条例(56 頁)

平成 20 年岩手県条例第 73 号。水環境の保全および水資源の確保を図るため、本県の水を守り育てるための取組についての、県、市町村、事業者および県民の役割、施策の基本的事項等について規定しています。

参考資料

いわてレッドデータブック(3 頁)

県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにするため、平成13年3月に作成しました。

FRP 船(27 頁)

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している小型船舶（モーターボート、ヨット、水上オートバイ、漁船など）をいいます。

エコアクション21(74 頁)

エコアクション21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21 ガイドラインに基づく、認証・登録制度です。

エコツーリズム(40 頁)

旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことをいいます。

エコドライブ(14 頁)

やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどして燃料の節約に努め、車からの二酸化炭素の排出量を減らす環境に配慮した運転方法をいいます。

エコファーマー(81 頁)

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農薬や化学肥料を減らした、環境にやさしい農業生産技術を導入、実践する計画を策定した農家の方をエコファーマーとして知事が認定しています。

屋外広告物条例(65 頁)

昭和46年岩手県条例第44号。屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業等について規定しています。

温室効果ガス(4 頁)

太陽光により温められた地表面から放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類）をいいます。

【か行】

カーボン・オフセット(18 頁)

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

環境アドバイザー (3 頁)

地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するため、環境保全についての有識者及び環境保全活動実践者などの中から知事が委嘱し、地域における研修会等の講師として派遣しています。

環境影響評価制度 (64 頁)

環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を実施するに当たり、事業者があらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しようとするもので、当該結果等に対し、地域住民、関係地方公共団体等が意見を述べることにより、環境への

参考資料

配慮をより確かなものとする仕組みとなっています。

環境影響評価法対象外事業(64 頁)

環境影響評価法では環境影響評価の対象となっていないが、環境影響評価条例により本県独自で対象としている事業です。具体的にはレクリエーション施設、採石場、工場等があります。

環境学習応援隊(72 頁)

環境学習の機会を提供するため、地域の企業・団体が行っている環境に関する講師派遣や見学受入などの体験的なプログラムについて、県が応援隊として登録し、地域や学校に広くお知らせしています。

環境学習広報車(3 頁)

愛称をエコカーゴといいます。県内各地の地域のイベントや学校等において出張環境学習を実施するため、平成 19 年度に整備しました。

環境学習交流センター(3 頁)

県内の環境学習拠点施設として平成 18 年 4 月に設置しました。環境情報の収集提供、環境学習支援、環境保全活動の支援等を行っています。

環境基準(6 頁)

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準です。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境コミュニケーション(75 頁)

平成 16 年度から企業と共催で、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動等取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」のような取組をいいます。

環境保全型農業(35 頁)

農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、たい肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいいます。

環境マネジメントシステム(17 頁)

企業が、環境に関する方針や目標などを設定し、この達成に向けた企業内での体系的な管理・実行の仕組み。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (4 頁)

1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価などを行う国連の組織です。

気候変動枠組条約第 15 回締約国会議の合意 (コペンハーゲン合意) (13 頁)

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在および将来の気候を保護することを目的に開催される国際会議であり、平成 21 (2009) 年 12 月にデンマークの首都コペンハーゲンで開催された会議においては、平成 32 (2020) 年までの先進国の削減目標や途上国の削減行動の提出などが合意されました。

揮発性有機化合物 (VOC) (51 頁)

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあります。

光化学反応によって、オキシダントや粒子状物質の発生に関与していると考えられています。

京都議定書(13 頁)

温室効果ガスの削減目標や達成期間を定めた法的拘束力のある国際協定。平成 9 (1997) 年 12 月に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP 3) で合意した 125 ヶ国・地域が批准し、

参考資料

平成 17（2005）年 2 月 16 日に発効しました。

漁業集落排水処理施設(56 頁)

漁港や周辺海域の生活環境基盤の整備及び水質保全を図るため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

漁場環境保全士(82 頁)

漁業関係者による漁場環境保全活動の促進と地域の漁場環境保全活動をリードする人材の育成を目的として、平成 19 年度に岩手県漁場環境保全士認定制度を創設しました。漁場環境保全士は、漁場環境監視・調査、漁協や漁業者へ漁場環境調査結果の提供、海浜清掃活動・普及などを行います。

クリーンエネルギー自動車(14 頁)

石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、又は排出しても量が少ない車（電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車など）をいいます。

グリーン・ツーリズム(41 頁)

都市の人々が農山漁村に滞在し、農山漁村の生活や農山漁村体験を通じて地域の人々と交流したり、川や海・田園風景など、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。

グリーン電力証書(18 頁)

グリーン電力（太陽光、風力、小水力などで発電された電力）の「環境価値」を第三者機関が認定し、取引可能な証書として発行したものです。（グリーン電力を自ら導入できない企業等が、証書の購入を通じてグリーン電力の普及拡大に貢献）

景観行政団体(65 頁)

景観法の規定による景観計画の策定などによる景観施策の推進権能が与えられた地方公共団体をいいます。都道府県、政令市、中核市は法の規定により、景観行政団体とされていますが、その他の市町村は、都道府県の同意がなければ、景観行政団体に移行できないこととされています。県内では、中核市である盛岡市のほか、平泉町、一関市、北上市、遠野市及び奥州市が景観行政団体に移行しています。

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(3 頁)

平成 14 年岩手県条例第 74 号。県外産業廃棄物の搬入事前協議の義務化と環境保全協力金制度を創設し、自県（圏）内処理を促進するため、青森県、秋田県、岩手県の北東北 3 県で同内容の条例を同時に制定しました。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(13 頁)

平成 13 年岩手県条例第 71 号。公害の防止並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置等について規定しています。

県立自然公園条例 (38 頁)

昭和 33 年岩手県条例第 53 号。県立自然公園の指定や公園事業の実施に際し必要な事項等について規定しています。

光化学オキシダント(47 頁)

工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンや PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称です。刺激性があり、人や植物に影響を与えます。

光化学オキシダント注意報(62 頁)

光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり（1 時間値が 0.12ppm 以上）、気象条件から、その状態が継続すると認められる場合、知事は注意報を発令し注意を呼びかけます。

参考資料

国土利用計画岩手県計画（第4次）（64 頁）

国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的事項についての計画として策定しています。（平成 20 年 11 月 4 日公示）

ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱（35 頁）

10ha 以上の一団の土地に係るゴルフ場その他これらに類するレクリエーション施設の開発行為に係る知事への事前協議について定めています。

【さ行】

再生可能エネルギー（13 頁）

自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど）をいいます。

再造林（20 頁）

人工林の伐採跡地に再び植栽を行うことをいいます。

酸性雨（47 頁）

石油などの化石燃料の燃焼から生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性の雨となったものです。森林や農作物被害をはじめ、生態系全般への影響が懸念されています。

なお、酸性の強さは pH（ピーエッチ）で表し、pH が低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。

CO₂ダイエット・マイナス 8%いわて県民運動（3 頁）

県民一人ひとりに「身近にできる 8 つの CO₂ ダイエット（削減）」などの実践を呼びかけ、地球温暖化防止を推進する「県民運動」です。

COD（6 頁）

化学的酸素要求量。BOD とともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

次期污水处理ビジョン（56 頁）

県内全域を対象とした、下水道や集落排水、浄化槽の計画や、適切な維持管理方針などを定めた構想です。

資源回復計画（81 頁）

資源量を早急に回復・増大すべき魚種について、国・県が計画を策定。県では、ヒラメ（平成 18 年 2 月）、ケガニ・ミズダコ（平成 20 年 6 月）について策定しています。

自然環境保全地域（31 頁）

自然環境保全法または県の自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域をいいます。特別地区（海域は海中特別地区）と普通地区に分けられ、特別地区においては工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を行う際には許可が、普通地区でも一定の行為については届出が必要です。

臭気指数（48 頁）

悪臭の程度を表す指標で、人間の嗅覚で感知しなくなるまで、気体または液体を希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法に定義されています。

循環型地域社会の形成に関する条例（2 頁）

参考資料

平成 14 年岩手県条例第 73 号。循環型地域社会を形成を目的として、再生資源利用認定製品制度や産業廃棄物処理業者育成制度、不法投棄等抑止対策などについて規定しています。

循環型地域社会(23 頁)

廃棄物の発生抑制や資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいいます。

浄化槽(24 頁)

汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。

水洗便所からの汚水（し尿）と生活雑排水を同時に処理するもの（合併処理）のほか、汚水だけを処理するいわゆるみなし浄化槽（単独処理）があります。”

植生自然度(31 頁)

環境庁（当時）が第一回緑の国勢調査で定めたもので、全国の植物群落を 10 段階に区分し、最も自然性の高い自然草原や原生林を自然度 10 及び 9 とし、最も自然性の低い市街地を自然度 1 とし、その中間に二次林、植林地、二次草原、農耕地と順次ランク分けしています。

針広混交林化(20 頁)

間伐されず混み合っているスギあるいはカラマツの人工林について、混交林誘導伐（概ね 50%の間伐）を行うことにより、下草や広葉樹の侵入を促進させ、天然林に近い状態の森林に誘導することです。（森林の水源かん養機能などの公益的機能が高度かつ安定的に発揮できる森林）

新中和処理施設(54 頁)

旧松尾鉱山から流出する pH2 の強酸性水を中和し北上川の水質環境を改善するため、岩手県が旧通商産業省の補助を受け同鉱山元山地区に建設したものの。

《工 期》 昭和 52 年 11 月から 56 年 11 月

《建設費》 中和処理施設 約 62 億円

貯泥ダム 約 31 億円

施設の維持管理は、年間約 5 億円の経費をかけ県の委託を受けた独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施しています。

なお、新中和処理施設が稼動する前の暫定中和処理により、四十四田ダムに堆積したヒ素を含む中和生成物対策については、国土交通省北上川ダム統合管理事務所が設置した、学識経験者らで構成する四十四田ダム貯水池堆砂対策委員会において、平成 18 年度から平成 20 年度まで対応策を検討した結果、ヒ素などに関しては、周辺地域および下流河川等へ大きな影響を及ぼす問題はないとされました。

また、治水容量等については、計画的に堆砂対策を進めることが必要であるとされており、これを受けて国土交通省北上川ダム統合管理事務所では、具体的な対策に着手しています。”

水生生物への影響に留意した環境基準(56 頁)

これまでの水質環境基準は人の健康の保護の観点から設定されていましたが、中央環境審議会等で水生生物への影響にも留意した環境基準の必要性が指摘され平成 15 年度に新たに設定されました。

3 R(10 頁)

「3 R」とは、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化）の 3 つの文字の頭文字をとった言葉です。

3 つの R に取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするものです。

平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法においてこの 3 R の考え方が導入されました。

参考資料

また、3Rが広まるにつれ、いくつかの市町村等では Refuse（不要なものを断る）、Repair（修理して使う）などの「R」を加えて、“4R”や“5R”を進めているところもあります。”

生物多様性基本法(35 頁)

豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に平成20年に制定されました。

ゼロエミッション(24 頁)

「ゼロエミッション」とは、生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として活用することにより、廃棄物をできるだけゼロに近づけると共に、物質循環の環(わ)を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想です。

【た行】

ダイオキシン(23 頁)

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称です。

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで非意図的に生成してしまう物質であり、環境中には広く存在していますが、その量は非常にわずかです。しかし、ダイオキシン類は、蓄積性が高く、非常に安定な化学物質であるため、極微量のダイオキシン類を長期間摂取し続けることによって、人体に影響を及ぼすおそれがあるため、国や県等により様々な対策が図られています。”

多自然川づくり(65 頁)

河川は洪水を安全に流下させるだけでなく、人が水辺の多種多様な動植物とふれあうことが出来る空間です。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（改修）を行うことをいいます。

地域循環圏(27 頁)

廃棄物の再生利用など資源の有効利用を考える場合、地域コミュニティや市町村など身近な範囲で循環的に利用することが望ましい資源もあれば、都道府県あるいはそれを超える広い範囲で利用する仕組みをつくった方が望ましい資源もあります。

地域循環圏とは、それぞれの特徴に応じて資源の循環的利用が行われる様々な圏域を指します。”

地域森林計画(42 頁)

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が民有林について5年ごとにたてる、伐採造林、林道、保安林の整備及び保全の目標等に関する10年を一期とする計画です。本県では県内を5つの森林計画区（馬淵川上流、久慈・閉伊川、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流）に区分し毎年1計画区ずつ地域森林計画をたてています。

地域での資源回収活動(26 頁)

自治会や子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらいリサイクルを進めていく活動をいいます。

地球温暖化対策地域協議会(3 頁)

地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等について協議し、実践などを行う組織をいいます。

参考資料

地球温暖化対策等実行計画（率先実行計画）（75 頁）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、一事業所として、県は、温室効果ガス排出の削減に取り組むため、「第2次岩手県地球温暖化対策等実行計画（率先実行計画）」を、平成17年4月に策定しました。

地球温暖化防止活動推進センター(3 頁)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策についての普及啓発を行うことなど、地球温暖化防止のための活動を行う NPO 法人等を、都道府県知事が地球温暖化防止活動推進センターとして指定しています。本県においては、平成22年度～平成24年度まで、特定非営利法人環境パートナーシップいわてを指定しています。

地球温暖化防止活動推進員(3 頁)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を知事が委嘱しています。

窒素酸化物(51 頁)

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素(NO)として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。環境基準はこの二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなります。

鳥獣保護管理捕獲コーディネーター(35 頁)

鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組を環境省が実施しており、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターは、管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行います。

鳥獣保護区(31 頁)

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域をいいます。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができます。特別保護地区では開発行為に規制がかかります。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に分けられます。

特定鳥獣保護管理計画(35 頁)

都道府県の区域内において増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。

トリハロメタン(53 頁)

メタン(CH₄)の4つの水素原子のうち3個が塩素や臭素などのハロゲン原子で置き換わった化合物です。トリハロメタンは、水道原水中に含まれるフミン質等の有機物質が浄水処理の過程で注入される塩素と反応して生じるもので、長期にわたって摂取し続けると、がん等健康に悪影響を与える恐れがあると考えられています。

【な行】

農業集落排水処理施設(56 頁)

参考資料

農村地域の生活環境基盤の整備及び農業用排水の水質保全を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

【は行】

バイオマスエネルギー(14 頁)

バイオマスエネルギーとは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるものです。化石エネルギーは含みません。

廃棄物(5 頁)

「廃棄物」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、占有者自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外のすべての廃棄物のことをいい、さらに「ごみ」と「し尿」に区分されます。また、「ごみ」のうち、家庭から排出されるごみは「生活系ごみ」と呼ばれ、市町村に処理責任があるのに対し、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）は、「事業系ごみ」と呼ばれ、産業廃棄物と同様に事業者に処理責任があります。「し尿」は公共下水道又は浄化槽や市町村等のし尿処理施設で処理されます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた 20 種類のことをいいます。

排出量取引(18 頁)

温室効果ガス排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引を認める制度をいいます。

HACCP(82 頁)

危害分析重要管理点方式の略称であり、食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品が原材料から製品になり出荷されるまでの各工程に管理点を設定し、温度や微生物の発生状況などを細かく検査して、監視と記録を徹底する管理方式のことをいいます。

PRTR 法(60 頁)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。平成 11 年 7 月に制定されました。同法に基づく制度として PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度があります。環境汚染のおそれのある化学物質について、工場・事業場が環境への排出状況や廃棄物としての移動量を把握してその結果を行政に報告し、それを行政が広く公表する仕組のことをいい、現在では化学物資の環境リスク管理の有力な手法として世界中で広く支持を受けています。

PFI(3 頁)

「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

BOD(6 頁)

生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

微小粒子状物質（PM2.5）(62 頁)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで

参考資料

入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそくなどの原因となると考えられています。

ヒ素(54 頁)

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精練の際に副産物としても分離されます。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されています。体内に蓄積すると慢性中毒（嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起こすことがあります。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録(68 頁)

平泉とその周辺には、国宝「中尊寺金色堂」や特別名勝「毛越寺庭園」のほか、特別史跡「中尊寺境内」、特別史跡「毛越寺境内附鎮守社跡」、特別史跡「無量光院跡」、史跡「柳之御所・平泉遺跡群」など平安時代末期に奥州藤原氏が築いた仏教寺院や庭園遺跡などが現在まで守り伝えられています。

文化庁、県、関係市町では、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けて、各種事業を推進しています。

複層林化(20 頁)

森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠※を構成する森林を造成することです。※林冠：林の最上を覆う枝葉の層

浮遊粒子状物質(49 頁)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10マイクロメートル以下のもので大気汚染物質として環境基準が定められているものです。

工場・事業場からのばいじんや自動車排ガスが主な発生源といわれていますが、詳細な発生機構については解明されていません。”

「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」(22 頁)

「フロン回収破壊法」は、正式名称を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、フロン類の大気中への放出を防止することを目的に平成13年に制定されました。

「家電リサイクル法」は、正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、家庭等で不要となったブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、小売業者に引取りを、家電メーカー・輸入業者にリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付ける法律で、平成10年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、正式名称を「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を行うための法律で、平成14年に制定されました。自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、車の所有者が負担することになっています。

【ま行】

マテリアル・フロー・コスト会計(28 頁)

マテリアル・フロー・コスト会計 (Material Flow Cost Accounting、略してMFCA) は、製造プロセスにおける資源やエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した材料費、加工費、設備償却費などを“負の製品のコスト”として、総合的にコスト評価を行なう原価計算、分析の手法です。MFCAを使って分析、検討されるコストダウン課題は、省資源や省エネにもつながっていきます。

3つのガイドライン(26 頁)

一般廃棄物処理事業のコスト分析等による効率化、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制等を進めるための一般廃棄物処理の有料化や一般廃棄物処理システムの住民等への説明に関する市町村の取組を支援するため、環境省が平成19年6月に示した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「一般廃棄物処理システムの指針」をいいます。

参考資料

【や行】

有害大気汚染物質(47 頁)

継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいいますが、中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト(234物質)の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる22物質を「優先取組物質」として選定しています。

このうち、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒドなど測定方法が確立されている19物質について、地方公共団体がモニタリングを実施することとされています。

有機フッ素化合物(77 頁)

有機フッ素化合物は防水スプレーや消火剤など日用品に広く利用されてきましたが、難分解性、蓄積性があること、動物実験で肝臓毒性や発達への影響、発ガンなどとの関連性が指摘され、国内での使用が規制されました。

有機フッ素化合物は水や大気の中では濃度が極めて低く測定が困難となっていました。岩手県環境保健研究センターが世界に先駆けて高い精度で分析できる方法を開発したことにより、有機フッ素化合物を含む製品の分析への応用が可能となりました。”

容器包装廃棄物(26 頁)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律では、容器包装(商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの)が使われなくなって一般廃棄物(ごみ)になったものをいうこととされています。

「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」(27 頁)

「容器包装リサイクル法」は、正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的に平成7年に制定されました。

「家電リサイクル法」は、前掲「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の解説を参照。

「建設リサイクル法」は、正式名称を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建設資材の適正処理と再資源化の促進を目的に2000(平成12)年に制定されました。

「食品リサイクル法」は、正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進することを目的に平成12年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、前掲「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の解説を参照。

【ら行】

リスクコミュニケーション(60 頁)

化学物質によるリスク(有害性または危険性により人や生物の生命、健康及び種の保存に対して被害をおこす可能性)を効果的に低減していくために、県民、事業者、行政、研究者などが、協力・連携して、情報を提供しあい、意見交換を行うことで情報の共有化が行われることをいいます。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策（第 13 条—第 25 条）

第 2 節 地球環境の保全の推進（第 26 条）

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境がつくり上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保

参考資料

に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを享受できるように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動」という。）への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（県の責務）

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

（市町村の役割）

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（相互連携等）

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

（年次報告書）

参考資料

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生の抑制、資源としての再使用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。
- (3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。
- (4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。
- (5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の水準)

第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策

(県民参加及び情報提供)

第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について

参考資料

必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した施策の策定等)

第14条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

第15条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「事業等」という。)が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第17条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第18条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第19条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第20条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第21条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第22条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第23条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第24条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

参考資料

(文化的環境の保全)

第25条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第26条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力に努めるものとする。

附 則

[省略]